

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第4回幕別町議会定例会
(平成25年12月2日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 谷口 和弥 11 芳滝 仁 12 田口 廣之
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 報告第15号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第16号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 報告第17号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第7 報告第18号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第8 発議第11号 J R北海道の重大事故及びトラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書
- 日程第9 発議第12号 重要5項目の聖域を守れないT P P交渉からの撤退を求める意見書
- 日程第10 陳情第10号 「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第11号 西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」について
- 日程第12 陳情第12号 「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成25年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年12月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 10 谷口和弥 11 芳滝 仁
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
9 牧野茂敏
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 土 木 課 長 湯佐茂雄
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 谷口 和弥 11 芳滝 仁 12 田口 廣之

議事の経過

(平成25年12月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成25年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月20までの19日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月20日までの19日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書および、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査結果報告書が議長宛に提出されておりますのでお手元に配付してあります。
次に、11月13日、第57回町村議会議長全国大会および、第38回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、NHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。
その議案の抜粋を、お手元に配布してありますのでのちほどご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から報告させます。
○事務局長（野坂正美） 本日、9番牧野議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成25年第4回町議会定例会が開催されるにあたり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
平成25年も残すところ、あと、ひと月足らずとなりました。
今年は、幸い大きな災害や事故に見舞われることもなく、1年が経過いたしました。

基幹産業である農業におきましては、7月から8月にかけての長雨と10月の降雪の影響を心配いたしておりましたが、作柄は大きく落ち込むことなく稔りの秋を迎えられましたことに安堵いたしております。

また、財政状況は依然厳しい状況が続いておりますが、おかげさまで計画させていただきました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ、町民の皆さま方のご理解とご協力をいただきながら、順調に進めさせていただいており、心から感謝申し上げます。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、新年度予算編成に向けての取組について申し上げます。

我が国の経済状況は、昨年12月に発足した安倍政権のデフレ脱却と経済再生に向けた、「大胆な金融政策」などのいわゆる「三本の矢」の一体的な推進により、着実に景気回復のすそ野は広がりを見せているものと理解いたしております。

このような中で、国において8月に取りまとめられた各省庁の概算要求の総額は、復興経費を含め2年連続で100兆円を超える最大規模のものとなっており、年末に向けた予算編成作業を注視しているところであります。

また、同時に総務省がまとめた地方財政収支の仮試算においては、地方税の増収を見込んだ上で、地方の一般財源総額を実質的に前年度と同水準並みに確保するとされたところでありますが、道内においては景況感が好転しているとの印象も薄く、どの程度税収増が期待できるのか、不透明な状況であります。

さらに10月に入り、社会保障と税の一体改革を踏まえ、消費税率を平成26年4月から8%に上げることが閣議決定されましたが、このことが地方交付税にどのような影響を及ぼすのか、加えて、5兆円規模の新たな経済対策が町の財政や経済にどのような効果があるのかなど、例年にも増して、先の見えない状況にあると認識いたしております。

本町といたしましては、現在、各課からの予算要求原案の取りまとめを行っておりますが、年末に向けて国の予算案、地方財政計画、地方債計画などが確定された後に、予算編成作業が本格化するものと見込んでおります。

いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中、特に歳出全般にわたる見直しを行い、最少の経費で最大の効果を上げるという基本理念の下、町民の方々のニーズに応え、住民福祉の向上を図ることができるよう、効率的かつ効果的な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

なお、消費税率の引上げに伴う本町の使用料などへの対応につきましては、現在、関係各課で協議を進めている段階であり、今後、新年度の予算編成に向けて、結論を出していくことといたしておりますが、平成27年10月にはさらなる消費税率の引上げが予定されているところであり、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、埼玉県上尾市と高知県中土佐町との「災害時相互応援に関する協定」の締結について申し上げます。

上尾市とは、忠類村において昭和50年から始まった子ども会交流事業を契機として、今では産業の分野でも「あげお産業祭」や「忠類どんとこいむら祭り」などにおいて、上尾市と本町の特産品販売等を通じて交流を深めているところであります。

このたび、上尾市から「災害時における協力体制の構築」を図りたい旨の提案があり、去る11月11日に上尾市から島村穰市長が来町され、「災害時相互応援に関する協定」を締結したところであります。

また、中土佐町とは、平成22年に当時の国際パークゴルフ協会が中土佐町の「小草ふれあい公園パークゴルフ場」の造成にあたり、コース設定などの協力をしたことをきっかけとして交流が始まりました。

本年10月に開催されたパークゴルフ発祥30周年記念式典には、中土佐町から池田洋光（いけだ ひろみつ）町長のご出席をいただき、その折に防災に係る協力体制の構築に関して双方の意思を確認し、去る11月18日に中土佐町を訪問し「災害時相互応援に関する協定」を締結したところであります。

いずれも遠隔自治体との相互応援が必要であるとの認識のもと、災害時における食料、飲料水や生活必需品をはじめ、救援・救助活動に必要な車両や資器材等の提供、加えて、救援並びに災害復旧に必要な職員の派遣などを行うことにより、災害対策の連携・強化を図ろうとするものであります。

本町にとりましては、本年5月に協定を締結した神奈川県開成町も加えますと、3つの自治体と協定を締結したことになり、これにより広域防災力が高まるものと期待いたしているところであります。

なお、今後におきましては、防災時の相互応援に限らず、児童・生徒などの交流事業をはじめ、産業イベントなどでの連携に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、メン川の汚染水の検出について申し上げます。

先の定例会で報告させていただきましたが、その後の経過についてご報告いたします。

帯広開発建設部が8月1日に白人樋門地点で実施した水質調査において、環境基準を上回る鉛が検出されましたが、その後、現在に至るまで国、道、町のいずれの調査におきましても環境基準を上回る鉛成分は検出されておられません。

調査結果をもとに、去る10月4日に関係機関で協議した結果、鉛汚染については原因特定に至るような結果は得られず、鉛を含んだ物質を投棄された可能性は否定できないものの、鉛汚染は一過性のものであり、これ以上の原因特定は困難であると判断したところであります。

また、白濁水の発生原因については、白濁時に採取した水の水質分析の結果、環境基準を上回る物質の検出はありませんでしたが、成分中に植物性の油脂成分である脂肪酸類が含まれていたことから、この油脂成分が何らかの要因で雨水管に混入し、乳化により白濁したものと推測いたしております。

白濁水は8月16日以降、現在に至るまで発生していないことから、一過性のものと考えられ、こちらも原因の特定は困難であると判断いたしたところであります。

なお、白濁水と鉛の関係につきましては、町が河川の水質と雨水樹に堆積した土壌成分の分析を行った結果、環境基準を上回る鉛成分が検出されなかったことから、関連性はないものと判断しているところであります。

なお、現在の水質は環境基準以下であり安全なものとなっておりますが、今後も当分の間、関係機関と連携を図りながら雨水放流口等の監視を実施するとともに、町の広報紙等を通じて水質汚染防止と河川環境の保全について、住民の皆さんへの啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、帯広厚生病院の移転新築に係る助成について申し上げます。

すでに地元紙などで報道されておりますが、本年5月13日に開催された十勝市町村長会議におきまして、北海道厚生連から帯広厚生病院の移転新築整備計画案についての説明と建設費に対する支援の要請がありました。

十勝町村会としましては、相互の理解を深めながら協議を進めていく必要があるという認識のもと、北海道厚生連からの支援要請に対し、新病院整備の基本方針、地域との医療連携及び医師等の確保、財政支援に係る金額と助成方法などに関する質問や要望等を10項目に集約し、10月28日に札幌市内において北海道厚生連と十勝町村会との意見交換会を行ったところであります。

その後、11月6日に開催されました十勝市町村長会議におきまして、10項目に対する回答が北海道厚生連から示されましたので、この回答内容をもとに、11月28日に協議をいたしましたが、現時点では助成をすることの適否についての結論には至っておりません。

帯広厚生病院は、地域の基幹病院として、多種多様なニーズに応える医療や最先端の医療を提供し、地域住民からも高い評価を受けていることなどを踏まえたうえで、今後も十勝管内市町村全体の中で慎重な検討・議論に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、5月連休中に8年ぶりとなる降雪、7月から8月にかけての断続的な降雨、そして10月16日には、帯広測候所観測史上最も早い記録となる積雪がありました。

特に夏場の長雨は、小麦の収穫や豆類、馬鈴薯の成熟に影響を与えましたが、全体として概ね平年に近い状況となる見込みであります。

主な作物について申し上げますと、小麦については、収穫時期直前の断続的な降雨により倒伏が見られ、品質や製品歩留りは前年に比べやや下回り、反収では約10俵、製品部分では、ほぼ全量が1等を確保しましたが、規格外は2割弱となっております。

馬鈴薯は、植え付け後の低温や生育時期の干ばつ、収穫時期の降雨により、小玉傾向や病害・湿害による腐れもあり、収量・品質ともに平年を下回る状況にあります。

てん菜については、収量は平年を上回る見込みですが、9月から10月上旬にかけて最低気温が高く推移したため糖分の蓄積が緩慢となり、糖度は平年をやや下回ることが心配されております。

豆類については、小豆は、品質は平年並みであります。収量はやや減となっており、金時などの菜豆類は、8月中旬の高温や9月中旬の降雨により、色流れ等による品質低下が見られましたが、平年並みの収量となっております。

野菜については、ゆり根の収量は平年並みでありましたものの、長いものは細め傾向で収量は若干の減、レタス等の葉物野菜については、春の低温や干ばつによる生育の遅れ、秋の降雨の影響により若干の減収がありました。全国的な猛暑による品不足のため価格は高騰したところであります。

牧草については、1番草は、ほぼ平年並みで推移していましたが、2番草については、8月上旬の降雨の影響で大幅に収穫が遅れ、収量が平年より下回りました。

サイレージ用とうもろこしは、収量、品質ともに平年並みとなっております。

年間を通じた天候不順に悩まされながらも、出来秋を期待し、ご努力をされてきた生産者の皆さんをはじめ、各農協、農業改良普及センターなど関係機関の皆さんのご指導に対し、改めて敬意を表すところであります。

次に、T P Pに関する幕別集会の開催について申し上げます。

T P P交渉につきましては年内妥結に向け、首席交渉官会議が11月下旬からアメリカ開催に引き続き東京で行われ、その後、安倍首相とアメリカのバイデン副大統領との会談も予定されており、関税協議のヤマ場を迎え、農業者の皆さんをはじめ、私どもにとりましても重要農産物5品目等の関税が確保されるか注目しているところであります。

このような情勢の中、明けて1月25日、幕別町百年記念ホールを会場に、幕別町農業協同組合の飛田代表理事組合長を招き、これまでのT P P交渉の概要と農業や国民の生活に及ぼす影響、さらにはこれからの農業を含めた地域経済のあり方を含めてご講演をいただくべく、現在準備を進めているところであり、準備が整い次第、町民の皆さま、管内自治体及び関係団体にご案内申し上げる予定といたしているところであります。

次に、福祉灯油の実施について申し上げます。

円安の状況などを受けて、灯油価格は高値傾向を示しておりますことから、低所得者世帯等の方の生活安定を図るために昨年度に引き続き福祉灯油を実施いたしたいと考え、関連する所要の経費を今定例会に補正予算案として提出したところであります。

本町に住所を有する生活保護の受給世帯と本年度町民税の非課税世帯で、75歳以上の高齢者世帯、身体・知的・精神に障がいのある方がいる世帯など、約1,700世帯に6,000円分の灯油引換券を支給するものであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済額は、23億6,306万円で、発注率にいたしますと94.6%となっており、平成24年度からの繰越事業を含めて、計画しておりましたあらかじめの工事発注を終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完成と労災事故の防止など安全管理の徹底を図るよう受注者に対し指導してまいりますとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備に努め、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

報告とさせていただきます。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第15号、専決処分した事件の報告についてから日程第7、報告第18号、専決処分した事件の報告についての4議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第15号から報告第18号まで、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明させていただきます。

この4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います

専決処分第8号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成25年9月30日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成25年7月26日午後0時18分頃、幕別町札内青葉町310番地5、飲食店てんや駐車場において、公用車を駐車しようとして侵入した際に、誤って前方に駐車中の相手方車両の左側面部に公用車車両の右側前部が接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額及び代車費用を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。309,782円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、音更町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公用車を運転しておりました職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところであります。今後このような事故が起きないように、慎重な運転に心がけるとともに、安全運転の励行に努めるよう指導いたしましたところであります。

次に議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第9号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成25年10月3日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成25年8月21日午後5時45分頃、幕別町字明倫38番地242地先、町道糠内古舞線において、車道の陥没箇所を相手方の運転する車両が通過した際に、その衝撃により左側前後輪のタイヤ2本を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、15,370円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、釧路市在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第10号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成25年10月15日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成25年8月11日午後0時30分頃、幕別町南町71番地先、町道南町団地道路5号において、車道中央部に設置してある側溝の上を相手方の運転する車両が通過した際に、側溝に被せられている金物蓋が跳ね上がり、その衝撃により車両右側面下部の燃料タンクを損傷する事故が発

生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、102,669円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、札幌市白石区本通18丁目北4の1 佐川急便株式会社北海道支店長 中村 正和氏であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額を車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思ます

専決処分第11号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成25年10月21日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成25年7月13日午後0時45分頃、幕別町札内中央町523番地33地先、町道札内大通において、道路区域内の未整備箇所に設置されていた設置者不明のコンクリートブロック上を相手方の運転する車両が駐車のため通過した際に、そのコンクリートブロック上を相手方が運転する車両が通過した際に、そのコンクリートブロックから突き出た鉄筋が車両下部に接触し、オイルパン等を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、39,500円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、芽室町在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、これら3件の事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところであります。今後このような事故が起きないように、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導いたしたところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、4議件について一括して質疑を許します。

（ありの声あり）

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 先ほど副町長から安全運転の励行を徹底させるというお話がありました。

これから冬に向けて道路状況も悪くなりますので、安全運転には十分心がけていただきたいと思ます。

そこで伺いたいのは、ただいま3件につきましては、道路の管理不良ということでの事故かと思ます。先ほどパトロールを強化してということですが、今回事故の起こった箇所については修繕をされたのか伺いたいということと、どのような計画をもって、こういった不良箇所の改修に努めているのか、それと今後、どのような計画をもって改修するか、ここ数年ですね、かなり予算をつけて、あちこち直しているかに見えますが、まだこういった事故があるということは、不良な道路があるということですので、これからどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） まず今回の件につきまして、パトロールの件になりますけれども、道路のパトロールにつきましては道路を委託の方で行っておりまして、幕別地域につきましては5ブロックに分けてパトロールを実施しておりまして、週に一回は、全路線必ず1回パトロールを通るとなっております。

今回の3議件につきましては、一部特殊といましようか、そんな経過もございますけれども、基本的には、まず第16号につきまして、糠内古舞線でございますけれども、これにつきましてはどちらかと言いますと道路の端の方ですね、議案では陥没という形にはなっておりますけれども、舗装の部

分が一部低くなっていた所に、相手方が乗り上げて、そこでタイヤの下の方が裂けたというような状況でございます。

ここにつきましては、直ちに応急処理をいたしまして、そののち全体的な補修を実施してまいります。

つづきまして第17号の南町団地道路につきましては、これにつきましても、直ちに修復をしてございますけれども、今後このようなことがないようにですね、たまたまこれ、道路のセンターに入っている側溝でございまして、そこをどうしてもタイヤが乗り上げるということがございまして、それでも大丈夫な様に当初は作っていると思うんですけども、経年によりいろいろと修復しなければならない部分もあるのかなということですね、今の状況がいいのか、あるいはそこを潰してと言いましようか、蓋でないような形の物に出来ないのかななどと、そういうようなことを現在検討しているところでございます。

それとあと第18号の札内大通りにつきましては、元国道ということでございまして、先ほども説明したとおり、歩道の部分からかなり広く道路敷地がございまして、その中に道路に直角に塀らしきものではないか、ちょっとよく分からないのですが、かなり相当年数が建っている状況のものがございます。

これにつきましては、一時目印をつけておったんですけども、今後雪の下になるということもございまして、現在は撤去させていただきまして、別な場所に保管しているところでございます。

パトロールの中では、なかなか目につかない部分もあるかと思うんですけども、今後につきましても、パトロールについては、こういった事故のあったところにつきましては重点的にパトロールしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 全体的な道路の整備計画につきましてはですけども、実際、道路維持補修ということですね、予算をつけていただいておりますので、その中でいろいろ公区の要望ですとか、そういったもの、あるいは現状、そういったものを把握しながら、優先順位などをつけながらですね、今後とも事故のないような道路整備にあたってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（古川 稔） 前川議員よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号から報告第18号までを終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第8、発議第11号、J R北海道の重大事故及びトラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 発議第11号。

平成25年12月2日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議会議員前川雅志。

賛成者、幕別町議会議員藤原孟。

賛成者、幕別町議会議員田口廣之。

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員齊藤喜志雄。

J R 北海道の重大事故及びトラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

J R 北海道の重大事故及びトラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書(案)。

2011年 5 月に発生した石勝線清風山信号場トンネル内の脱線事故をはじめ、一連の重大事故及びトラブルに加え、レール幅の異常放置にとどまらずその測定記録を改ざんしていた事実が発覚し、J R 北海道への信頼は大きく揺らいでいる。

J R 北海道は道内交通の大動脈であり、経済及び観光はもとより道民生活に不可欠な公共交通機関としての役割が求められている。

しかるに、今回の事態は、特急本数の減少、減速運行の実施による生活及び経済への影響ばかりでなく、安全運行そのものへの不安がますます増大する事態となっている。

J R 北海道は、一刻も早く利用者の安全を最優先とする公共交通機関としての再生をめざし、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、運行の安全確保に万全を期すことである。

また、J R 北海道の全株を保有する国の監督及び監査責任はきわめて重大である。国土交通省が「安全統括管理者の体制が不十分だった」と認めているように、公共交通機関としての役割を果たせるようにする責任がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、J R 北海道に対して、事故原因の徹底究明と事故防止策について指導・監督すること。

2、公共交通の維持及び確保に国が責任を果たすため、日本政府は、安全基準づくりや体制及び予算確保を行うこと。

3、積雪寒冷地及び長距離運行という本道の特性に配慮し、早急に老朽化した車両、設備の更新に必要な技術的、財政的な支援強化を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 2 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 12 号、重要 5 項目の聖域を守れない T P P 交渉からの撤退を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤原孟議員。

○7 番（藤原 孟） 発議第 12 号。

平成 25 年 12 月 2 日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員藤原孟。

賛成者、幕別町議会議員田口廣之。

牧野茂敏。
中橋友子。
斉藤喜志雄。
前川雅志。

重要5項目の聖域を守れないTPP交渉からの撤退を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

重要5項目の聖域を守れないTPP交渉からの撤退を求める意見書(案)。

政府は米国の強い要請を受けて、12月7日から9日にシンガポールで開催予定の閣僚会議で政治決着し、TPPの妥結を急ごうとしている。

しかし、TPP交渉参加にあたっての政府及び自由民主党並びに安倍首相の選挙公約や国会答弁に照らせば、TPP交渉からの撤退を求めざるを得ない。

第一に、安倍政権は国会答弁で「丁寧な情報提供」を約束し、衆議院農林水産委員会決議では「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を」と求めていたが、7月23日マレーシアでの交渉参加において最初に守秘義務が課せられ、国会や国民への情報提供を一切行うことなく協定を締結しようとしている。

第二に、先の参議院選挙で「守るべきものは守る」とし、農産物の「重要5項目(586品目)」を「聖域」にすると約束しながら、これに反して「重要5項目を含む約1,000品目の関税撤廃の可否」の検証作業を行い、内容を国民に秘密にしたまま早期妥結に向け交渉を早めることは、とうてい容認できない。

そもそもTPPは、関税及び非関税障壁の撤廃が大前提であり、食料自給や安全性の確保、医療への株式会社参入と国民皆保険制度の崩壊、公共事業の地元企業優先発注の撤廃、不平等なISD条項の締結など、国民生活と地域経済に重大な影響を与えることが懸念されている。

幕別町は、農業を基幹産業としており、TPP参加による農業と地域社会の崩壊が明らかであることから、地域をあげてTPP参加に反対するものである。

よって、政府は国民と約束したTPP交渉参加の判断基準6項目を遵守しなければならない。これを守らず農産物5項目の聖域を守れない場合、TPP交渉から即時撤退することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月2日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第10、陳情第10号、「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書から日程第12、陳情第12号、「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書の3議件を一括議題といたします。

ただ今議題となっております、陳情第10号、「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求め

る意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 11 号、西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」については、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 12 号、「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 3 日から 12 月 10 日までの 8 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 3 日から 12 月 10 日までの 8 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 11 日、午前 10 時からであります。

(10 : 45 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第4回幕別町議会定例会
(平成25年12月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 前川 雅志 14 成田 年雄 15 中橋 友子
（諸般の報告）
- 日程第2 発議第13号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第3 陳情第12号 「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書の取り下げ
- 日程第4 陳情第13号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 一般質問

会議録

平成25年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 9 牧野茂敏 10 谷口和弥 11 芳滝 仁
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
8 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 農 林 課 長 森 範康
町 民 課 長 横山義嗣 こ ど も 課 長 山岸伸雄
商 工 観 光 課 長 森 広幸 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 坂口惣一郎
土 地 改 良 課 長 坂井康悦 経 済 建 設 課 長 天羽 徹
経 済 部 参 事 須田明彦 水 道 課 長 田中光夫
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13 前川 雅志 14 成田 年雄 15 中橋 友子

議事の経過

(平成 25 年 12 月 11 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13 番前川議員、14 番成田議員、15 番中橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から報告させます。

○事務局（野坂正美） 8 番乾議員より本日欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 2、発議第 13 号、平成 26 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

齊藤喜志雄議員。

○18 番（齊藤喜志雄） 発議第 13 号。

平成 25 年 12 月 11 日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議會議員齊藤喜志雄。

賛成者幕別町議會議員前川雅志。

同じく、幕別町議會議員藤原孟。

同じく、幕別町議會議員牧野茂敏。

同じく、幕別町議會議員中橋友子。

平成 26 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

要望の理由。

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、専業経営を主体に展開し、安全・安心な畜産物を供給するため、国土・環境保全など多面的機能の発揮や乳業など関連企業とともに、地域経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

こうしたもと、国は「攻めの農林水産業」など農業・農村の発展と所得倍増などを目指し、各種施策の実施や検討がなされています。

しかしながら、酪農・畜産の経営をめぐるのは、長引く畜産物需要の減少と価格の低迷、配合飼料価格の高止まりと価格安定基金の財源問題、さらに燃油・石油製品や電気料金など生産コストの増大による経営の悪化と生産基盤の縮小など危機的な状況に瀕しています。

加えて、日本が例外なき関税撤廃を原則とする TPP 交渉に参加したことから、酪農・畜産農家は

迫りくる市場開放の動きに大変な不安と危機感を抱いています。

については、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、家族経営体を核とする多様な担い手の育成と経営の安定に向けて、明日につながる平成 26 年度畜産物価格の決定と総合的な酪農・畜産政策を推進されますよう、下記事項を強く要望いたします。

記。

1、例外なき関税撤廃を原則とする T P P 協定交渉において、農産物重要 5 品目などの「聖域」を守るとした国会決議を断固堅持するとともに、それができないと判断した場合は、交渉から脱退すること。

あわせて、日豪などとの E P A / F T A 交渉において、わが国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米や小麦、澱粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、現行の国境措置を維持すること。

2、平成 26 年度加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料価格や燃油価格の上昇、電気料金の値上げなど生乳の生産コストの実態を十分に踏まえ、かつ適正な家族労働報酬が得られるよう、算定方法の弾力的な運用・見直しを図り、再生産確保と経営の安定に資する単価水準に引き上げること。

また、限度数量については、国産乳製品の安定供給・需要の確保に向けた生乳生産基盤の維持・拡大の観点にたつて、適正な水準を確保すること。

3、平成 26 年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、配合飼料価格の高騰など畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる水準に引き上げること。

4、多種多様な畜産経営において、政策価格だけでは経営安定を図ることは困難なことから、現行の酪農経営安定対策や肉用牛・養豚経営安定対策等について充実・強化を図ること。

5、自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営を加速的に推進する観点から、地域の特性を踏まえた自給飼料増産対策を推進すること。併せて、配合飼料価格安定制度の再構築を図ること。

6、家族酪農経営における専従者の労働軽減や休日の確保、地域での雇用創出や担い手の育成強化などの観点から、傷病時利用事業の継続拡充や、専任ヘルパー要員の確保・育成・定着（就労環境の充実）への支援など、酪農ヘルパー利用組合の円滑な運営を図るための支援事業を継続強化すること。

7、意欲ある酪農・畜産の担い手が、安全・良質な畜産物の安定供給と多面的機能の発揮に向け、安心して経営に取り組めるよう、再生産の確保（生産コスト割れの全額補填）と所得の安定を図る新たな直接支払制度・経営所得安定対策を確立すること。

8、日本型直接支払（多面的機能支払）制度における、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

なお、ただいま読み上げた中で、大変失礼をいたしました。

賛成者の一人に、幕別町議会議員田口廣之氏をおとしておりましたので、お詫びして訂正をいたします。

平成 25 年 12 月 11 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上、読み上げて提案といたします。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情取下げ]

○議長(古川 稔) 日程第3、陳情第12号、「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書の提出を求める陳情書の取下げ」についてを議案といたします。

お諮りいたします。

陳情第12号については、お手元に配布した取下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第4、陳情第13号、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第13号、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○1番(小川純文) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

幕別町における今後の農業振興について。

幕別町の基幹産業である農業は、TPP交渉等、先行きが不透明な状況にあります。北海道、特に十勝地方は先人のたゆまぬ努力により、比較的安定した経営基盤が確立されていますが、程度の差こそあれ、農業者の高齢化や後継者不在等の課題があります。

本町において、将来にわたり生産力を維持発展させ、日本の食料基地としての責務を全うするには、全町規模でさらに農業振興を図る必要があると認識しており、そのためには行政と関係機関が一体となって推進する体制が不可欠であると考えます。

これらを踏まえて、次の3点について伺います。

①農業・農村振興計画に代表されるこれまでに策定した農業関連の各計画・構想に対する今後の取り組みについて。

②「人・農地プラン」の現況及び今後の取り組みについて。

③農業協同組合・普及センター等の関係機関との連携に当たって行政の担う役割について。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小川議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における今後の農業振興について」であります。

21世紀の農業の基本指針である食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し政府が中長期に取り組むべき方針として、平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されましたが、計画の中では「戸別所得補償制度の導入、平成32年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率50%の達成を目指すものとする」など、策定から10年程度を見通した農業政策の対応方向が示されております。

また、本年夏の参議院選挙前に公表された自民党の総合政策集では、「農商工連携・地産地消・6次産業化の市場規模を2020年(平成32年)までに1兆円から10兆円までに拡大し、農林水産物の高付加価値化と食品関連産業の成長の取り組みにより、農業・農村の価値の倍増を目指す」としております。

個別政策では、日本型直接支払い制度の創設、担い手利用面積8割計画、新規需要米・加工米150万トン生産計画、国産需要に応える大豆・麦の生産拡大などを掲げており、先般の臨時国会において農地中間管理機構関連2法案が可決されましたが、次期通常国会では減反制度の廃止や日本型直接支払制度の創設などが審議される予定であり、新年度以降におきまして、国の農業政策が大きく変化するものと考えているところであります。

ご質問の1点目、「これまでに策定された農業関連の各計画・構想に対する今後の取り組みについて」であります。

本町においては、農業関連計画等として三つの計画を定めておりますが、初めに、「幕別町農業・農村振興計画」について申し上げます。

同計画は、忠類村との合併に伴い、平成12年に策定した「農業新時代 幕別町農業・農村振興計画」と、平成14年に策定した「忠類村農業活性化計画」を統合し、今後10年の町の農業の目指す方向について、農業経営の安定化対策、食の安全・安心、食育対策、耕畜連携対策の三つを柱とし、ゆとりみらい21推進協議会、農業者との懇談会等を経て、平成20年3月に策定いたしました。

次に、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」についてであります。同構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定するものであり、都道府県の示す基本方針に沿った形で、農業経営基盤強化の促進に関する目標、営農類型の設定、さらには類型ごとの規模・生産方式・経営管理、基盤強化促進事業に関する事項を定めております。

本町においては平成6年に策定いたしました。平成18年の見直しでは年間農業所得の目標を400万円、指標となる25営農類型を定めたところであります。

その後、平成23年3月に行われた北海道の基本方針の見直しに伴い、本町におきましても文言や数値の見直しのほか、6次産業化等の取り組み、促進などについての見直しを平成24年度に行ったところであります。

次に、「幕別町農業振興地域整備計画」についてであります。同計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき整備することとされており、おおむね5年ごとに農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模等の現況と将来の見直しについて基礎調査をし、その調査結果や経済事情の変化等により必要が生じたときは、遅滞なく整備計画を変更しなければならないとされているものであります。

全体的な見直しにつきましては、忠類村との合併に伴い、平成18年度に基礎調査を実施し、平成20年4月に整備計画の変更を行い、平成24年度には、北海道の基本方針の変更に伴う見直しを行ったところであります。

これら三つの計画、構想のうち、農業振興地域整備計画につきましては、平成20年から5年を経過いたしましたことから、新年度におきまして基礎調査を行い、2年ほどの期間を要すると考えておりますが、全体計画の見直しに着手する予定といたしております。

また、基本構想と農業・農村振興計画につきましても、国の農業施策の動向、あるいは TPP 交渉の行方を視野に入れながら、農業協同組合や農業改良普及センターとの十分な協議を踏まえた上で、見直しに取り組む必要性が生じてくるものと考えております。

ご質問の 2 点目、「人・農地プラン」の現況及び今後の取り組みについて」であります。

近年、農業後継者の減少や農業従事者の高齢化などにより、農業の担い手不足が課題となっており、農用地の遊休化が懸念されております。

このような農村地域が抱える担い手や農地に関する課題を長期展望に立って解決するために、平成 24 年度から国の新たな施策として、「人・農地プラン」を策定し、プランに位置づけられることにより、農地の出し手に対する農地集積協力金、新規就農者に対する青年就農給付金とスーパーL 資金の当初 5 年間実質無利子化などの支援が行われております。

本町におきましても、平成 24 年 3 月に町内全農業者に対しまして、将来の農業経営や農地に対する意向調査を実施し、調査結果をもとに、平成 24 年 6 月に「幕別町人・農地プラン」の当初プランを策定いたしました。

その後、これまでに 4 回の計画変更を行い、現在のプランにおいては、地域の中心となる経営体が 321 経営体、農地の提供等に連携する農業者として 3 人の農業者が位置づけられております。

本プランにより地域の中心となる経営体に農地を集積している 4 人の農業者に対し、農地集積協力金を交付いたしております。

また、青年就農給付金につきましては、夫婦で新たに就農した 2 組と個人で就農した 1 人、合わせて 5 人が交付を受けて、就農初期の経営の安定に役立てられているところであります。

さらに、スーパーL 資金の金利負担軽減措置につきましては 140 経営体が、経営体育成支援事業は 6 経営体が事業の採択を受け、農業用機械等の導入に対して支援を受けております。

「幕別町人・農地プラン」の当初プランが策定されてから 1 年半が経過いたしました。この間、円安による農業資材費の高騰などに加え、年内妥結に向けて進められてきた TPP 交渉など農業を取り巻く情勢は大きく変化いたしてきております。

町といたしましては、本年度中に町内全農業者に対しまして、今後 5 年あるいは 10 年先の農業経営や農地に対する意向調査を改めて実施し、長期展望に立ったプランの見直しを行い、農業振興公社、農業委員会、各農業協同組合など関係機関・団体と連携の上、効率的な農地集積や新規就農者を含めた担い手の確保・育成に取り組むことにより、農業経営の安定化と本町の農業振興に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「農業協同組合・普及センター等の関係機関との連携に当たって行政の担う役割について」であります。

本町におきましては、平成 9 年に町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、日甜東部センター、農業振興公社の関係職員で構成する「ゆとりみらい 21 推進協議会」を設立し、農業施策の調査・研究、立案や農業技術の改善、調査等を行うとともに、本町農業の振興を図るため、農業施策のあり方や農業支援のための補助事業の検討などに取り組んでまいりました。

また、近年では、鳥獣による農作物等の被害軽減対策を検討し、その実効的な推進を図るため、協議会の内部組織として「鳥獣害対策委員会」を設置し、鹿くくりわな免許講習費用助成、くくりわなの購入や貸し出しなどにより、被害の軽減に努めているところであります。

今後におきましても、国の農業政策の大きな変化が想定される中、本町農業のさらなる振興を図るため、町は関係団体のパイプ役として、その役割を担ってまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1 番（小川純文） 今、町長から答弁をいただきまして、1 ページ目につきましては、全体、国の関係から始まる所かなと思えますけれども、その中で、今回、私が農業振興策というものについて質問をさせていただく中において、この各種の計画が本当に現状の問題を的確に捉えて、その課題を

整理すべく進んでいるのかなと、まずその点をお聞きしていかなければならないのかなと。

また、それを整理することによって、次なる課題と方向性、進め方が生まれてくるのではないかなということでもありますけれども、まずはその中で、一番この農業関連の構想並びに計画の今いろんな種類の話をしていただきましたけれども、基本となるのは、やはり農業の振興計画が私は一番の柱に来るのではないかなということで、これも、今、答弁書にありましたように合併後に最終的に20年の4月、各機関また多くの農業者に配付されて、幕別町のこれから進む農業政策の方向性ということで5年を経過してきたという状況にあると思います。

その中で、若干ご答弁をいただく前に、私のほうで、この振興計画の、まず感じたところについてお話をさせていただきなというふうに思います。

この政策、以前からも初期計画の中から設立をして、一番この振興計画の柱となっているのが、ゆとりみらい21協議会ということで、町の農業に関するいろんな団体を構成した中で設立をされまして、当初の目的は、やはり今後の農業の方向性というものの政策手段的な、または特に幕別町には農業団体、農協が四つあるという他町村にはない現状を踏まえて、そこら辺を横断的に意思統一を図って振興を図っていくという中で、設立された一つの組織であると思いますけれども、その中でいろんな今までも政策をしていただきますし、大きな点とすれば、ゆとりみらい総合資金貸付金というものが当初からいろんな角度からの資金需要に対して設計されてきたわけでもありますけれども、この貸付金制度につきましても、これが設立された時代は国の制度資金、道の資金等もいろいろ貸し付けに対してのハードルがあるという中において、幕別町の実態に合わせた中での貸し付けという形の中で、非常に裾野の補充をしていただいたということにつきましては、こういう取り組みは、一つの大きな成果を上げてきたのではないかなというふうに検証するところでもあります。

また、ゆとりみらい協議会から農業者に発信される技術情報につきましても、適時適正に発信されていることが農業生産の基盤となる生産量の安定確保に向けての大きな一助になっているなという観点も感謝をして、より一層これも進めていっていただかなければならないなというふうに思います。

また、この振興計画の中で、農業のこういう行政的、またはいろいろ支援の中で一番大事なことは、やっぱり基盤整備ではないかなと。本当に農業のもとを整備していくのは、施策の中で重要な一つが基盤整備ではないかなと。この点におきましても、畑草の随時計画的導入、また近年では緊急排水事業という関係で、特に幕別町は、この2年間におきましては、他町村にないほどの、類を見ないほどの消化面積をしていただいているということは、これはもう今後5年、10年どころではない20年先も見据えた農業地の有効活用につながるのではないかなというふうにも思いますので、これもありがたい施策で進んでいるなど。

担い手づくりのほうでありますけれども、これについては振興公社の農村アカデミー等を中心に、今後の後継者または担い手の育成というものをやっていますけれども、これについては、このごろ町長の答弁書にありましており、後継者の不足または不在という現状の中で、またこれらについては、今後新しい方向性の中で進んでいかなければならないのではないのかなと。それに対する組織としては、幕別町担い手総合支援協議会というものがありますので、これにつきましては、後ほどいろいろ関係団体の中で、また詳しくお聞きをしたいなというふうに思います。

また、あと、いろいろ土づくりの関係での助成、また廃プラスチックの関係の啓蒙措置、これは終了しましたけれども、一つの啓蒙措置としては大きな効果を果たしていただいたのではないかなと。

また、一番、この農村地域がおくれている中で、これは取り組んでもらってありがたいかっかなと思うのは、やはり個別排水事業と営農用水の上水道の関係ですか。

やはり農村地域の生活向上という面におきましては、本当に個別排水事業を他町村では、もう打ち切りという形の町村もある中、幕別町はいまだに継続してやっていただけているということにつきましては、これは本当に大きな足跡を残しているのではないかなという点で、本当に評価するところだと思います。

その中で、ほかにもいろいろな施策があるわけでもありますけれども、まず1点目に、ここで大きく1、2、3という章がある中で、第3章に、営農類型という形で、これは国のいろいろな農業政策の

中で、営農類型をつくっていかねば、また国の制度に対応できないという形もあるので制定された経過にはあるとは思いますが、これにつきましても、幕別の実態を踏まえて 25 営農類型、その後 3 類型ぐらいがプラスされているはずだと私は認識しているのですが、ただ、これは設定はしたのですが、これが波及効果をどういうふうに行っているかというところがまず 1 点目として見えておりませんし、本当にこのとき策定した 1 の目標であります年間農業所得 400 万円以上という点のこの数字の羅列だけではなくて、これの営農類型をつくってから、まずその後どう活用と、どう浸透を図ってきたのか、この辺について担当部局のほうからひとつ若干ご説明をいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） ただいまご質問ありました農業の計画の中の営農類型ということでございます。

そもそもこの計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に、この営農類型や何かが載っているのですが、実は、これ先ほど小川議員のお話の中にもありましたけれども、たしか平成 6 年ごろだったかと思えますけれども、ガット・ウルグアイ・ラウンド、農業交渉の合意を見た。それを受けまして、平成 7 年ぐらいから 5 年間かけて関税を引き下げると、現在の TPP の関係と全く同じような時代背景があったと。

それを受けまして、国のほうで、こういうような営農類型を立てて、市町村内の農業者の経営基盤の強化を図っていくべきだということを受けて、営農類型をつくったところでございます。

この営農類型につきましては、何回か見直しをいたしまして、実態に合わせてというようなことを行ってきたところではございますが、さらに近年、いろんな営農類型が出てきているというようなことで、まだ見直しの余地はあるのかなというふうには思っております。

先ほど、この営農類型を活用して、どのような形で農家に対して浸透・振興させているのかというご質問でありましたが、私ども、この営農類型に基づきまして、例えばスーパーL 資金を借りる、あるいは補助事業を導入するとかという際には、当然のことながら所得の基準に合わせた形に経営を拡大あるいは充実させるというようなこと、これを農協さん、あるいは普及センターの方々と協力いたしまして、農業者の方がこういうような計画を立ててきた際には、我々が間に入りまして協議して、こういう手法を用いたほうがいいのではないかなというようなことを農業者の方と協議して、この類型の達成を目指す形で進めているという現状でございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1 番（小川純文） 今ご説明をいただいたわけでありまして、この営農類型にいたしましても、先ほどもお話ししましたように幕別町には 4 農協が存在するという中で、この類型一つにとっても、その農協農協の取り組みの中で、こちらの農協にはこの類型が多い農協、こちらの農協は、こっちの類型が多い農協、だから町としては、これは全体を類型として持っているわけでありまして、農協農協間によって、類型の動向が千差万別であるという状況と、この類型をもとに、多分私の認識としては担い手育成総合審議協議会というものにおいて、制度資金等々の認定審査類の関係にもこれが活用して連動をしていると思えますし、ここが一番大きく使っているのかなと、活用されているのかなと思えますけれども、それだけではなくて、やっぱり実態を。これは営農類型というのは一つの統計とコンサルだと思えます。ただ、コンサルだけで終わっているのかなというのが、これは本当に農村、農村の現場のスタイルを統計とコンサルしたものだと思いますので、それをいかにつないであげていくかというのが、これは昔からできているのですが、その次の段階に行っていない。

やはり行政としての通過点のポイントとして使われているだけにとどまっているのは、非常にまだ活用の範囲があるのではないかなと。それを集約することによって、各農協が抱えている問題も見えてくるのではないかなと、そういう点もあると思えますので、この点については、まだまだ時代も変化していますし、先ほどのお話にありました先般の昔の本当にガットの時代にこれはつくられている

わけでありませけれども、今それ以上の TPP という非常にもう農業情勢が本当にどうなるかわからないという中においては、現場をもう一回見詰めると、生産現場を見詰めるといふところにおきましては、この営農類型が一番基本になるのではないかなと思いますので、その見直しは、これ世の中ももうずっと1年も前から TPP、TPP といういろんなことが流れている中で、その点について、この営農類型だけではないのですけれども、振興計画の中で、改正の前に、まず洗い直しというのが進んでいるような感じの答弁が、この答弁書の中からは少し不足しているのではないかなという感じがするわけがあります。

その中で、本当に今後に向かっていく中で、この計画の洗い直しというのですか、策定する前に見直しをする前に、まず洗い直しのこの反省という点においては、この5年間を経過した反省という点については、こちら辺は総括でお聞きしたほうがいいのかと思いますので、まず町長のほうから、この5年を経過した農業というものを見詰めたときに、どのような感想をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな計画が、それぞれの町村によってつくられているわけですが、もともと計画を町村がつくる根っこは国の法律があるわけですから、それらを逸脱したものにはもちろんならないわけでありませし、もう一つは、やはり今の TPP もそうですけれども、地域あるいは農業をなされている方、それぞれによって事情は相当違うのだらうというふうに思います。

そういったものを全国一律に、あるいは北海道一律にこういうふうにしたらいいのではないかと、こうすべきではないかというところがなかなか難しい問題があるのかなと。

各農家、個々によって、やっぱりそれぞれの経営も違ってきているわけですから、我々にとっては、最大農業者の皆さんがこういう計画のもとで、こういう事業を、あるいはこういう経営を進めていく、それに見合う、似合う町の計画でなければならぬのだらうと。そのことは絶えず私も研究をしていかなければならないと思いますし、お話ありましたように四つの農協があつたって、それぞれがまた農協の思いもいろいろあるわけでありませ。そういったことも、町としてのいろんなことを当然農協との連携を深めながら、これから計画の策定あるいは実行に向けては進めていかなければならぬのだらうというふうに思っております。

当面の計画の実行と、今の見直しに向けて、さらに皆さん方のご意見をいただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 本当に状況が非常に変化も早いですし、それを受ける農業者ももう一形態が個々ですから、本当に何百、何千という事例があるわけですから、それを束ねていくというのは、非常に大変なことではあらうかと思いますが、やはりそれで今後見直しと計画をこれからされるということでありませけれども、ただ、この本当にこれだけ移り変わる情勢の中、このハンドルをもう一回切り直すのは、非常に時期がちょっとおくれてはいるのではないかなというふうに思うわけでありませけれども、まずその中で、本当にこれ先ほどもいろんな農業を取り巻く関係団体というので、十何ぼの非常に関係団体があるとは思ふのですけれども、本当にそことの共通課題の認識等の話し合いができてきているのかなと。

この振興計画をもとに、各4農協さん初め、普及センター等々いろんなありますけれども、この振興計画の中でも組織体系として、先ほど担い手育成協議会というものと、水田農業推進協議会というものがある、それからどどんゆとりみらいとか上がって行って、最後には幕別町農政懇談会という形の段階制があると思うのですけれども、担い手育成協議会についても年何回か開催されているという、これは制度資金等々、補助事業等々の関係が必要になってきますし、水田農業推進協議会は、本当にこれは水田農業が今後大きく変わるといふことで、これは年に2回ぐらいの開催だと思いますけれども、本当にこれにつきましても、幕別町もやっぱり長い水田の歴史を有する町村でありますので、特にこの水田に対する農政が、もう5年後には完全に変化するよと明示された中においては、本

当にこういう機能をきちっと使って行って、今までの制度の中で生きてきた体制をいかに次の体制に向けていくかというものも、各農業者の対して国の方針、施策等をいち早く伝える役目、責務というのは、これはやっぱり行政にも一つ大きな責務だと思います。

そこら辺の関係につきまして、今後においてのそういういろんな新しく生まれてくる施策の、今までもやっていただいていますけれども、本当にこの激変があるという中においての普及体制というのはどのようにお考えなのか、お考えをいただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、これから来年、さらに再来年に向けて、農業にかかわっての政策あるいは施策というのは大きく変化していくのだろうというふうに思っております。

TPP も年内決着が流れましたけれども、また新しい年度、新しい年に向けて、いろんな協議がなされていくのだろうと思います。ここの決着によっては、例えば今ある連作体系どうなっていくのかを初め、いろんな問題がこれから出てくるのだろうと思いますけれども、これは先ほど来申し上げておりますように、行政のみだけでは、これは当然解決ができない問題であります。JA の皆さん、そして何よりもやっぱり農業者の皆さんの意見が吸い上げられて、施策に反映されていくことが一番望ましいことなのだろうというふうに思っております。

もちろん我々も行政の立場から町村会ですとか、いろんな中で、そういう問題の取り上げはしていくのだろうとは思いますが、まずは地元にあつて、農業者あるいは普及センター、あるいはNOSAI ですとか、いろんな方のご意見をいただきながら、協議を進めながら、町としての対応に当たっていくことが必要であろうというふうに思っておりますので、いろんな場、懇談の場、協議の場というのは、ゆとりみらいのみならずいろんなところのあると思いますし、我々もそういったことを大事にしながら、これからもその任に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今いろんな関係団体との連携というお話も町長から話あったわけでありましてけれども、振興計画の見直し、また「人・農地プラン」の関係につきましても、町長が言われるとおりに本当に農業者からの意見の吸い上げというのが、一番の根底のスタートになろうかとは思いますが、直近でいきますと、この「人・農地プラン」の関係でありますけれども、24年にスタートしたわけでありまして、そのスタート段階におきましては、一斉に農業者の聞き取り調査をこれはしてスタートしたわけでありまして、その後、その地域地域の抱える問題に即応した、その地域の農地プランをつくって行ってというのが、この農地プランの大きな目的であると。

要するに地域の農地なりの活用を地域として考えて運用していくというのが大きな柱であつて、それをやっていくことによって、補助事業の国の政策等々の導入の際の評価基準、要するにポイントがつくというような連携もしているところもあるように私は認識しているわけなのですが、これ実態として、幕別町においても本当に後継者が不足ではなくて不在をしている地域もありますし、もう農地がまだまだあつても、その地区としては消化をしていけるのだという地区もありますし、本当にその地区地区によって非常に状況が千差万別しているわけなのでありますけれども、ここはちょっと公社の関係になるのかとは思いますが、これについての進捗が余り私のほうとしては見える感じが少ないかなという感じをしているわけなのですが、そこら辺の地域との連携の取り組みについては、現状としてはどのように進んでいるのか、お聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農地の集積については、先ほどご答弁で申し上げましたように、今度、中間管理機構等ができるというふうなことがありますし、本町の場合は農業公社があり、そして農業委員の皆さん方に大変お力をいただいて、私はもうかなり他町村から比べると進んでいるのかなと。

確かに数の上では、そう多くはないのかもしれないのですが、そういった思いは農業者の皆さんにも伝わっているのかなというふうに思います。

ただ、難しいのは、やはりなかなか個人の財産を集約する、交換する、まとめるというところがや

はり難しい面があるのかなという思いはしておりますけれども、やはり今後の農業を考えたときに、少しでも自分の農地を集積して、そこで営農をやるということは、これは大事なことなのだろうというふうにも思っております。

そういった意味では、さらに公社の活用をしながら、農業委員の皆さん方の力もいただきながら農業者のご理解いただくように努めていきたいと思っておりますし、国の中間管理機構が来ると、うちの町にどのように影響してくるのか何かも踏まえながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 本当に、今、言われるとおりの農地プランの農地に関しましては、本当に新しい施策ができたばかりという関係で、今、見えているのは道が母体となってやるということでありましてけれども、そう大きく北海道には変化することはないだろうと言われていた現時点ぐらいなので、この先はちょっとまだ見えていませんので、中間管理機構については、まだ今の段階ではどうこうということにはならないのかなと思っておりますけれども、それに向けてのやっぱり準備というものは、いち早くしていかないと、農業情勢の変化のときに際しましては、いろんな農業に対する施策、国からの方針の中で時限立法的なタイミング的な施策というものが出てきますので、いかにそれに対応するかということになりますと、やっぱり事前の段取りというか、調査・研究が進んでいなければ、それに対応できない場面というのも出てきますので、もうこれは農地プラン制度については、もうスタートをしていますので、やはりより地域と密着したプランになるように課題点と整理をより一層進めていっていただきたいなというふうに思います。

あと、行政の担う役割でありますけれども、今までもこの部分については、話の中で答弁にも出ているわけでありまして、ただ私としては、この答弁書に「パイプ役として」という、ここがちょっといまいち寂しいなど。

パイプでなくて、やっぱりときには先導役ぐらいの気持ちを持って、ここはやっていただくべきだと思いますし、その中で組織として、幕別町農政懇談会と先ほども言いましたけれども、こういう組織がずっとありまして、農政懇談会というのも古くやってきた経過にはあると思うのですが、近年ちょっと開かれていないような現状ではないかというふうにもちょっと私、認識しているのですが、そこら辺の経過については、事務局のほうどうなっていますか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 農政懇談会につきましては、たしか平成22年で終了したのかと思っております。

実は、この農政懇談会なのではございますけれども、その前段に先ほどからお話しさせていただいておりますゆとりみらい21推進協議会、この中で新たな政策、また町の補助事業なり、予算なりというのを協議して町が組み立てをすると。それを受けまして、農政懇談会につきましては、各団体のトップの方々にお集まりいただいて、その結果を報告するという形でございました。その中で、それぞれの団体の要望なんかも出してもらう場もありましたけれども、なかなか実際に組み立てるのは、やはり先ほど来、小川議員もおっしゃってましたとおりの現場を知っている人間が現場の実態を踏まえた上で、そういう協議するのが効果的だというようなこともありまして、農政懇談会を中止したという経緯がございます。

そういうようなことで、現在、農政懇談会が行われていないという状況でございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 経過で、22年からもうこれは取りやめたということでありましてけれども、逆を言えば、今、部長が言われたとおりの、それは発信元というのは、現場から発信をしていくかもしれないのですが、やはりトップ同士の意見交換がなければ、段階的に下もやっぱり意見交換が少なくなるのではないかと。それはゆとりみらいという部分、協議会という、今はこの中でいけば一番機能をしている協議会もありますけれども、これは残念なことに会長は農協の参事さんだと思うのですよ

ね。多分、ゆとりみらいの会長は、農協の参事さんが、今、会長をやっているのが、ずっとこれは歴代農協の参事さんが会長を務められている組織だと思うのです。

それに町が参加していないわけではありませんけれども、町の部局も参加しているわけではありませんけれども、農業の根幹をするとき、やはり町長がトップに立って各団体との意思疎通があって、その下に今度、第1段階、第2段階、で末端という組織の連携をしていかないと、この大きな、本当に毎年毎年農業情勢がいろいろ変化していく、今、大きくまたそれ以上の変化が起きるといふ時代の中で、逆を言えば、逆に必要になってきたのではないかと。

それは、トップ同士でいろいろ話し合うことにひずみもあろうかもしれませんが、そこで新たな認識をするということもできるのではないかなというふうには思うのですけれども、そこら辺の点について町長どんなお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農政懇談会、今お話ししましたように、最近、開催されていませんけれども、一つには、かつては農業振興公社が公益法人に移る前は、私どもも私がトップで、農協の組合長さん、あるいは農業委員会の会長さん等が理事で理事会というようなことがありましたので、その公社の理事会が終わった後に懇談会やって、あるいは講師をお招きして研修会をやったりというような経緯があったのですけれども、今その公社のほうも、我々は今度は副町長が理事長になり、我々としても今度評議員という形になったものですから、ちょっと中身が変わってきたということで、なかなかそういう機会もなくなったということです。

ただ、懇親を重ねる場は毎年のようにやってはいるのですけれども、その中で、またいろんな話も意見交換をしながら進めておりますし、今後においても、そういったことについては、今の団体の中で入っていないのとなれば森林組合ですとか、あるいはNOSAIですとか、そういったところ、あるいは改良普及センター、こうしたところも含めた中で、やっぱり農政懇談会、いわゆる幕別町全体の農業関連の方々のトップに集まっただいて懇談をする、これらが大事なことなのだろうというふうには思っておりますので、どういう形になるかは別にしましても、さらに検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） やっぱりトップの段階からいろんな懇談をしていただいて、やっぱり下がどんどん風通しよく横の連携をすることが、特に幕別町はそういう面でいけば、農協を初め、関係団体が多いということもありますので、再度いろんな団体との連携をとることによって課題も整理されるというふうには思いますので、今後より一層の展開をお願いしたいと思いますし、ただこれから見直し、また策定をするという中において、今度、組織体制のことも若干触れておきたいと思うのですけれども、本当に今、雑駁でありますけれどもお話しさせてもらった中で、課題と整理することと検討することがボリュームがすごく大きいと思います。

町の中でも農林課があり振興公社がありということで、農業委員会もありますし、だからこの中心はやっぱり農林課が担ってやっていかなければ、最終的に束ねていかなければならないのではないかなと思うわけなのですけれども、それに向けた事務局の体制という中においては、今、国の政策で、特に補助事業等が町におりてきて1週間を取りまとめで締め切り、こういう政策の案件が近年非常に多くなってきて、その書類をつくるのにでもさえ、いろんな協議会の経過措置が要るだとかというものが非常にふえてきています。

ただ、そんなときに農林課にも現場部門と農政部門と二つ分かれていると思うのですけれども、近年のこの本当に目まぐるしく変わる体制を、道なり国の施策に対応していく町の行政として、それを担っていくだけの今は人員のほうが確保されているのか。私はできればもう少し拡充をいただいて、広範囲な視野で農業施策を推進していただければと思うのですけれども、その辺についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これ、今、農林課のお話がありましたけれども、農政のみならず、今、役場の機構の中では福祉部門ですとか保健の部門ですとか、いろんな分野でも非常に国からの仕事、あるいは新たな施策、それに対応するために大変職員も苦労されている部分もあるのだろうというふうに思いますけれども、私どもの立場からすると、もちろん農業も大事でありますし、いろんな場面のそれぞれの部局の体制づくりということは、これ考えていかなければならないわけですから、農業分野も含めながら、いわゆる役場全体の機構の中でそういった面の拡充、あるいはそういった機構を見直しすることによって、より効率的な体制づくりができるのかと、そういったことも含めながら、今後十分検討しながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、新しい庁舎に向けての機構改革も進められている時期でもありますので、その中での町長もぜひともお願いしたいということでもありますけれども、本当に幕別町の基幹産業である農業が、これからも発展して行って、それが巡回して町に戻ってくるというこの流れを太くするため、本当にこのパイプは大きなパイプに私はしていったほうがいいと思いますし、この流れをより一層大きな流れにさせていただくよう、私ら農業者もある面では大きな努力をしていかなければなりませんけれども、それを支える行政という中でも、今後ともより一層の連携をとって、幕別町農業ここにありというものも、将来に向かって確立いただくことが一番重要であり、それがこれからの変わる国際農業にも打ち勝っていくための礎になるのではないかと思いますので、今後ともそこら辺の取り組みの拡充をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩いたします。

11:07 休憩

11:20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして防災対策について質問をさせていただきます。

2003年9月26日午前4時50分、地震の規模はマグニチュード8、幕別町は震度6弱の地震が発生しました。いわゆる2003年十勝沖地震であります。

あれから10年が経過し、次なる地震を想定し、その対策が急務となっています。

また、この間、2011年3月の東日本大震災や暴風雪、竜巻など自然災害が発生し、その対策が喫緊の課題となっています。

北海道は、2013年5月30日に開催された北海道防災会議において、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正などを踏まえ、北海道地域防災計画の修正を決定したところであります。

幕別町においては、今年4月、主幹職を配置するとともに、神奈川県開成町、埼玉県上尾市、高知県中土佐町と「災害相互応援に関する協定」を結ぶなど、体制整備を進めていることは評価をしたいと思います。

その上で、次の点についてお伺いをいたします。

①防災会議の開催状況と内容について。

②幕別町地域防災計画の見直しについて。

③防災備蓄品の備蓄内容と配置状況について。

④公区内の地域福祉防災担当者の配置状況と役割について。

⑤酪農業に対する断水、停電対応について。

⑥学校教育における防災教育の充実について。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますから、私からはご質問の1点目から5点目につきまして答弁させていただきます。

「防災対策について」であります。

我が国は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、雪害、火山噴火など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に置かれております。

津波により多くの犠牲者を出した一昨年の東日本大震災や本年発生した埼玉県の竜巻災害、京都府などの豪雨災害、そして伊豆大島の土砂災害など想定を超えた自然災害が続き、従前の防災対策では対応することが困難な状況となってきているところであります。

本町におきましては、近年、幸いにも大きな災害には至っておりませんが、平成5年の十勝沖地震から10年間隔で大地震が発生し、本年2月にも震度5弱の地震があったところであり、また台風や低気圧に伴う大雨による風水害は、平成15年以降は小さな被害にとどまっておりますが、毎年のように道路や農作物などに被害をもたらしている状況にあります。

このように災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことから、効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人一人の自覚や努力を促すことによつて、できるだけその被害を軽減していくこと、いわゆる減災を目指していくことが防災対策の基本になるものと考えております。

減災には、平時から備えておく恒久的な災害対策と災害時における効果的対応が重要なこととなりますが、国、道、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の取り組みを、地道に積み重ねていくことにより達成できるものと考えており、町といたしましては、この減災を基本として、現在、幕別町地域防災計画の見直し作業を進めているところであります。

ご質問の1点目、「防災会議の開催状況と内容について」であります。

幕別町防災会議は、災害対策基本法に基づき幕別町防災会議条例を定め、設置している機関であり、幕別町地域防災計画と幕別町水防計画を作成し、その実施を推進することなどの役割を担っております。

本町におきましては、現在、本防災計画の修正作業に取り組んでいるところでありますが、修正に係る骨子がまとまりましたので、本年度第1回目となります会議を12月19日に開催し、本防災計画の修正概要について意見交換を行い、その結果を踏まえた上で、来年の3月を目途に修正素案を策定する予定であります。

その後、3月に第2回目の会議を開催し、この修正素案について協議いただき、必要に応じて内容の調整を図った上で素案を決定したいと考えております。

ご質問の2点目、「幕別町地域防災計画の見直しについて」であります。

国におきましては、平成23年12月に、防災基本計画の修正が行われたところでありますが、平成24年6月の災害対策基本法の改正を受けて、同年9月に防災基本計画の再修正が行われました。

さらに、平成25年6月に入って、災害対策基本法が改正されましたので、現在、防災基本計画の修正に向けた見直しが進められております。

北海道におきましては、平成24年6月に地震・津波を中心とした防災対策全般の見直しを内容とした北海道地域防災計画の修正が行われたところでありますが、本年5月には国の防災基本計画の修正などを踏まえた上で、さらに修正が加えられております。

本町の地域防災計画の修正につきましては、国や道との整合性を図り、実効性のある計画としなければならぬことから、国と道の修正内容を踏まえた上で、本町の実情を考慮しながら修正作業に取り組んでいるところであります。

また、本年度の災害対策基本法の改正に係る対応につきましては、国の防災基本計画と北海道地域防災計画の修正が今後予想されますが、法改正により市町村長に義務づけとなった指定緊急避難場所と指定避難所の指定や避難行動要支援者名簿の作成につきましては、早急に対応が必要となりますことから、今回の町の修正に取り入れることといたしております。

また、素案の確定後には、速やかにパブリックコメントを実施して、住民の皆さんからのご意見等をいただく予定といたしております。

ご質問の3点目、「防災備蓄品の備蓄内容と配置状況について」であります。

本町におきましては、阪神淡路大震災を契機といたしまして、平成8年から年次計画に基づいて食料品や毛布などの災害備蓄品を整備してきたところであります。

現時点における一般備蓄品といたしましては、保存用乾燥米と缶詰パンを合わせて約5,000食、飲料水1,000リットル、毛布2,000枚、石油ストーブ19台、発電機18台、使い捨ての災害用簡易トイレセット2,000個、大型の炊き出し釜が2個の状況であります。

備蓄品の配置状況につきましては、安全で適正な管理を必要とする観点から、現在の保管場所は、市街地ごとに幕別は旧商工会館、札内支所、忠類総合支所、糠内分遣所の4カ所といたしております。

また、備蓄品の配置割合につきましては、備蓄品の保管場所の面積等の事情から、食料ベースで幕別地区に4割、札内地区に4割、忠類地区と糠内地区に2割の状況であります。

さらに、福祉避難所用備蓄品の整備も平成23年から順次進めており、現時点においては、毛布230枚、防寒用マット326枚、防寒用アルミシート250枚、石油ストーブ48台、ポータブルトイレ47台の状況であります。

保管場所につきましては、幕別地区は保健福祉センター、札内地区は働く婦人の家、忠類地区はふれあいセンター福寿としており、高齢者、傷病者、障がい者や乳幼児等の要援護者の避難に備えているところであります。

ご質問の4点目、「公区内の地域福祉防災担当者の配置状況と役割について」であります。

町では、昨年秋の公区長会議と本年5月の公区長会議におきまして、各公区に地域防災福祉担当者の配置をお願いしたところであります。

現時点では、74公区において地域防災福祉担当者が配置されておりますが、このうち31公区では公区長が兼任とされており、専任の方の配置は43公区となっております。

地域防災福祉担当者が、まだ配置されていない公区につきましては、今後も引き続き、配置のお願いをしております。

地域防災福祉担当者の役割につきましては、一つ目に、公区における訓練や備蓄等の計画・実施などの自主的な防災活動の推進、二つ目に、公区における防災に関する情報収集や情報提供、三つ目に、各種研修会の参加と公区へのフィードバック、四つ目に、災害時要援護者の把握と支援体制づくりの推進ということを標準的な役割としてお示しいたしております。

しかしながら、それぞれの公区により防災に係る体制づくりなどが異なっている状況にありますことから、標準的な役割を踏まえた上で、公区または自主防災組織ごとに地域防災福祉担当者の役割を決めていただいております。

近年発生している自然災害は、さまざまな現象が激甚化している状況にありますことから、地域の防災担当の方の役割は、今後さらに重要になってくるものと思われまますので、一層のご助力、ご支援を賜りたいと考えております。

ご質問の5点目、「酪農業に対する断水、停電対応について」であります。

酪農業に対する断水と停電の対応につきましては、現状把握や対応を検討するため、ゆとりみらい21推進協議会「畜産振興対策部会」を開催いたしました。現時点では町内の2農業協同組合管轄において、既に停電対策に取り組まれているため、新たな対策は実施せず、引き続き先進地の調査を進めることとしたところであります。

また、断水対策につきましては、配水池を利用した給水設備の設置について検討いたしております。

が、給水体制が整ったとしても、各酪農家の体制や設備等が整っていない状況にありますことから、引き続き各農業協同組合と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の6点目、「学校における防災教育の充実について」であります。

東日本大震災を初め、近ごろ各地で頻繁に起こる記録的な豪雨による河川の氾濫や突然の竜巻発生による強風被害等、これまで経験したことがないような自然災害を目の当たりにして、教育現場におきましては、さまざまな状況に合わせた防災教育を実践していくことが必要となってまいりました。

このため文部科学省におきましては、本年3月、学校防災のための参考資料『「生きる力」を育む防災教育の展開』を改訂いたしました。

この防災教育の展開においては具体的な防災教育の目標として、小学校低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

中学年では、災害のときに起こるさまざまな危険について知り、みずから安全な行動ができるようにする。

高学年では、日常生活のさまざまな場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにする。

さらに中学校段階では、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。

また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにするといったことを目指しております。

本町におきましては、平成26年度の教育課程の編成において、関係する教科はもちろんのこと、総合的な学習の時間や特別活動の授業を活用して、発達段階に応じた防災教育が盛り込まれるよう各学校に要請してまいりたいと考えております。

なお、防災訓練につきましては、各学校において毎年3回程度、実施時期や時間帯を変えながら、地震や火災を想定した避難訓練を行っているところであります。

また、避難訓練に合わせて、消防署員から身の守り方や消火器の使い方等の指導と避難の仕方等について指導をいただいておりますが、こうした訓練を通じて、子供たちが日常の備えや、みずから考えて安全な行動をすること、さらには他の人々の安全にも気配りすることが大切であることなどを習得できるよう、防災訓練の充実にも努めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

ご答弁にありましたように地域防災計画、幕別町のが3月に取りまとめて決定するという最終段階のところ、今、差しかかっていることも認識はしております。

昨年9月の岡本議員の質問のところで、25年度中にまとめるというふうなご答弁がありまして、鋭意、今、進めていただいているところであります。

そういう段階で、見直し等につきまして質問をさせていただきますと、今後の防災計画の中身につきまして、少しでも課題をならしていただくとともにそれに向かって、計画について深めさせていただく機会を得ればと、今回、質問に及んだところであります。

あす、また岡本議員のほうで、ちょうど二人が防災計画についてご質問をするところでありますが、できるだけ重複をしないように二人で広いところで議論をさせていただければと思うところであります。

まず、防災会議の開催状況であります。これは去年、防災委員について任命をされて、そして任期2年間だと聞いておりますが、いつまで任期があるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 防災委員の任期につきましては、来年の7月までが任期になっています。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 来年の7月までということでもありますから、もうあと1年も大分過ぎた状態でありまして、1回目の防災会議が今度12月に開催されるということでもあります、それまでは会議をされてないということでもありますか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） おっしゃるとおり会議は開催してございません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） そのことが、少し私、今、気になっておりまして、これは30人でありまして、消防署長だとか警察署長だとか、町の理事者、職員も入られて、さまざまな方が入られて、あの会議をされると。

公募された方もいらっやいまして、今後、また3名をふやすのだというふうな形で流れになっているのだというようなことも聞いておりますけれども、やっぱり幕別町の地域防災にかかわることでありますから、修正にかかる前に、さまざまな地域の課題であるだとか、地域ごとの問題点があるかどうかと思うのでありますが、そういうところをあらかじめ聞かせていただくというふうなことをとりながら、これは防災会議の仕事は、防災計画等の後、その執行に当たっての課題を整理していくというふうなことでありますので、その辺のことが、やはり少し。

任命したわけですから、初めの顔合わせなりして、きちっとどういうことをしていくのかということが、やっぱりやっておくべきではなかったのかというふうなことは申し上げておきたいと思えます。

今度12月、3月に開催をされるわけではありますが、これは地域防災計画は水防の関係もあります。十分に、その地域地域の声を聞いて反映をするというふうな形で持っていただきたいと思うことであります。

今の見直しにつきましてはありますが、何点か、四、五点、見直しにつきまして質問をさせていただきたいと思えます。

これ、道の本編のほうでは、新設を含めて、追加、修正等で、約95の項目が出されてあります。それは、たくさんに及びますので、その中から今、抽出をして、少し議論をしてみたいと思うことであります。

そのほかに、今回は地震・津波の防災計画、あと原子力防災計画、これが力を入れている。原子力のほうはほとんど新設であります、そういう形で道のほうでは修正をされてあります。

私のほうでは、本編のほうの中での何点かについて、これは一つ一つお伺いをさせていただきたいと思うのでありますが、1点目は、先ほど質問のところで申し上げました相互応援体制整備計画ということで、本町は先駆けて、三つの町と市と協定を結んでいらっやる。

これは、近隣のいわゆる自治体との応援体制等も含まれようかと思うのでありますが、具体的に重要なところだけ、三つのまち、町と市と締結された中で、どういうふうな体制をとられていく内容になっているのか、重要なところでひとつお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回、上尾市ほか3市町との応援協定、これは遠隔地にあるということでありまして、仮に私どもの町が災害に遭ったとしても、その遠隔地のところでは災害がないでしょうから、そこで応援をいただけるのかなと。

さらに、逆の立場でいけば、本州あるいは四国のほうで災害があったときに、私どもの町から応援に出かける。その一つが人的な応援体制であり、あるいは物的な応援体制であるというふうなことをこの間の協定の中では話を詰めてきたところでもあります。

もう一つは、その応援協定を契機に、お互いの町の交流も深めていこうというようなことも含めながら、今回の災害時の応援協定に至ったところでもありますけれども、一番大きなものは、やっぱり人

的なもの、物的なもの、そして地域の皆さん方を逆に激励するというか、励ますといえますか、そういったこともこれからの状況によっては実施できるのかなというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 人的派遣、あと物的なもの、あとできるだけ情報を交換していただきながら、そのことがいろんな意味で、町との交流の中でいろんな問題が、課題が共有できる世界があるかと思っておりますので、大切に進めていただきたいなど。

あと、近隣の自治体との応援体制につきましても、やっぱりきちっとお話し合いを持てるような形のものをつくっていく必要があるかと思っておりますし、進めていращるのかと思うのでありますが、そういうことも申し上げておきたいと思うのであります。

新しい修正の部分で、現地対策本部の事務の所掌というのが出てまいっております。この現地対策本部、現防災計画のところでは、本部は本町であって、そしてあと忠類総合支所に対策本部のような形のもので設置されてありますけれども、札内につきましては、これはいわゆる現地対策本部のような形のもので設置をされていない計画でありまして、これにつきましては、以前から私のほうで議論させていただいて、きちっと札内のほうに現地対策本部、札内で対策本部を、その本部と連携しながらとれるようなところのそういう組織にすべきだというふうなお話を申し上げておったのでありますが、そのことにつきまして、これからの計画の中で、どのような進め方をされていこうとされているのか、お伺いをしたい。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 今回の防災計画の見直しの中の本部組織になるのですが、本部会議の下に、札内地区におきましても、札内地域情報連絡室というのを設置する予定にしております。

これは忠類にも情報連絡室というのを設置しておりますので、それと合わせるような形で、札内地区についても情報連絡室を設置させていただきたいというふうを考えています。

また、現場の対応につきましては、今までは、札内と糠内地区の対策部ということで一つであったものが、札内地域対策部、糠内地域対策部と分けて設置するようにしたいというふうにも思っております。

ただ、現地対策本部につきましては、本部ができて、災害の状況によっては、それぞれの地区に現地対策本部を適時設置するという形になろうかと思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 忠類の対策本部につきましては、一応、本部体制のように総務だとか衛生班だとか保健班、保健福祉班だとか、経済班、経済支援班、建設班、教育班というふうな形で班体制でもって忠類地域のきちっと防災に努められるというふうな体制が一応とられてあります。

これに、それなりの職員の配置等が必要になってくると思います。

札内の支所に情報連絡室を置かれるということですが、やはり札内におきましても、忠類の総合支所と同等な形の、そういう班編成のような形で対応できるような、できたときに、そういう対応ができるような組織の仕組みというものを考えていく必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 忠類につきましては、芳滝議員おっしゃるように、それぞれの班編成をしております。今回、札内地区につきましては、現在、班編成というところまではいっておりませんが、忠類と比較いたしますと、札内については、本部の要員が札内地区まで走って行って現地で対応するということが第一的には考えておりますが、災害の状況によりましては、先ほど言いましたように現地対策本部ということの設置が必要になった場合には、本部要員を札内地区に振り分けて、それぞれの班の活動をしていただくというようなことで進めたいというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 大きな災害になりましたら、橋も落ちもするかもわかりませんし、結構距離もあ

りますので、なかなか本町のほうから出向いていって対応する、その30分が問題だと言われてますからね。だから、そのようなことでは、70%の人口が札内に集中しているわけですから、大きな災害のときには、なかなか十分な対応ができないのではないかなというふうな思いがありまして、それはずっと言い続けてきておるわけでありまして、できるだけ今後修正事項の中で、そういうこともご検討願えるような形を考えていただきたいなと思うのであります。

現地対策本部が大変なときには立ち上がるのですけれども、やはり例えば登庁時、執務時の体制と、あと職員が退庁時、それは恐らく職員が50%ぐらいですか、札内地域にいらっしゃろうかと思うのです。お互い勤務地が札内であったり幕別であったりというふうなことがなっております。

退庁時の場合の組織整備だとかということもやはり念頭に置いて、夜、災害が発生したときには、どういふな本部体制をつくっていくのかというふうな形の計画と申しましょうか、考えを進めていただきたいなと思うのであります。公区で実防災の組織をだんだん養成していただいて活発になっているわけでありまして、この間、12月7日でありましたが、あかしや公区で、庁舎、役場と連絡がとれないというふうな状況になったときに、自分たちでどうするのかという訓練を徹夜してするのだという報道がされておりました。

結局、そういうふうなそこまでセッティングをして、自主防災のほうでされていらっしゃることにつきましては評価するのですけれども、連絡のとれないようなことにならないように、やはりそこそこのきちとした本部が立ち上がらないと、自主防災組織が盛んであっても、なかなかそこが機能しないということになろうかと思えます。その辺で、そういう考え方につきましては、今後、地域防災、いわゆる現地対策本部につきましては、考えの中に入れて検討を進めていただきたいなと、ご期待を申し上げるところであります。

追加・新設で、情報収集の伝達の体制の整備計画及び通信途絶時等における対応ということが、新しく出されております。

この通信途絶時における対応ということにつきましては、今度の計画では、どのような方向性で議論をされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 情報収集伝達の体制につきましては、私どもの町といたしましても、伝達の手段の多様化ということはこの計画の中に盛り込んでいます。

災害の状況にもよるのですが、電話ですとか、また広報車、また忠類地区につきましては防災無線、また今年度導入いたしました携帯電話のメール機能を使いました緊急情報の発信ですとか、あと農村地区におきましては、今ファクスを使つての個別の伝達や何かについても検討を重ねております。

また、防災協定を結んでおります地元のFMラジオですとか、報道機関等の協力を得ながら、多重化、多様化した情報の収集と伝達の手法をこの計画の中に盛り込むということにしております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 一昨年の大震災のときに、衛星の関係の電話というのが、非常に有効に活用されたということがありました。その辺のことはお考えに入っていないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 電子電話につきましても、導入する方向で検討をしまつております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） ぜひ、途絶時は一番途絶のときに非常に有効だったということが教訓としてあるものでありますから、ぜひそういうことも進めていただきたいなと思うことであります。

あと、追加のところで、暖房及び発電機、燃料の確保というところがありました。

先ほども備蓄のところで発電機が18ということでありました。これ、避難所の数に比べましたら物すごく少ない。避難所が全部入れましたら50近くありますから、一時避難所が28ですから、避難所が三十幾つでありましたか、あと忠類を入れましたら八つですから40近くあります。

それに比べましたら、大分少ないのであります。その辺のいわゆる避難所における発電について

の設備の充実につきまして、どのようなお考えをお持ちですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 発電機につきましては、現在 19 台ということになっておりますが、ただ防災協定の中で町内にリース屋さんが 2 社ございまして、そのリース屋さんから優先的に借り入れるということで、現在は対応を図っていくということになるかと思えます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） さきの備蓄のところでもありましたが、米だとか水だとかさまざまなものは町内の業者と連携をしながら、ただ町で備蓄しておくのではなくて、連携をとりながら対応をしていくということになっておるのだらうと思うのでありますが、やはり電気につきましては、大変重要なことでありますので、その辺のことは連絡を密にして対応できるような姿勢をしておいていただきたいなと思えます。

あと、燃料の確保ということも、新しく新設をされておりましたので、申し上げておきたいと思うことであります。

ことしのいつでしたか、新聞報道で、芽室町の総合体育館が一番大きな避難所になります。そのところが無条件の全額補助で、非常用発電の設備を導入をする計画を今しておいて、来年、具体的にその事業にかかること。

木質バイオマス発電で、木質のペレット、あとチップを活用したそういう施設であります。

排雪熱を利用して温水もできるし、太陽光のところに蓄電器を導入して蓄電をしていくというような形をとるのだというふうな非常に大変すばらしい事業を展開されるのでありますが、幕別町につきましては、こういう事業につきまして、どのようにお考えをなさっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 今お話ありました芽室町につきましては、北海道の再生可能エネルギー等導入推進基金事業というものを使って、芽室町体育館の発電設備ということで整備されているようであります。

私どもの町といたしましては、同じくこの再生可能エネルギー等導入推進基金を使いまして、新しく今計画しております役場庁舎の災害対策本部としての機能を充実させるために、この基金の活用を計画しているところであります。太陽光パネルですとか、熱ヒートポンプを、今、導入に向けて事業の要望をしているところであります。まずは災害対策の根幹といいますか、本部の機能がきちんとなくなれば対策も進まないということで、そういうことで、今、事業を進めております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 新庁舎のいわゆるヒートポンプ、太陽光パネル等を含めた防災についてのところで、その補助金を申請されるということですか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 新庁舎は、当然、防災機能を備えた庁舎として整備をする予定としておりますけれども、防災機能もさることながら、このたびのグリーンニューディール基金、これは再生可能エネルギー等導入推進基金でありますけれども、この基金をいただいて、今、町民課長が申し上げましたようにヒートポンプと、それから太陽光発電の整備に当たった財源とさせていただきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） わかりました。

庁舎特別委員会でも私はその話は聞いたことはありませんが、23 億 6,000 万円という財源の中身のところで、ほかの議員はどうであるかわかりませんが、私のところでは記憶はありません。

そうしたら、全体の庁舎の予算規模はどうなるのか、これは調査委員会が開かれましたときに、改

めてお伺いをし、議論をさせていただけると思いますがけれども、いわゆる補助金基金が使えるようであれば、それはまたいいことだと思いますけれども、また庁舎委員会のところで、その辺の説明責任を果たしていただきたいなと思うことであります。

あと、備蓄につきましては、数量がこれでいいのか悪いのか、例えば幕別4割、札内4割、あと糠内・忠類2割というふうな形でなっておりますけれども、総数は減らさないで、やはり札内の分がその数字を見ただけでも少ないのではないかと。それはいろんな事業者から協力をいただくというふうな想定もあろうかと思うのでありますが、その辺の今後の備蓄の考え方と、あと、今、札内は札内支所のところに備蓄があります。

ただ、避難所が東のほうはコミセンと支所と、あと白人小学校、東中学校であります。

北のほうは、北コミセンと北小学校、そして鉄南は南小学校と札中というような格好に、今、避難所が設定されたところです。

避難所ほどというふうなことではないけれども、やはり地域地域に結構人口が多くなっておりますので、ただ札内支所だけに置くのではなくて、どこか3カ所避難所があるわけですから、その辺のところに備蓄をしていくというふうな考え方を持つべきではないかと思うわけですが、その数量の件と、あと、今申し上げました3カ所に対する考え方をお答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 現時点におきましては、幕別、札内が4割で、忠類・糠内は合わせて2割ぐらいという配置をしております。これにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように現在の保管スペースの問題がありまして、このような配置をさせていただいているというのが現状であります。

将来におきまして、札内地区、その南地区、中央地区、そして北地区、分散してはどうかということにつきましては、これは将来における課題ということで捉えて、これは十分考えていかなければならない、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 今度の協議の中で、ひとつ議論を深めていただきたいなと思うことであります。

あと、福祉備蓄の件でありますけれども、保健福祉センター福寿、札内が働く婦人の家ということですが、働く婦人の家が適切なところなのかどうなのか。支所から少し離れていますし、いろんな対応につきまして、場所的にどうなのかというふうなことがあるのでありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 今のお話なのですが、本来は札内福祉センターで一括管理をしていきたいところなのですが、スペースの関係上から、どうしても置けないという状況になっておりまして、現在は働く婦人の家ということになっております。

ただ、福祉避難所というのは、災害がおきまして、すぐ開設するというにはならないということでもあります。2次避難施設ということで開設いたしますので、その際には十分そこから運んで、避難所の開設準備が整った段階で避難者に入らせていただくという形をとりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 札内支所の改築等の計画もありますから、そういうことも含めて、ひとつ協議を願えればなと思うことであります。

神戸の震災もそうでしたが、一番困ったのがトイレだと。これはもう私も現地に行きまして、その声を聞きましたら、一番困ったのがトイレであります。今、段ボールだとかいろいろ用意をしておりますけれども、仮設のトイレにつきまして、どれぐらい町内含めて対応できるような形になっておるのか、もし情報がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 仮設のトイレにつきましても、リース会社さんと防災協定の中で盛り込んでおりますが、現時点でどれぐらい持ち合わせているかという数字は把握しておりません。申しわけありません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） その辺のことも、ひとつ協議の中で具体的な数字を拾っておいていただいて、どういう形で配置をしていくのかということも、具体的にしておく必要があるかと思うことであります。

見直しにつきましては、時間がありますのでこの程度にさせていただきます。まだまだたくさん見直しにつきましては、本編だけで 95 ぐらいはありますので、よくご検討いただいて、いい防災計画にさせていただくようにご期待を申し上げたいと思います。

公区内の地域福祉防災担当者の配置状況と役割につきまして、114 公区のうちに、ご答弁にありましたのが今 74 でありましたか、74 公区で専任の方が 43 公区ということということでありますから、まだまだ少ない。去年からでありますから、数字的には頑張っていらっしゃるのだと思うのであります。いろんな公区の事情もあり、いろんな地域もあり形も違いますので、そう一概には言えないのでありますけれども、できるだけこれも推進をしていただきたいと思います。

このことに関しまして、四つぐらいのいわゆるお願いをすること、担当者の仕事内容ということが書かれてありますが、これは物すごく大きなことばかりであります。

訓練や備蓄等の計画・実施、防災に関する情報収集や情報提供、研修会の参加、災害時要援護者の把握と支援体制づくり、これは防災担当者だけで、なかなか仕上げることができない。

もし、ここまでお願いするのであれば、別な形のお願いの仕方、例えば民生常任委員というような形で、その福祉に関してお願いをしていると。そうしたらたら、防災に関しては、こういうふうな形で、形を変えてお願いをしていくということにならないと、自治母体組織がきちっとしているところは、その組織の中で、こういうことは対応されていらっしゃるのだと思うのであります。なかなか難しいのではないかと。その辺は、なかなか困難な方向性だと思うのであります。主幹職置かれたわけですから、主幹職と密接な連絡をとれるような形をとって、会議を開いたり、研修会に参加をしたり、その中で訓練を実施したりというふうな形の、いわゆる本庁舎の主幹職との連絡を密にするような方法が大事、とりあえずそういう方向性を持って、広く担当者をお願いをしていくというふうな形をとるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりだと思います。

昨年お願いをして、本年、実際そういう担当の方にお集まりいただいて、研修会を実施をさせていただきました。あくまでも地域の皆さんにお願いをするという立場でありますから、一方的に何でも難しい問題を全部解決してほしいというようなことまでは、これは当然ならぬのだらうと思います。おっしゃられるように町職員と連携を密にする中で、地域でやれること、あるいは行政が担っていかなければならないことの連携を十分もうお互いが詰め合っている中で進めていくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 連絡を密にして、情報交換が常にできるような形をとって、常に意識を持っていただくような形で、主幹職を中心に進めていっていただきたいと思うことであります。

酪農関係の断水と停電であります。これはどうしてここに質問で入れたかと申しますと、10 年前に豊頃町、池田町で断水が 100 棟ぐらいあって大変な被害だったと。そのところで、一番の被害が酪農家でありまして、結構生乳を廃棄したと。水が断水して、牛が水が飲めないし、洗浄できないというふうなことがあって廃棄をしたということで、豊頃町では水につきましては、単費で補助金を出して、恐らくしていらっしゃると思うのであります。そういう報道がなされてありましたが、その辺のことがあったものでありますから、質問の中に入れてさせていただいたことであります。

ご答弁では、発電機につきましては、ほぼ関係機関のほうで把握をしていらっしゃるということですが、ことし、まだ2次公募ということで、自家発電設備導入促進事業という経産省の事業がありまして、2分の1の補助で設置ができるというふうなそういう情報も得ておりまして、こういうことにつきましては、まだ発電機を導入していらっしゃるどころもあるかと思えます。その辺の情報発信につきましては、どのように対応されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 情報を伝達するというか、補助事業は、こういうものがあるだとかと、そういうことについても、先ほど小川議員の質問の中にもありましたけれども、ゆとりみらい21推進協議会、こういう中で補助事業のあり方についても検討しているところでありまして、さらに既存の事業の活用方法、そういうようなこともこの協議会を通じまして、農協さらには農業者の皆さん方にお知らせしていくということになります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 大切なことでありますから、よく先進事例等を引きながら対応をお願いしたいと思うことであります。

あと、これは水のタンクを設置する補助制度ということ町単費で考える、そういうことができないのか、ひとつ伺いたいと思う。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 牛の場合に使う水の量といいますか、例えば1頭当たりですと133リッター、これは100頭いると、その100倍という何トンという単位になるものですから、設置するタンクの容量が、最低でも3トン以上ないと、飼養頭数によってはいろいろあるのですけれども、そういったことも踏まえて、町が助成をする場合に、では農協さん、それから酪農家さんが一体どういう割合でやるのかと、そういったことも検討を今しているところでもありますけれども、なかなか水の量を確保することが大変なものですから、タンクの補助ではなくて、配水池から持っていくこともできないかと、いろいろな方面からの検討を今している最中でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 豊頃では水を運ぶ、例えば消防車だとか、そのような形で水をともかく運んでタンクに入れていくというような形で、水を置けるところがあれば、追加して入れてくれるのだというふうな形で、方向が出されてきていらっしゃると思うのです。ほかの自治体でも補助金をやっても手が挙がらなかったというようなところもあるのだそうでありますけれども、副町長おっしゃったように、いろんな対応があらうかと思えますので、その辺もひとつ検討材料で置いておいていただきたいと思うことであります。

最後に、学校のことでありますけれども、昨年、生きる力を育む防災教育の展開、改定されたということでありました。

低学年、中学年、高学年、中学校段階における教育のあり方について、るるご答弁があったわけですが、これにつきまして、今時点でどれほどの時間を持って、いわゆる学校で教育されているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 各学年における詳細な時間数というのは押さえておりませんが、各教科において、例えば社会だとか、理科だとか、そういう場合もありますし、あるいは助け合いということになれば、道徳でもそういう指導する部分がございます。

そういう改定が出されたということでもありますので、この趣旨を踏まえて、できるだけ今後入れていきたいということでもあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 教科の中でもされるということでもありますけれども、やっぱり防災は防災できちっと時間を確保してされるということでない、緊張感もなければ、きちっと子供が受けとめていけ

るようなことにはならないではないかと思うわけであります。

ご答弁のところで、そういう形で来年度につきましては進めていくということでもありますから、ぜひそのような形で協議を進めていただきたいと思います。

大震災で多くの児童生徒が津波で亡くなった。学校間に差があったというふうなことがありました。やっぱりそれは、日ごろの教育と訓練だと思うのであります。やっぱり教訓にさせていただかないと申しわけないことであろうかと思しますので、その辺につきまして、本当に訓練を含めて、きちっと時間をとって、今後、防災教育について取り組んでいただきたいと思いますということをご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:18 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○3番（東口隆弘） 通告に従いまして、保育士の確保対策について質問させていただきます。

現在、子供や子育てをめぐる環境が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化、さらに共稼ぎ世帯の増加などにより、子育てに不安を感じる家庭も少なくない。

また、保育所に子供を預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であることなどから、仕事と子育てを両立できずに、子供が欲しいという希望をかなえられない人も多い現状である。

これらの課題に対処し、国や地域を挙げて、子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められている。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、地域における幼児教育、保育、子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて子育て支援が総合的に推進できる体制を整備するとし、特に緊急的に取り組むべき課題として、都市部を中心とする「待機児童問題」を解消するため、平成29年度までに約40万人分の保育の受け皿を確保するとしている。

しかし、この実現のためには、保育を支える保育士の確保が必要であるが、平成29年度末で全国で約7万4,000人不足すると見込まれている。

本町においては、現在も保育士を募集しても集まらず、保育士の確保に苦労されており、臨時保育士においては、短期で離職される方も少なくないと聞いておるところでございます。

保育士が、将来の展望を持って働き続けられるよう処遇の改善を図り、保育士を確保し、育成していくことが保育の維持・向上につながるために必要と考えるものである。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

- ①過去の保育士採用における募集状況について。
- ②正職員保育士と臨時保育士の割合と待遇の格差について。
- ③臨時保育士の離職率と経験年数について。
- ④保育士を育成していくための研修の実施状況について。
- ⑤保育士確保に向けた今後の取り組みについてであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「保育士の確保対策について」であります。

平成25年4月1日現在の全国における保育所の入所定員数は、前年同時期に比べ4万9,000人の増加が図られておりますが、待機児童数は、前年同時期に比べ約2,000人減少したものの2万2,741人

で、そのうち3歳未満児が1万8,656人と全体の約8割を占め、この傾向はここ数年変わらない状況であります。

本町におきましては、毎年4月1日現在においては待機児童はありませんが、ここ数年、年度途中において3歳未満児の入所待機が生じており、これらの解消に苦慮しているところであります。

このことは、保育室の面積が年齢ごとに定まっていることや、3歳未満の保育需要の増加による保育士の確保の困難さが要因であり、いかに保育士を安定的に確保するかが課題であると認識いたしているところであります。

ご質問の1点目、「過去の保育士採用における募集状況について」であります。

町内の常設保育所では、所長1人、ゼロ歳・1歳児担任保育士1人、2歳児から5歳児の各年齢別の担任保育士各1人の計6人につきましては、正職員を配置することを基本としておりますが、この考え方は、民間に運営を委託しております札内青葉保育所と民設民営の札内南保育園ともに同様であります。

正職員の新規採用につきましては、毎年度、採用予定者数を上回る応募があり、必要とする保育士を各年度とも確保できております。

臨時保育士につきましては、各年度の入所児童数に合わせ、年齢ごとに法律で定められている配置基準に従い正職員を補助する形で配置いたしておりますが、平成23年度は、募集34人に対し29人の応募、平成24年度も同じ34人の募集に対し29人という状況でありました。

本年度につきましては、募集34人に対し、34人の応募があり予定数を確保できたところであります。

なお、臨時保育士の不足に対しましては、時間単位での勤務の代替保育士を活用することにより保育に支障が出ないよう対処いたしております。

ご質問の2点目、「正職員保育士と臨時保育士の割合と待遇の格差について」であります。

札内南保育園で引き継ぎ保育を行っている正職員保育士6人を除き、町の直営の常設保育所における割合につきましては、本年12月1日現在で正職員保育士が19人で45%、臨時保育士が23人で55%となっております。

次に、待遇についてであります。勤務時間と勤務態様に関しては差が生じてはおりません。

新規に採用した正職員には、「職員の給与に関する条例」により、月額給料14万9,800円に加え、通勤手当、期末勤勉手当、寒冷地手当等を支給いたしております。

臨時保育士には、「町立保育所及び幕別町立へき地保育所に勤務する臨時職員等の任用、賃金、勤務条件に関する要綱」により、月額賃金と通勤手当を支給しており、経験年数のない新任の臨時保育士が1カ月に20日間勤務した場合の賃金月額は、14万5,200円であります。

保育を安定的に実施する上で人材の確保は重要であり、平成25年度に臨時保育士の待遇改善の一環として、平均4%の賃金改定を図ったところであり、今後とも他の自治体の賃金動向や他の臨時職員との賃金バランス等を勘案の上、必要に応じて臨時保育士の待遇の改善を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「臨時保育士の離職率と経験年数について」であります。

初めに、離職率であります。平成23年度は29人の臨時保育士中3人が、24年度においても3人の離職があり、離職率はともに約10%でありました。

平成25年度は、34人の臨時保育士中11人の離職であり、離職率は約32%となりますが、これは民営の札内南保育園に採用されたことに伴う離職であり、実質的には離職はありませんでした。

次に、経験年数であります。平成25年度に任用した34人の内訳は、10年以上にわたり保育士として働いている者が12人、5年から10年の者が10人、5年から3年の者が6人、3年未満の者が6人となっております。

ご質問の4点目、「保育士を育成していくための研修の実施状況について」であります。

保育士の研修につきましては、正職員は2年に1度専門的な研修に参加できるよう、毎年度計画的

に実施いたしており、平成 24 年度は、北海道が実施しております新任保育士研修、専門研修、障がい児保育研修等に実人員で 13 人参加したところであります。

研修に参加できなかった職員と臨時保育士に対しましては、研修に参加した職員が講師となり、職場内で研修報告を行うことにより、研修内容を保育所全体で共有して研修効果の拡大に努めております。

また、内部研修の充実を図るため、各保育所において選任した研修委員が中心的な役割を担って、正職員、臨時保育士、へき地保育所臨時保育士を対象に、保育士研修会を年間 3 回から 4 回実施いたしておりますが、今後とも保育士全体のスキルアップを図るため、計画的に研修を実施してまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「保育士確保に向けた今後の取り組みについて」であります。

保育を安定的に実施するためには、何よりも保育士の確保が最も重要であると認識いたしております。

平成 23 年度に国において認可保育所に勤務する保育士を対象に実施したアンケート調査によりますと、その調査の中で、給与について「かなり安い」「やや安い」と回答した方が 52.2%であり、その理由として「職務の大変さ、責任に比して安い」と答えた方が 76.7%でありました。

また、労働条件についての質問に対し、「勤務時間」「勤務日数」に不都合があると答えている方が 34.6%であり、また保育士として長く勤務する上での悩みについての質問で、「子育て等家庭との両立が難しい」と答えている方が 48.4%に上ることから、結婚後、特に子育て世代の保育士の労働時間等の改善を行うことが、保育士の確保と潜在保育士の発掘策として必要であると考えております。

このことから、町といたしましては、給与等待遇面の改善に加え、労働環境面の改善について、現在、検討を行っているところであります。

さらに、ことし 8 月に道央圏の保育士養成学校に出向き、保育士の確保について要請を行ってきたところでありますが、今後とも保育士養成学校等との連携を深め、安定的な保育士の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3 番（東口隆弘） 正職保育士の募集に対しては、募集を上回る方が応募されている。

それから、臨時保育士の募集に関しては、なかなか募集人員等を集めることが難しいという現状を踏まえた上で、この 2 番の待遇の格差について質問をさせていただきたいと思っております。

臨職の月額支給額、お示しをいただいております。

また、正職の方の月額給料・給与もお示しをいただいておりますが、正職保育士と臨時保育士の年間の給与差、給料差というのをお知らせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 正職員と臨時職員の年間給与の差でございますが、正職員につきましては、月額賃金と賞与というものがございまして、それらを合わせまして、1 年目の保育士ということで計算してみますと、約 233 万円ほどが年間の給料という形になります。

次に、臨時職員でございますが、臨時職員につきましても、先ほど 1 年目ということで町長のほうからご答弁ございました数字で申し上げますと、1 年目の職員が 11 カ月働いたといたしますと、約 174 万 2,000 円ということになりますので、正職員と臨時職員の差というのが、約 58 万円ほどということで、ほぼ賞与分が結果として給与差となってきたというふうに考えます。

以上です。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3 番（東口隆弘） 賞与等の差が 60 万円近くあるというお話でございますが、臨時保育士の割合が 55%、これは総保育士の皆さんの過半数を超えるという状況は、正職、それから臨時の保育士の方の立場というのは、違いはきつくないのであらうと思っておりますが、そのことについて、給料の差と立場の

差というところをご説明いただきたいと思いますが。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 基本的には正職員、臨時職員、保育の面というだけで限りますと、さほど差がないということになります。正職員につきましては、保育を行う上での年間の保育計画を作成したり、月間、週の保育計画を作成し、それに基づいて保育を行っていくという面、その計画面の違い。

また、学齢期に上がる4歳、5歳の時期になりますと、学校につなげるための要領の作成だとか、いろんな面で保育以外の事務的な面がございます。そういう面が給与差というふうに考えていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 事務的な違いというふうに理解をさせていただいてよいかと思いますが、全ての職員の方を正職で賄うという考えは持つことはできませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど答弁させていただいたように、中身については、臨時職員についても、もちろん正職員についても、同じ保育をやるということには変わらないわけでありまして。

ただ、全てを正職員で賄うということになりますと、当然のことながら大きな人件費につながるわけでありまして、それともう一つは、保育所の場合は、多分に流動的な子供の配置がなされます。

最近では、子供が減っているのに、なぜ保育所が減らないのかというような疑問があるのですが、これはご存じのとおり、未満児がどんどんふえてきますから、子供の数と保育士とは一致しないわけでありまして、そうしたことで、そのときの保育所の入所状況、特に最近もう一つ多い原因は、障がいを持った子供さんが入所されることによって、その場合は、ほとんどマンツーマンとっては、ちょっと酷かもしれませんが、かなりの部分、そこへ保育士の仕事の部分が出てくると、そういったこともあって、厳しい中ではありますけれども、何とか臨時職員での対応をしているというのが現状であります。

そういったことで、例えば先ほど言いました45対55も、今、言いました6人の南保育所にいる正職員を除いておりますから、これは来年、民設民営になって、6人が全部常設へ戻ってくれば、その分が若干解消されるのかなと思いますけれども、もちろん今でいいとは思っておりませんし、これからもどんどん臨時をふやせば対応できるのだというふうにはもちろん我々も思っておりませんが、ある程度の臨時職員は、これからも必要であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 子供の数がどんどん減っていく、それとの関係によって正職と臨時保育士のバランスというのは理解することはできるかなというふうに思います。

次に、3番目の経験年数についてでございます。

5年から10年以上働いている方が半数以上いらっしゃる。そもそも臨時職員の雇用期間というのは1年であり、毎年、任用・再任用をされるものと思いますが、実態はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 基本的には、臨時職員でございますので、雇用契約上は6カ月ごとに更新という形になります。

しかしながら、先ほど町長のほうからご答弁ございましたように、保育のニーズ、また障がい対応等において、今、大変多くの職員が必要という状況でございますことから、特に保育士という専門性に鑑みまして、今お話ありました10年以上の保育士が多く、また雇用しているというのが実態でございます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 再任用をどんどんどんどん重ねていきますと、それだけ長く臨時の保育士として働いていれば、経験、知識を重ね、即戦力といいますか、かなり重要な立場の職員になるというふう

に思います。

臨時保育士が望めば、正職員への採用という道は開かれているのか、お伺いをします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育士の採用については、当然のことながら広報等、一般公募して採用を決めるわけですから、その時点で応募要件に合えば、臨時保育士として現に働いている方でも受験することはもちろん構わないわけでありますけれども、ある程度の年齢ですとか条件がありますし、特にうちの場合、他町村と違う例、例えばさっきの臨時保育士が応募が少ないといった中の一つに、うちは保育士の資格と幼稚園教諭の資格、両方を兼ね備えた者が応募をしていただく、募集をしているというようなことであります。

これは、短期大学へ行った場合に、幼稚園の資格がなくて保育士だけの資格、あるいは逆の場合もあるものですから、そういったことも含めながら、募集要件はありますけれども、臨時職員でもそういう要件に合えば、当然のことながら受験は可能であります。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 保育所、幼稚園の違いというのもよくわかっておりますが、10年以上、専門的に保育のお仕事をされている方には、経験の浅い方よりも、もちろんの話ですが、知識・経験があるわけで、望む、望まないということもあろうかと思いますが、ぜひとも正職員への道も寛容に開いていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、保育士の皆さんの研修の実態状況についてお伺いをいたします。

実態として、正職員と同様の勤務をしている臨時保育士の皆さんにも、正職員と同じ外部研修を受けていただくというような考えはございますか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 正職員と同じような外部研修というお話でございしますが、先ほど町長のほうから答弁いたしましたとおり、基本的には正職員に対して研修を行い、その研修効果を職場内でいろいろと報告等について実施いただくということとして考えておりますので、今のところ外部研修という面においては考えていないところでございます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 私が、なぜそのようなことを言ったかといいますと、給料面で約60万円近い差が、先ほども答弁をいただいたところですが、後ほど質問させていただきますが、臨時の保育士であっても、保育の現場では正職の保育士の方と子供を相手にしての責任が全く変わらないということであります。

ですので、正職員の方が研修に行かれて、その内容をみんなで聞くというような研修になるということですが、ぜひとも臨時の方も同等に研修を、自分の思いも質問できるような立場をやはりつくってあげていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 臨時保育士の方につきましては、町全体の中で、接遇研修とかそういう機会は設けておりますので、そちらの面での外部研修というのは受ける機会をつくっているところであります。

それで、専門的な研修につきましては、これは先ほどの答弁にもありましたように、職場内研修ということで、各保育所から研修委員が何人か募っております、その者がどういう研修をやっていたらいいのか、年間三、四回ですけれども、いろんな研修を企画しまして、職場内での研修ということには参加してもらっています。

ですから、そういう中におきまして、臨時保育士も重要な役割を保育所で担っているわけですから、スキルアップに努めていきたいと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） いろいろとお金の絡む話でございしますので、強くは申し上げられませんが、ぜひ

とも前向きに正職と臨職の方々の立場をならしていただくような方法を考えていただきたいというふうに思っております。

それから、最後5番目の質問でございます。

保育士確保に向けた今後の取り組みについてということで、答弁書の中にもございましたが、国の調査では、給与について半数以上の方が不満を持っているようであります。

また、休暇が少ない、それからとりにくいという理由も半数近くを占めているようであります。

保育士の待遇改善をしなければならないと考えているところでありますが、新卒または若い保育士さん方に聞きますと、奨学金を利用して学校へ通っていらっしゃる方が多いようでございます。

臨時保育士、お聞きをすると日給制ということで、日給では風邪を引いてどうしても休まなければならないとなると、すぐ給料に反映をしてくるのかなというふうに考えるところであります。そういうふうになると、奨学金の返済もなかなか計画を立てることが立てづらいということで、臨時保育士さんの給料を日給ではなくて月給制にするというお考えはございませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実は、これは課題の一つであります。

先ほどの根本からいきますと、保育士を募集しても集まらない要因の一つがそういったところにもあるのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたように、あくまでも今の状況は、臨時職員6カ月任用というようなことでありますので、この辺を変えていかなければ、いきなり6カ月間だけ月給にして、それで終わりだというようなことにもならない問題もあります。

さらに、今、来年から今度はへき地保育所あたりも通年になってくると、ここでもまた同じような問題が出てくるのであろうというふうに思っております。

私も他町村の事例等も考慮しながら、考えながら検討をしながら、この問題については取り組んでいかなければならない問題だなというふうに思っておりますので、しばし時間をいただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） ぜひともご検討をいただきたいというふうに思っております。

私の質問書の最初のほうに書かせていただいたわけですがけれども、幕別町に住んで、職を帯広やら音更やらに持っていらっしゃる方も、本町に在住をし、社会での喜び、それから地域での喜び、家庭での喜びを感じられる子育て環境の充実を図ることが大切であろうと。そのためにも、保育所の皆さんには子育ての一助を担っていただくという強い信念を持って、お仕事に頑張っていただきたいと。

また、それをサポートする町としても、保育所の皆さんの仕事の環境改善、待遇の改善ということを十分お考えをいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

バイオガス等の再生可能エネルギーの活用を積極的に行うことについてであります。

国連の気候変動に関する政府間パネルは、9月27日、科学的根拠に基づいて、6年ぶりに地球温暖化に関する報告書を承認し、発表いたしました。

それによりますと、今世紀末までに気温上昇は最大で4.8度、海面上昇は最大で82センチと予測されております。

この警告を裏づけるように近年の台風の巨大化、竜巻やゲリラ豪雨の頻発など、我々にこれまで以上に地球温暖化への真剣な対応が求められる時代となっております。

東京電力福島第一原子力発電所事故によって、人類と共存できない原子力発電にエネルギーを頼る

ことができないことを学んだ我々は、化石燃料に多くを依存する状態を一日も早く脱して、再生可能エネルギーへ転換しなければならない責任を負っております。

地方自治体にも真剣な取り組みが求められています。

政府は、農林漁業バイオ燃料法を制定、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を創設するなどして、取り組みを支援しており、十勝バイオマス産業都市構想も動き出して、地域の特性を生かした事業が各地で開始されております。

私は、昨年の6月定例会で、再生可能エネルギー利用促進のために、庁内に担当部署を設けて真剣な取り組みを急ぐよう求めてきたところであります。

そこで、次の点について伺います。

1、この間の町として太陽光バイオマス等の再生可能エネルギー活用の取り組みは、どう進展したか。庁内の動きはどうか。

2、道内管内には先進の取り組みが進んでおりますけれども、こうした成果に学んで、庁内の体制見直しを含めて、具体的に動き出すべきと思うがどうか。

3、酪農畜産が重要な位置を占める本町の状況の中で、大量に排出されるふん尿は、周辺環境や農地に大きな影響を与えております。その処理が重要な課題となっているところであります。

バイオガス化に取り組んで、エネルギーの地産地消と環境問題解決等に取り組むべきと思うが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「バイオガス等の再生可能エネルギーの活用について」であります。

地球上では二酸化炭素排出量の増加による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少や砂漠化の進行といった問題が深刻化いたしております。

豊かさ、便利さを求めた私たちの経済社会の生産活動や日ごろの行動が、知らないうちにごく身近な環境に影響を与え、ひいては地球規模の環境にまで影響を及ぼしております。

このような地球環境の変動に対し、適切に対処していくためには、国、地方自治体、事業者、民間団体等がそれぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えております。

本町といたしましては、地球規模の環境問題や原子力発電所の事故などを踏まえた上で、今後さらに再生可能エネルギー等の利活用を推進していくことが大切なことであろうと認識いたしているところであります。

ご質問の1点目、「太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギー活用の取り組みについて」であります。

本町における再生可能エネルギーの活用の具体的な取り組み状況についてであります。太陽光発電につきましては、個人住宅における発電量10キロワット以下の太陽光発電システムの設置実績として、平成24年度末で253件となっており、発電量10キロワット以上の太陽光発電システムを設置し全量を電力会社に販売している事業所等の件数としては、北海道電力株式会社によりますと63施設が現在稼働中とのことであり、このうちいわゆるメガソーラーと言われる施設は6施設となっております。

また、ペレットストーブは、平成24年度末で11台となっております。

バイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収状況は、消費者協会が町内5カ所に回収ボックスを設置し回収しているほか、町の常設保育所や給食センター、そして町内の飲食店等では事業者により回収されており、平成24年度におきましては8,413リットルの回収実績となっております。

家畜ふん尿を利用したバイオマスプラントの建設につきましては、「十勝バイオマス産業都市構想」において、平成25年度は管内4町で計画されているところであり、本町では本年度1件の相談がありました。具体的な計画には至っていない状況であります。

幕別ダムにおける小水力発電につきましては、昨年6月に担当課職員が農業水利施設小水力発電研修会に参加し、当該ダムにおける小水力発電の可能性を検討しておりますが、水利権の関係で夏場しか発電できないため発電可能期間が短く発電量も少ないこと、そして建設費やランニングコスト等に係る課題も多いことから、取り組みは非常に難しい状況にあります。

本町におきましては、今後も一般家庭や事業所において再生可能エネルギーが活用されるように、普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「庁内の体制見直しを含めた具体的な取り組みについて」であります。

再生可能エネルギーの活用については、道内及び管内の市町村において、その地域や地理的特性に合わせさまざまな取り組みがなされております。

十勝管内におきましても、バイオマス発電の先進的事例や小水力発電の研究、温泉熱利用などが行われており、本町におきましても地域の特性を生かして再生可能エネルギーの活用積極的に取り組む必要があることにつきましては、意を同じくするものであります。

現在、再生可能エネルギーに関することにつきましては、担当部署ごとに連携を図りながら関係するテーマの調査・研究に取り組んでいるところであります。

当面は、現状の体制で職員がさらに積極的な姿勢を持って、各種研修なども活用しながらエネルギー問題に取り組むということで対応してまいりたいと考えておりますが、将来的には、社会・経済情勢や技術革新などの動向を見ながら、町全体の組織機構の見直しの中で体制のあり方について検討させていただきたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「バイオガス化に取り組みエネルギーの地産地消と環境問題解決に取り組むことについて」であります。

家畜ふん尿のバイオガス化につきましては、再生可能エネルギーによる発電効果のみならず、消化液を肥料としても有効に活用できるという利点がありますが、建設に多くの費用を要すること、そして、その建設費の主体を占める発電設備費用が「固定価格買取制度」の創設により、国の補助対象外になったことなどから、建設意欲が停滞してきているものと分析いたしているところであります。

本年5月に、北海道酪農振興町村会議が農林水産省に対し、「家畜ふん尿によるバイオガスプラントを普及促進させていくため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFIT（フィット）により売電する場合においても、整備する発電設備を補助の対象としていただきたい」と要望をしたところでありますが、制度創設から1年ほどの期間しか経過しておらず、要望の実現はかなり困難な状況にあるものと認識いたしております。

自然循環型のエネルギーであるバイオガスの有効性に関しては理解をいたしているところでありますが、前段申し上げました課題もありますことから、本町におきましては、なかなか全町的な取り組みには結びつかないという現状にありますことを、ご理解いただきたいと思います。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 最初の質問でも申し上げましたように、今、温暖化、その他の課題というのは、非常に重大な問題として、全ての人々が受け入れざるを得ない状況になってきていると思います。

1時間に100ミリなどという豪雨は、北海道には関係ないというふうにしばらく前は思っていたわけですがけれども、しかしいろいろな最近の現象を見ておりますと、これはそう遠くない話だというような感想も持つわけです。

そういうことになりますと、やはりどんな事態になるかというのは、本当に想像するのも恐ろしい話だというふうに思います。

そうした中で、国連が6年ぶりに気候変動に関する政府間パネルの報告書を発表したわけでありませけれども、そうしたことは加盟195カ国のチェックを受けて承認されたという非常に重い報告であります。

政府はもちろんでありますけれども、地方自治体も含めて、大変な課題を投げかけているのだとい

うふうに思います。

しかしながら、そういう中で、最初の質問でも申し上げましたけれども、原子力発電に、もはや依存するような状況ではなくなったというふうに我々は考えるわけです。

しかしながら、政府はエネルギー基本計画の原案を12月6日に発表し、その原案を総合資源エネルギー調査会へ諮問したわけでありましてけれども、その中では原子力発電を重要なベース電源だと位置づけて、民主党の政権の時代、30年代に原発ゼロにするのだという方針を掲げたのですけれども、それを翻して、今後も原子力発電を続ける宣言のようなことをこの原案で示したわけでありまして。

しかしながら、やはり東京電力の第一原子力発電所の事態が、あのように汚染が広がり続け、そして廃炉にするにも、なかなかこれは大変な話で、廃炉そのものが難しいのではないかと。メルトダウンした燃料を回収するのも難しくなるのではないかとというようなことも言われている中で、政府は再稼働と原発輸出にまで狂奔しているという、そういう状況であります。

そうした中で、我々としてやはり自治体ぐるみで再生可能エネルギーに一生懸命取り組んで、原発の発電など要らない状況を早急につくり出していかなければならないというふうに考えるわけです。

今、原発の稼働によって、全国には1万数千トンの使用済み核燃料が出ています。それは各原子力発電所のプールの中に蓄えられているわけですが、その貯蔵の総容量というのは1万7,500トンだといわれておりまして、これも稼働していけば、その貯蔵しておく施設も満杯になってしまうと。しかも、この使用済み核燃料、核廃棄物は何十万年と無害にならないということで、その処理方法も決まっていない、処理の技術も確定していないと。そういうようなものでありまして、これ何十万年もどうやって責任を持った管理がしていけるのか、そのことを考えただけでも、この原子力発電を続けていいということには絶対にならないというふうに思うのです。

考えてみますと、それこそ1万年前というのは、新石器時代が始まった時代でありまして、その後エジプトのピラミッドができたのも6,000年前ということで、それこそ何十万年も無害にならないものをこれから出し続けていいのかという、そうした深刻な課題もあるわけで、政府が言うように再稼働であるとか、輸出などということはしてはならないことだというふうに思うわけです。

そうした点で、やはり町長も再生可能エネルギーの必要性は意を同じくするものだという表明をされておりまして、その点で一緒に町民も含めた努力がこれから要請されていくのだと思います。

そうした点で、やはり原発の稼働も含めて、町は再生可能エネルギーの問題にどういう決意でこれからも取り組んでいこうとするのか、もう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○17番（増田武夫） 先ほども申し上げましたように、いわゆる町ができ得る再生可能エネルギーに対しては、町ができ得るものについては積極的に取り組んでいくことが必要であろうと。

そのためには、先ほど申し上げましたようないろんな施策を構築しながら、あるいはさらにバイオガスですとか家畜ふん尿を利用した問題、あるいは水はなかなか難しいのかもしれませんが、今、言ったようにできるものとはとにかく活用していくということが、これからも必要だろうというふうに思いますので、私どもも、これ町だけで全てができるものでももちろんありませんので、いろんな方々のご協力やご指導をいただきながら進めていくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今、答弁いただきましたように太陽光発電などについては、町の助成もいただいて、結構伸びているのだというふうに思うわけです。

やはり昨年の質問のときにも申し上げましたけれども、この町にある賦存量といいますが、何が再生可能、利用できるものとしてあるのかという研究もしっかりとしながら進んでいくことが大事だというふうに思います。

今いろんなところの資料が出されていますけれども、各市町村で自然エネルギー、再生可能エネルギーを自給している率が発表されております。

町村、市町村で言えば、約 50 の自治体が自給率が 100%というのが 50、50%以上というのが 103 の自治体であります。それは、やはりそれだけの町村の努力の結果だというふうに思うわけです。

残念ながら我が町は、本当に 0. 何パーセントとか、そういう数字だというふうに僕自身は認識しているのですが、そうした点で、我が町にそういうものがないのかどうか。

以前から、木質バイオマスの利用なども積極的に取り組むべきだというお話をしてまいりました。残念ながら、そういうことになっていないわけですが、木質、林地残材などのものは、やっぱり集めるのに経費がかかるでありますとか、またこの木質のペレットなどの利用は、林地残材を出してくるところだけが稼働してもだめだと。やはりそれを製造するところ、それからそれを活用するところ、これが一斉に動き出さないと、なかなか利用が進まないというようなことで、これからの課題だというふうに思いますけれども、もう一つ本町で一番活用できるものとしては、家畜のふん尿、これの利用が真剣に考えられなければならないというふうに思うわけです。

いろんな町村を私も見せていただきました。鹿追の大きなバイオマスプラントも見せていただきました。先ほども申し上げましたけれども、そういうものは、やはり地方の自治体が真剣に取り組んで関係者と積極的に引っ張っていくことによって、それが実現しているというふうに思うのです。

そうした点で、ぜひこの家畜バイオガスの活用というものを政策の中心にしっかりと位置づけていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 家畜バイオマス、これは燃料、いわゆる再生可能なエネルギーという意味と、いわゆる地域の環境を守るという意味からも、大変重要なことだろうというふうに思っています。

私どもも決して何もしないわけではないわけですし、そういったことに対するご相談ですとか、あるいは関係機関になります農業協同組合ですとか、いろんなところともご相談をしながら、何かそういう道が開くことができないかということは、これからも続けていかなければならないというふうに思います。

鹿追の事例もありましたけれども、私も二、三回見せていただきました。あそこは、それぞれが町がぐるっと回って集めてきて、1カ所でああいうバイオガスを起こすと。そういったことが本町あたりでも同じような手法が取り入れることができないかどうなのかといったことなどもそうですし、前段お話ありました林地残材についても、たしか国からその運搬に対する補助制度が今度できるのではないかというようなことで、担当のほうにもそういったことの調査をするようにというようなことも話しておりますし、これからもそういった町としてできること、あるいは住民の皆さんあるいは農家の皆さんやいろいろな方の協力を得ながら、これからも進めていくことが大事であろうと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） バイオガスの活用については、今、環境の問題も含めてというお話もありました。

私はバイオガスの活用には一石四鳥の効果があると思っていますのです。

一つは、今、多頭数飼育になったり、フリーストールだとか、いろいろな飼い方の変化もあって、ふん尿と一緒に液化化したふん尿が多量にたまるというような、こういう飼養方法になってまいりました。

その処理が、非常にどこの農家も腐心しているのだというふうに思うのです。ミルクを洗ったりんだりする雑排水も含めた処理が可能になるということが一つ。

それから、それに伴ってバイオガス発電などを行って、そのエネルギーが有効に活用される。これ、バイオガス発電の場合は、太陽光発電だとか風力発電と違って、安定した発電エネルギー供給ができるというメリットもあって、これが二つ目であります。

それからもう一つは、それから生まれます消化液が良質な有機質肥料となって、これがふん尿そのもの場合には、なかなか自分のところの牧草地にまくだとか、そのことによって悪臭も出るだとかという問題もありますけれども、しかしそれによってできた消化液は、畑作農家にも広く活用される。

そのことによって、金肥、金で買った肥料を大幅に削減することができる。これは経済的にもすごい利益があることだというふうに、それが三つ目でありますけれども、もう一つ私の立場から言わせれば、家畜の健康に多大に寄与をします。

このことは、先日、帯広で行われましたシンポジウムにも、私、出てまいりましたけれども、そのところに農家の方がバイオマスでやったいろいろないい点について報告しておりましたけれども、病気が本当に少なくなったと、そういうことで、その方は百数十頭ぐらいの中規模の農家の方でありましたけれども、そうした報告をしておりました。

完熟の堆肥だとかそういうものにして、草地なりいろんなところに供給すれば、もうそういうことは起こらないわけですがけれども、なかなかその処理が大変で、過剰にまくだとか、そういうことによって硝酸態窒素が非常に過剰になると。

餌の中にそういうものが含まれたものを家畜は嫌々食べているようでもありますけれども、そのことによって健康がすごく損なわれると、そういうこともありまして、このバイオガス発電にそういうものが、家畜ふん尿の処理をすることによって、そういう幾つものメリット、一石四鳥の効果が生まれるのだと思うのです。

だから、そういうことを考えますと、今どこの農家もそういうものをまいたときの悪臭だとかいろんな問題で、周囲に気兼ねをしながら仕事をしなければならないというような事態が起きておりますので、そういうことの解決も含めて、町は積極的なこれの推進に本腰を入れるべきだと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように大変有効なことだと、そのことについては、もちろん私は否よされるものではありませんけれども、ただ一方として課題としてあるのが、先ほどもちょっと申し上げましたように、そうした設備をするのに今まであった国の補助等の対象から外れてしまったと。いわゆる自己資金あるいはそれ以外の制度、補助の助成の制度、そういったものの確立が十分されていない。その分だけ設置者に対して大きな負担になっていくというような問題なども一方ではあるのかなということも憂慮をしているわけであります。

それともう一つは、やはり何といても、町があるいは行政が主体となっているいろんなことを推進していく、そういう立場に我々はあるのだろうというふうに思いますけれども、まずはそれを受けて、農業者の皆さんが積極的に対応していただけるかどうか、その辺にもこれからの課題はあるのだろうと思いますし、果たして1軒のだけがいいのか、あるいは何軒か集約することがいいのか、そういった問題などもあって、もう一つ本来でいけば、けさほどの小川議員の質問にもありましたように、関係機関なんかも一緒になって検討していただけるような場があれば、さらに進むのかなというようなことも含めて、これからも検討課題とし、そしてまた町としてもそういう方向で進めていければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今なかなか設備投資にたくさんのお金がかかるので、これは大変なのだと、なかなか前に進まないというお話もありましたけれども、しかしこの答弁の中にもありますように、固定価格の買い取り制度ができて、家畜ふん尿のガス化による発電の場合には、1キロワット当たり39円、税込みで40.95円、20年間買い取るという、そういうものができました。

この間のシンポジウムでも言っていましたけれども、自己資金でやってもペイする状況になったと。これ、やっぱり答弁にもありましたように施設に対する補助制度だとか、そういうものができるにこしたことはないわけですがけれども、しかしよく調べて研究していただきたいのですけれども、自己資金でやっても間に合うと、そういうような意見も聞かれるわけですよ。

やはりそうした点で、国がなかなかそういうことで、発足したばかりのあれで補助制度をなくしてしまったというようなことを、すぐ変えていくことはできないかもしれませんが、しかしながら、やはりそういうものをどんどん進めていく環境なりなんなりを町が先頭になってつくっていくこ

とによって、これは進めていかれると、そう思うのです。

ですから、私が再三申し上げておりますように、やはり担当部署をきちっとつくって、そして推進することによって、そうした問題、いろんな情報を仕入れて、そして先ほど町長も言われましたように、やはり町が積極的に勉強する機会だとか、そういうものをどンドンつくって、そして事業者だとか農協、関係者との勉強をしっかりとすることによって、おのずと道が開かれてくるのではないかと。

なかなかそういうものに町が幾ばくかの補助制度などを設ければ、なおいいと思うのですが、そうでなくても、やはり町が窓口になって関係省庁との折衝を行う。なかなか許可が出るのに大変な状況もあるようですので、やはりそういう窓口になって積極的に進めていくと、そういうようなことをするときに来ているのではないかと。ぜひ、そうした点での積極的な対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） その辺は先ほど、この後の質問のあれにもありますけれども、庁舎内での体制づくりもそうなのですけれども、どちらかというと、今までは国の並びが縦割りで来ると経産省の問題だったり、こちらでは農水省の管轄であったり、あるいは北電関係であったり、いろいろ町の対応も部署が分かれているものですから、そういったことでお互いが、逆を言うと難しい問題ばかりに難しい問題だということのなすり合いではありませんけれども、そんな意見が多かったのかなというふうには思っております。

ただ、買い取り価格もこれからどういうふうに進んでいくのかがまだまだわからない部分もありますし、私はやはりもちろん町が、行政が動くことは当然かもしれませんが、それを受けて、やはり農業者の皆さんがいかに反応していただけるのか、やっていただけるのかというその辺も十分説得できるようなものでなければならぬのかというふうな思いもしていますので、それらについては、これからも十分協議させていただきますし、またいろいろ我々も内部でも検討していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今、言われたように、国は、いろんな省庁でいろんなものを出してくるという。だからこそ、やはりそうした問題を受ける場所、それが部署としてあれば、やっぱりそういうものを総合的に勘案しながら推進していくという、そういう拠点ができるわけですよ。だから、そのことのためにも、やはり部署を設けて積極的に進めていくことを求めたいというふうに思います。

やはり今、町のいろんな分野でも企業誘致でありますとか、いろんなもので地域の経済を盛り立てていこう、活性化していこうというようなことが大きな課題になっております。そうしたことを考えますと、先ほども言いましたように、こうしたことを積極的に進めて、さっき言ったような一石四鳥のそういうものが効果が出れば、これは農家の、それこそ畑作農家にも、そういうものが鹿追の例、行かれてわかると思うのですけれども、そういう消化液、液肥が畑作農家のほうがかえって使われて、そしてそれは経費の節減に結びついていっているわけですので、やはりそのことをやるのが、幕別町の元気な幕別町にしていくことができる、そうした関係でありますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思いますけれども、しかもやはりエネルギーの地産地消ということが言われて、そしてしかも先ほども言いましたように、バイオガス発電などになれば、安定した発電が確保できると。

やはり今そうしたことをやっていく幾つかの障がいがあると思います。

例えば、送電網が非常に細くて、そういうものがなかなか送れる状況にないと。その場合には、自分で送電線を、大樹のサンエイ牧場なんかそうだったようでもありますけれども、そういうことで送電線の問題だとか、それから電力会社そのものが、もう買わないよと、なかなか買いたがらないと。これは、一つには泊原発なんかをどンドンやっというところ、そういうものの裏返しだというふうにするのですけれども、各地で地産地消のエネルギーが、どンドン取り組まれれば、自分のシェアが狭まってくるといような事情もあるのだと思うのですけれども、あれは買わない、これは買わないという制限を設けようとしている問題でありますとか、それから国のほうでは、今度のいつでしたか、11

月に電気事業法を改定したのです。本格的に発送電分離の方向を打ち出したので、それはいい方向には行くと思うのですけれども、これはいい方向に行かせなければならないのですが、残念ながら発送電の分離に電力会社が資本関係を残したままやるという、これでは電力会社の独占が打破されないので、非常に大変な問題が、これからすんなりとはいかないことになると思うのですけれども、しかしながら、そういう発送電分離の電気事業法の改定が行われたと。

そういうようないろんな問題があって、先ほど町長、ちょっと触れましたけれども、そうは言っても多額なお金がかかるというような問題も確かにあるので、これはなかなかすんなりはいかないと思うのですけれども、やはりそういうものを受けとめながらしっかりと進めていく、町がやっぱり先頭に立っていくということになれば、しつこいようですけれども、ちゃんと。これ、やはりこの次の機構改革まで待つというようなことになれば、その推進がどんどんおくれていくと思うのです。だから、やはりそういうことにならない。

今、町長も言われましたけれども、固定買い取り価格もだんだんやっぱり安くなっていくという可能性もあるわけで、そうした点では、やはり有利な時期に進めていくと。積極的な町村に倣って、自然エネルギーの自給率を高めていくと、これが地球温暖化にも地域の環境だとか経済にも貢献していくということになれば、やはり一つの町の重要な柱の事業として、しっかりと位置づけられていくのではないかというふうに思うのです。ぜひ、次の機構改革などを待たずに、やはり取り組むべきと思いますけれども、最後にいかかでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 機構改革は、今、決まっているわけでありませんから、来年やっただって別におかしくもないわけですから、それはこれから十分、他の部署のことも踏まえながら対応していきたいと思えます。

あとはもう一つ、十勝バイオマス構想の中で、ことし管内4件というあれがありましたけれども、本町もたしか二十七、八年、ちょっとあれしましたけれども、計画としては出している経緯がありますので、それらも踏まえながらおっしゃられるようなことについて十分検討し、また関係機関とも相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） いずれにしましても、積極的な取り組み、これが鍵を握ると思うのです。

だから、これ、まだまだバイオマスの活用については、十分に理解されていないというか、そういう分野だと思うのです。

だから、それから言えば、やはり町が積極的にそういうものの先進地から講師を呼ぶ、それから取り組みの学習をするなどという機会を町自身が持つていくことが必要だというふうに思うのです。そのことによって、やっぱり地域の活性化だとか、町の元気な幕別町に大きな起爆剤になるのではないかというふうに思います。

その点での取り組みを求めて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、14時30分まで休憩いたします。

14:15 休憩

14:29 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

私は、消費税増税による影響と対応についてお伺いいたします。

2014年4月から消費税の増税が閣議決定されています。

8%に引き上げられるだけでも国民全体で8兆円の増税となり、年金の削減や社会保障費の負担増、給付減を合わせれば、総額10兆円と試算され、史上空前の負担増となります。

町民の暮らしを直撃することはもちろんのこと、地方財政にとっても大きな影響を及ぼします。

今、必要なことは増税ではなく、浪費の一扫と「応能負担」の原則に立った財源の確保、また国民の所得をふやす経済改革など、経済の健全な成長で税収をふやすことであり、増税の収支をしっかりと国に求めなければならないものと考えます。

同時に、町民の暮らし、営業を支える町として、独自の手だても必要です。

既に、増税による公共料金の引き上げを検討している自治体もあり、町民の中には、負担増への心配が広がっています。

新年度の予算編成の時期でもあり、以下の点についてお伺いいたします。

①幕別町の財政における消費税増税の影響について伺います。

②給食費や各種使用料等、公共料金に影響が及ぶことが想定されますが、引き上げを行わないよう町独自の手だてを求めるものです。

③十勝で一番高いと言われている水道料金は、原水単価の引き下げを生かし、料金の値下げに向け、町民の負担の軽減を図るべきと思います。

④商工業者等、消費税の直接の納税者ではありますが、十勝経済の概況も、まだまだ先行きが見えず、価格に転嫁できないなど、さらなる困難が予測されるとされています。

新年度の事業者に対する支援策をお伺いいたします。

⑤さらなる景気の悪化を招く消費税の増税は中止すべきであり、また消費税増税法の付帯決議である「景気条項」に照らしても、実施できる経済状況ではないと考えます。

中止を国に求めるべきではありますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「消費税増税による影響と対応について」であります。

本年10月、政府は、消費税率について経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果として、平成26年4月1日に現行の5%から8%に引き上げることを閣議決定いたしました。

また、同時に消費税率の引き上げによる反動減を緩和して景気の下揺れリスクに対応するため、5兆円規模の新たな経済対策を策定することを決定し、今後、本年度の補正予算として、来年度予算をあわせて編成し、具体化していく方針を打ち出したところであり、先般、経済対策の規模は5兆5,000億円程度になることが閣議決定されたところであります。

ご質問の1点目、「幕別町の財政における消費税増税の影響について」であります。

初めに、町の各会計の歳出に及ぼす影響についてであります。性質別には需用費や役務費、委託料などの物件費、維持補修費、普通建設事業費などの経費が消費税の課税対象になることから、引き上げの直接的な影響を受け、増額となるものであります。

平成25年度の当初予算をベースに試算をした結果、一般会計では約1億500万円、国民健康保険特別会計ほか7特別会計と水道事業会計の8会計で約2,500万円、全会計の合計で約1億3,000万円の増加を見込んでおります。

次に、歳入における影響といたしましては、北海道に収入される地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に交付される地方消費税交付金の増額が考えられます。

歳出同様に、平成25年度の当初予算をベースに試算いたしますと、地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられますことから、交付金の額は2億3,500万円から1.7倍の3億9,950万円となり、1億6,450万円の増加が見込まれるところであります。

地方交付税につきましては、今、申し上げました地方消費税交付金が増加することにより、その75%

分の基準財政収入額が増加することから、結果的に算出される地方交付税が約1億2,000万円の減額となることが予測されますが、一方で、消費税の引き上げに伴い、基準財政需要額における単位費用などの増額も考えられるところであります。

加えて、リーマン・ショック後の地方の税収不足を補うために上乘せされている「別枠加算」の廃止問題など、地方交付税の見通しについては極めて不透明な状況にあります。マクロベースでは減額は避けられないものと認識しており、今後の年末に向けた国の予算編成を注視していかなければならないものと考えております。

ご質問の2点目、「公共料金の引き上げを行わないことについて」であります。

消費税増税による本町の財政への影響につきましては、先ほど申し上げましたように、本町の歳入、とりわけ主要財源であります地方交付税への影響が極めて不透明な状況にあります。

そうしたことから、本町の消費税率引き上げに伴う使用料等への対応につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、今後、新年度の予算編成に向けて、国の地方財政対策の動向を注視しながら結論を出していくこととしたところであります。

消費税につきましては、平成27年10月にさらなる引き上げが予定されていること、消費税引き上げ分の上乗せの実施あるいは不実施による住民負担や町の財政に及ぼす影響、さらには他市町村の動向等を総合的に勘案しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「水道料金の値下げについて」であります。

水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、料金の適正化につきましては、事業とのバランス、財政の健全化を見きわめ、慎重に判断しなければならないものであります。

ご質問の、原水単価の引き下げを生かした水道料金の値下げについてであります。十勝中部広域水道企業団の、受水単価の改定については平成27年度からであり、具体的には平成26年度において検討し引き下げ改定になる予定であるとお聞きしており、改定額の確定までは引き下げについては困難な状況にあるものと考えているところであります。

しかしながら、消費税率の引き上げに伴う水道料金の対応といたしましては、今後の高料金対策補助金などの歳入が不透明な状況にあります。現在の収支状況を踏まえ、現行の水道料金を据え置くことにより水道利用者の負担増にならない方向で、現在、検討を進めているところであります。

ご質問の4点目、「新年度の商工業者に対する支援策について」であります。

国におきましては、消費税率の引き上げを円滑に進めることを目的として、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」を制定し、本年10月1日から施行したところであります。

同法においては、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為の禁止や中小企業が共同で価格転嫁や表示方法を統一するカルテルを認めるなどの特別措置のほか、国の責務として国民に対する広報や事業者に対する助言等を行う態勢を整備することを定めており、同法に基づいて、事業者及び消費者からの消費税に関する疑問や苦情に対応する窓口として、内閣府に「消費税価格転嫁等総合相談センター」を開設したところであります。

幕別町商工会におきましては、9月2日に「消費税転嫁対策相談窓口」が設置され、町におきましても、10月10日、商工観光課内に町内の中小企業の方々を対象に「消費税の価格転嫁等情報受付窓口」を設置いたしましたところですが、12月1日現在、商工会、町の相談窓口での相談実績はない状況であります。

商工会におきましては、9月18日に消費税に関する講習会を開催し、会員事業者に対しまして、税率改定分を適正に転嫁するよう指導しているとのことですが、経営指導員が会員事業者を訪問した際に、「消費税を転嫁した場合、値上げにつながり客離れが起きるのではないか」「経営は苦しいが、価格を上げないで消費税分を利益から負担してもよいのか」などの相談が数件あるとお聞きいたしており、厳しい経済状況のもと、消費税への対応に関する町内事業者の方々の苦しい胸のうちを理解しているところであります。

町といたしましては、これまで中小企業融資制度による中小商工業事業者の経営支援や住宅新築リフォーム奨励事業による地域内循環型の経済活性化策のほか、小規模修繕契約登録制度による発注など、町内商工業の振興策を実施してきたところであり、現在のところ、消費税引き上げに関連する新たな支援策については考えておりませんが、商工会などと連携して、事業者の消費税に関する相談にきめ細かに対応するとともに、現在、実施しております各種振興策について事業者の皆さんがさらに利用しやすいよう運用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の5点目、「消費税増税は中止するよう国に求めることについて」であります。

平成24年8月に成立、公布された改正消費税法においては、消費税の引き上げに当たっての判断は、消費税率引き上げ前に、経済状況の好転について、名目及び実質経済成長率、物価動向等の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるとされており、これらを踏まえ政府は、経済財政諮問会議等の意見を聞いた上で、消費税率引き上げに足る経済状況であると判断したものと理解いたしております。

今回の消費税増税につきましては、社会保障と税の一体改革の一環として、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための安定財源確保の観点から避けて通ることができないものと認識いたしておりますことから、子育てや医療、介護など今後の国の社会保障制度改革の具体策を注視していかなければならないものと考えております。

また、地方自治体の喫緊の課題は地方財政基盤の充実・強化であり、今回の消費税増税や税制改革に伴って地方交付税などの一般財源がどのように変化していくのか、安定的な財源が確保されるのかをしっかりと見きわめていかなければならないものと考えております。

こうしたことに加えて、消費税増税は既に動き出している状況で、国もさまざまな施策を打ち出しているところであり、中止を求めることについては適当ではないと考えているところであり、町や住民にとってよりよい改革になるよう、社会保障制度の充実や安定的な地方財政基盤の確立について、町村会などを通じて、国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

初めに、前段で消費税の全体像についてお話がありましたので、私も今回この質問を取り上げさせていただくに当たっては、過去に例を見ない、来年7月からの増税に伴う影響があらわれてくるのだろうというふうに想定することから取り上げました。

それは、消費税でありますから、単に一個人の消費にだけあらわれるということではなくて、項目に掲げましたように、この町自体の町の財政運営に出てくること。特に直接税を納める事業者、個人経営者、こういったところに多大な影響を及ぼすこと、総合的に見れば、景気全体を底冷えさせて、これまで町民の暮らしを悪化させていくこと、そういう状況が今以上にひどくなるということを想定できるので、国のやることではあっても、事前に町が取り上げて対策を講じられることは、今からきちっと準備をして行うべきではないかという思いから質問をさせていただきました。

初めにお伺いしたことは、幕別町の財政における消費税の影響についてであります。

当然、幕別も1年間に一般会計で140億円を超える財政を、年間を通して政策を行っているわけですから、それに伴って、消費税の引き上げ分も必ずどの分野かには影響が出てくるというふうに思いました。

お答えの中では、まず一般会計の歳出で1億3,000万円の負担、これは一般会計と特別会計を合わせてありますが、物件費や建設事業費などを含めて、これだけの負担がふえるということですね。

それからもう一方では、今回、地方消費税の交付金という点で、今まで1%だったものが1.7%に上がるということでもありますから、これが1億6,450万円というお答えであります。しかしこのうち75%が基準財政収入額で見られるので、そこで1億2,000万円の減額になるということでもあります。

そうすると、最終的には、このお答えの面だけで判断すると、歳出では1億3,000万円多く出てい

くと。入ってくるのは4,000万円ちょっとだというふうに思います。ここだけでも幕別町の受ける影響というのは、1億円近く直接あるのかなというふうに思いますが、こういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） おっしゃるとおりでございます、ここの数字だけ申し上げますと、そういったことでよろしいかと思えます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） この1億3,000万円あれば、いろんな政策が打てるなというふうに思えば、本当に厳しいものがあるというふうに思います。

もう一点、これは企業のことですから、3番目に伺いますね。

歳入の面では、ここでは消費税の交付金分、1.7%の分だけしか見られなかったわけですが、他の市町村で、特に今、帯広なのですけれども、この状況の調査を行ってくる資料を見ましたら、これは消費税を掛けているからだと思うのですが、歳入の面でも少なくない収入がふえている資料がありました。

町としては、そういうことはありませんね。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 歳入に係る消費税の取り扱いについては、先ほどご答弁させていただきましたように、この後の予算編成の中で細部を詰めてまいりたいというふうに思っていますから、この回答の中には、そういったことは出ておりません。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） わかりました。

それでは、そういう点を踏まえて、2番目の質問に移ります。

2点目は、公共料金の引き上げを行わないことということで、あえて上げさせていただきました。

いろいろ厳しい状況が生まれてくるにもかかわらず、しかもそれは町の考えではなくて、国の制度が変わることによって、税が引き上がることによって負担がふえるという中で、上げないでくださいというのは、本当は厳しい求めだというふうには思います。

実態の払うお金がふえていくにもかかわらず、いただくのはそのまま据え置きますよというのは、財政にとっては、なかなかバランスを保てないという面があるかと思いますが、ここは町長の政治姿勢として、今、本当に困難な状況にある町民を守っていただきたいという立場から、あえてこういう設目を立てさせていただきました。

それで、町民に負担をかけないでくださいねというのは、主に保育料ですとかいろいろ使用料ですね、いろんなことが出てくるのであろうと思うのですけれども、特に心配するのは、消費税の増税によって、例えば給食費の食材費が上がってくるのだと。そういうものがどんどん上がってきたときに、では今のままでやっていけられるのかというときに、今後ご検討されるのであろうというふうに思うのです。

給食費を、実はこの間、十勝管内でも、既に新聞報道されたのは四つの町、1市2町1村ですね。消費税の値上げなどに伴う給食費の引き上げというのが書かれておりました。水道代もありました。

ここで、本当に深刻だなど思いながら見ていたのですけれども、結局、幕別町の給食費も平成21年に引き上げを行いましたね。このとき大変大きな引き上げで、20%近かったのではないかと、19.1%の引き上げだったわけです。

それで、そのときに定められた給食費、今、小学校では1食231円、中学校280円ということなのですけれども、これからさらに引き上げられたらどうなるかということを思いますと、実は今回引き上げを決めた四つの町は、上げて今の幕別町の水準に近い、もちろんちょっと超えているところもありますけれども、上げてもここまでに至らないというところがあるわけです。池田町であるとか、あるいは広尾町、こういうところは同額かそれよりも低いという状況がありまして、私はこの点では、

現状の料金の水準、他町村をよく動向を見てと町長もおっしゃっておられますが、そういうことを見ることと、それからもう一方では就学援助、これを受けている家庭が小学校では20.2%、中学校では21.4%になっています。

もちろん、そこには給食費も就学援助の支給の対象にはなるのですけれども、こういう子供さんを育てている家庭の2割は、就学援助を受けなければならないような状況にある、それ以外の家庭も推して知るべしという状況だと思うのです。

そういうときに引き上げを行っていくということになれば、これは多大な負担になるというようなこともありまして、ここは今まで21年に上げたという現状も踏まえながら、町の政策の中で、きちっと状況を踏まえた結論を出す。つまり引き上げをしてほしくないというようなことで再度検討していただきたい、このように思います。いかがですか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 中橋議員もご存じのとおり給食費につきましては、給食センターの運営費の中から人件費ですとか、施設費だとか、そういうものを除いた食材費に充てるということでいただいているものであります。

実は、今年度の1年間の見込みを今出しているところなのですが、本来であれば、いただいた給食費を食材費に充ててとんとんになるのが本来のところかと思うのですが、今年度を見ると、かなり赤字といたしますか、足りないことが予想されるわけでありまして。これ、何かと申しますと、主食費、米であるとかパンであるとか、これが非常に値上がりしております。この1年間、24年4月から25年4月1日を比較しましても、年間の額でいくと、ご飯で70万円程度上がっている、パンで10万円程度上がっている、これだけでも80万円ほど余分にかかるようになっている事態があります。

こんなことから、教育委員会としましては、このままでは収支の均衡が図れないということは明らかでありますので、来年の給食費の設定に向けまして、給食センター運営委員会を開催して、この給食費のあり方について検討していただくというように思っております。

加えて、消費税の扱いについても、その中で検討していただきたいというふうに思っているところであります。

ただ、先ほど中橋議員おっしゃった我が町の給食費でありますけれども、ちょっと違っておりますので訂正させていただきますけれども、小学校では幕別が228円、忠類が232円、中学校がいずれも277円ということであります。

それともう一点、管内状況でありますけれども、直近の情報では、九つの市町村、1市6町2村が値上げをするということになっているところでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） わかりました。訂正をさせていただきます。

その上で、やはりもちろん教育長がおっしゃられるように、いただいた給食費で食材がとんとんになるということを経営の主軸にしてこられたと思うのですが、しかし教育の一環であるというところを何ともしも大事にしていきたいということで、帯広なども過去に1食について6円出しましたよとか、そういうデータもいただきました。その辺は、本当にやっぱり執行者の考えだと思うのです。ぜひぜひお含みおきをいただきたい、心から訴えます。

次に、水道料金のことに入らせていただきます。

水道料金のことにつきましては、これはたびたびこの機会に水道代、もっと下げることはできませんかということで質問をさせていただいてきました。

水道については、引き上げを行ったのは平成20年ですね。それで、なぜ何度もお尋ねするかというと、まずこれは空気と同じように生きていく上に欠かせないもの、町民の皆さんにとって絶対なくてはならないもの。

しかし、不況がだんだん開く中で滞納もふえたりなんかしたと。残念なことに水道の蛇口をお金を

払ってもらえないから閉めなくてはならないという事態も生じた。こんなことから、もつともつと料金について改定することはできないのかという思いに立っておりました。

それで、この水道料金、もう一つは、幕別町はずっと高い高料金の、十勝管内の中でも水の値段が高いということで推移してきているのです。これは、理由があって、町は当時は二極化している、今は二極ではありませんけれども、三極ですか、していることや、あるいは水道事業を昭和 27 年から始めて、水道管が古いのがたくさんあるのだと、そんな工事費もかかるのだというようなことから引き上げが行われて、20 年のときの引き上げ率は 14.51% でした。

これ、そのときの資料ですので、その後、私たちは何とかならないかというようなことで、議員団でも繰り返し相談もしながら取り組んできたのですけれども、一つ光が見えたのは、原水単価が引き下がったということです。

町長、ここでは平成 26 年以降だから、まだ下がっていませんというようなことなのですけれども、20 年以降、23 年に、私、一般質問させていただいたときに、広域水道企業団の水、第 4 期用水供給料金、平成 23 年から 26 年の間、これまで 1 立方メートルにつき 1 万 2,000 円の責任料金であったけれども、これが 14% 下がって 1 万 320 円になりますよと。従量料金も 35 円だったものが、27 円になりますよということで、既にここで 4,000 万円近いお金が生まれていたわけですね。こういうのを何とか充ててやっていけませんかということですが、含みはあったのですけれども、検討という中で 3 年間過ぎたように思うのです。

それで、こういう状況を生かすことと、さらなる引き下げが予定されているわけですから、消費税の問題ありますけれども、ここはこういったものを活用して考える余地はないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の改定されたのは、おっしゃるとおり従量割ですとか、基本料金の改定であったのですけれども、今、私が申し上げているのは、平成 27 年度から基本料をトン 860 円から、今 800 円というような数字が出ていますけれども、ここの引き下げになると。これを契機に何とか 27 年度から改定、いわゆる下げることができないかを今までもご答弁の中で申し上げてきたわけでありました。

ただ、そこへ消費税が出てきたものですから、これ 860 円が仮に 800 円になったとしても 1 トン当たりにしたら何円の差があるのですかね。ですから、その辺も含めて、今回、消費税を 3% 上乘せすると、さらに難しくなるので、これを今、検討中なのですから、何とか水道料はそのままでいけないか。そして今言う基本料金が下がったときに、もう一つの要素は、途中、帯広から分けてもらって、町の給水量がふえたのですけれども、その分がこととして終わるといようなこともあって、その分もいわばプラス要素なのですから、そういったことを含めながら、27 年の改定に向けて何とかできないかというのが今までの経緯なものですから、消費税とは別にそのことは今までも模索してきたわけですが、消費税については、今、検討をしているところですが、ここで上げてしまうと、ちょっとまた厳しいのかなというのと、それともう一つは、今、盛んに十勝一高い、十勝一高いと褒めていただいているのかもしれない、けなされているのかもわかりませんが、ただ高齢者の方とか、その場合いくと必ずしも一番ではないし、下水道料金と合わせると、もうちょっと順位も下がるのですけれども、一番は一番で、それ以上は言いませんけれども、そういったことで、何とか我々もその気持ちは、もう全く同じであります。努力をさせていただくということを、今の段階では申し上げたいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。今後 27 年に、では大いに期待したいと思います。

それで、これはちょっと法的な問題で見解を伺いたいところなのですが、こうやって消費税上がりますよね。今も消費税は存在しています。それで、公共料金の中に、今まで水道料金は 5% 内税ですね。それで、この消費税、いわゆる地方自治体、一般会計だとか特別会計のここにも課税業者と、消費税法上はみなされているのですよね。なのですから、これは消費税法の第 6 条に規定さ

れているのだそうです。

ところが、その第6条の同じ項の中に仮受け消費税、あるいは仮払い消費税を同額とみなす。つまり差し引きゼロでいいですよと、払わなくていいですよということですね。そうしますと、課税の根拠はなくなってきましたよね、なくなってきましたか。この3%の扱いというのは、例えば幕別町が消費税をかけて、水道会計でこれだけの事業収入がありましたと、仕入れにはこれだけかかりましたということできちっと納税されるのですか。その辺の見解といいますか、教えてください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 消費税、今言ったように500円の水道料金を納めてもらって、そのうちの3%が内税で消費税が入っているという解釈ですから、今5%ですね。今度8%、仮に500円でそのままにしておいたとしても、料金が変わらなくても、そのうちの8%は消費税として内税で入っていると。ですから、8%の消費税を納めていただいて、うちが物を買って払う消費税との差額を水道事業会計が納めるか、還付で戻ってくるかという計算になっていくわけです。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それで、その水道事業会計が、結局、課税事業者とみなされるからそうなのですよ。この仮受け消費税、仮払い消費税が同額とみなすというのは、実質的に同額であったら、あるいは実質的に多かったら戻してもらおうということは、今、数字上でそういう差が出れば、町長のお答えのとおりだと思うのですけれども、税法上で仮受け消費税、仮払い消費税を同額とみなすというふうに最初になっていたら、同額でなくても同額とみなすということですよ。

そういうふうになると、いや、町長こうなのですよ。何かあれもあるのです。これで争ったところもあるのです。東京地裁の確定判決、平成2年3月、「消費税が事業者に対して支払う消費税分はあくまでも商品や役務費の提供に対する対価の一部としての性格しか有しない」ということは、公共でやっているのは対価の一部ではないのですよ、と判断できませんか。

私、消費税の根拠というのがずっとわかりたくて、一般はわかりますよ。しかし、幕別町は何ももうけるためにやっているわけではない。仕入れには確かにかかってくる。しかし、それは料金体系の中に考えてやっているけれども、では幕別町が事業者として税金を納める、税金で運営する町が税金を納めるというところに疑問がありまして、それですとこういうふうなところをいろいろ教えていただいたら、こういう結果といいますか、それがありまして、この辺は地方公共団体として研究していく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成元年でしたか、地方消費税が導入されたときに、地方公共団体は、これは非課税ですから、一般会計から税を納めるということはない。

ただ、水道ですとか、下水ですとか、簡易水道でも、そういったものについては、いわゆる納めていただく消費税とみずからが払う消費税との差額を納入するという原則で今までは来ているわけですから、ただ今いろんな判例があると言いましたので、その辺はちょっと担当のほうと、これ後、調査させていただきますけれども、今まではそういうような考えで、ずっと今日まで来ていたのは現実であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ぜひ研究していただきたい。

やはり町の受ける影響が極力少なくなることが望まれますので、こんなことも研究していただきたいなと思います。

それで、私、決して喜んで十勝一高いと言っているわけではないのです。わかります。幕別は、1トン当たり、もう1トンから料金ですから、基本料金が1,000円、2,000円とばんとかけているところとは違いますから、ほとんどはそうですから。

でも、幕別町の水道の一番多く使うところ、これ16トンと聞いているのですけれども、この16トン、もうそういうお答えありましたから申し上げますけれども、今16トンを私たちが使ったら1カ月

4,190円なのです。お隣の音更町は3,780円、その向こうの芽室町は3,810円、帯広は、これ比較していいとは思いませんけれども、2カ月で2,646円、ですから半分にすると1カ月1,323円ですね。

町民の皆さんは、とにかく隣接したところの影響を持ちながら暮らしているわけですから、そういう点で、えっ、何で幕別こんなに高いのですかというのがストレートに来るわけですよ。もうストレートに来て、何十年もたつというようなこともありまして、それでこういったところの対策、もちろん池田町とか、今回、浦幌は引き下げなのですよ。消費税分を見込んで下げるということもありますので、こういうところは、言いたくて言っているというのではなくて、実情がそうであるということをごひ申し上げておきたいというふうに思います。

消費税の転嫁のあり方、公共事業に対する課税のあり方についても、ぜひ研究をいただきたいというふうに思います。

それで次、事業者に対することでもあります。

これまで課税ができないということに対して一番苦労するのは、ご商売をやっている方だということで、対策が必要だというふうに思ってきました。

今回こういう法律ができた、あるいは相談窓口もできたということなのですが、しかし根本的に売り上げが伸びなかったら、やっぱり払えないのです。そして、売り上げが伸びない中で、あるいは競争して商売をしていくということになれば、当然その価格が物を言いますから、ですからその分が上げられないという実情が心配される一番大きなところではないかというふうに思います。

平成23年に、これは中小企業庁、国ですね、そこが全国の商工会議所や商工連合会などと一緒に5団体が消費税を皆さんの商売やっている方、転嫁できていますかという調査をされているのです。そうすると、事業規模の少ないところほど転嫁できていないというのが実態です。

例えば、これは簡易課税で押さえた金額なのですけれども、5,000万円以下というところは、今まだ上がっていませんけれども、現在でも「転嫁できていない、あるいは一部しか転嫁できていない」という方が49.8%なのだそうです。

それで、これ8%に引き上げられたらどうなりますかという、もっとできなくなります。つまり56.1%が「できない」というふうに答えているのです、半分以上ですよ。

これは、だから国がどんどん上げて、結局、消費税を転嫁しなくても仕入れにかかったものは払わなければいけないですし、売り上げに基づいて、いや応なしに5%であります、今度は8%でありますと請求されるわけですから、本当に困難だと思うのです。

これ5,000万円以下でこの数字なのですけれども、では1,000万円以下になったらどうなるかというと、今でも64.9%が転嫁できない。8%になると75.4%ができなくなります。もう500万円以下ですとほとんど80%近くできなくなる、これ現実なのです。

こういう状況にあるところに、今なっているのに来年4月からなるわけですよ。

私、相談窓口、これも大事だと思いますが、本当にその実態をつかむということをしていかないと、もうこれを機会にお店を畳みます、これを機会に商売をやめますってふえてしまうと思うのです。

せっかく今、町が地域循環で頑張っていて、何とかまちおこし、経済状況を好転させようと、いろんな政策を打って、町長が言われたようにリフォームだ、小規模だとやってきましたよね。

しかし、どんどん国の政策によって、それをも生きない状況が想定されるということなのです。ここは、ぜひ実態を押さえるその手だてをとっていただきたいと思いますが、実態というのは、こういう状況にあるというのは、これ全国の数字なのですけれども、では、うちの事業者はどうかという、ここを押さえることが大事だと思いますが、どうですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） ただいまの実態をつかむ必要があるのではないかとご提案でございますけれども、確かに町長、お答えいたしましたとおり、転嫁できないというような声があるというのは実際としては聞いておりますけれども、それがどういう実情なのかとか、具体的な数字的なものは何も押さえていないので、またこれの内容といたしますか、どれぐらいの企業がそういう思いを持ってい

るかなどにつきまして、商工会と相談しまして、何らかの方法はできないか、調査できないかについて、また検討させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ぜひ検討していただいて、その結果によって、商売が続けられるような相談、町としての支援ということなのですけれども、考えていただきたい。

3%から5%になり、5%から8%、これはもう既に10%というのも日程に上っていますよね。

1割の商売をやっている1割の税金を課税することができなくて、身銭を切るというふうになると、同じことになりすけれども、本当に成り立たないということなんて考えられます。

だから、幕別町は、だんだん幕別本町もそうですが、札内の商店街も本当にシャッターをあけているところがわずかです。ここわずかですけれども、しかしみんな頑張って、それぞれ工夫して、例えば札内の地元のお店もそうですけれども、高齢者向けに配達をしたりとか、いろんな扱うものもそういう人にターゲットを当てて、そしてスーパーなどでは扱わないようなものも扱って、そして地域住民の皆さんのサービス提供にきちっと取り組んでいってほしいところもあります。

そういうことを思えば、こういうものが、こういうところが、こんな国の税制改正によって押し潰されるようなことがあったら、そのご商売をやられる方ももちろんですけれども、そこに住んでいって近隣住民の方、高齢者の方などが、また痛手を受けるということにもなりますから、そういう視点からきちんと実態を押さえて取り組むことをしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、この商売の関係で、私、消費税の影響が住民全体にあること、それから商売をやっている人にも出ること、町の財政にも直接あること、もう一つは、幕別町の税収にも大きな影響が出てくるのではないかとこのように思います。

それは、実は以前にもお話しさせていただいたことがあるのですけれども、幕別町で法人町民税というのが多いときには2億5,000万円という数字でありました。これは、合併する前だと思います。

しかし、この税収、9月の決算のときの法人町民税は1億5,152万9,000円だったのですよね。ですから多いときから比べたら1億円も減っている。法人税がずっと経年的に見ましたら、やはり消費税が3%から5%に上がったとき、1997年、平成9年ですね。このとき、その前年、平成8年には2億3,900万円、平成9年は2億960万円、翌年平成10年は1億8,400万円というふうにならなくて下ってくる。平成17年には1億4,500万円。だから結局、法人町民税ですから、利益がなかったら、もちろん法人住民税は払ったにしても、利益がなかったら払えないですね。結局、商売をそこまで利益が上がらない状況になる。もう一つは、ここで企業の撤退だとかというのも過去にありましたから、そういうことも影響はあるのだらうなと思いますが、現実こういうふうにならなくて少なくなっているのですよ。これは、単なる消費税がこういうふうにした、そうなのかという自分の不確信もあって、検証でずっと数字を並べていって確認をすると、やっぱりそういうふうになっているということなのです。

ですから、こういう点で幕別町は法人町民税は、他の本別よりも少ない町ですから、清水町よりも少ないのですよ。帯広、音更、芽室、本別、清水、その次ぐらいだと思います。ですから、やっぱりここも町が元気になって税収を上げて、それがまた町の政策に生きて還元されていく、循環させていくというようなことも考えていけば、この税の与える影響というのは、相当大きいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 法人税の関係については、確かに本町の場合は、課長、前段お話ありましたような町村から見ると、大きな企業が少ないということが現実的にはあるのだらうというふうに思います。

かつては、それこそ幕別の新田ベニヤですとかが全盛時代はもっとあったことは間違いのないわけにありますけれども、ただ今もう一つは、景気が浮揚がずっと進まない、ずっと停滞している中で、法人税が伸びないというのは、まさに景気の影響だということには思うわけにありますけれども、これはなかなか町のみだけでは解決できない問題も確かにあるのだらうというふうに思いますけれども、

お話ありましたように、消費税が会社に対してどのような影響があるのか、それはまだそれぞれの会社の事情、具体的なものがあるのかもしれませんが、町としては、もちろん法人税が伸びていただく、景気がよくなってどんどん働く人たちがふえて、町が活性化すると、それを望むのは当然でありますし、町としてもそうした努力をしていかなければならないのは当然だと思いますので、実態は実態として受けとめながら、何とか一日も早い景気回復や本当に、法人が発展できるような体制になってもらうように、我々もまた努力していかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ぜひ、その点も注視していただきたいというふうに思います。

これ、項目で最後の質問になるのですが、消費税に対する見解ということになるのですが、町長のお答えでは、これは避けて通れない制度だという観点でお答えをいただきました。

今回の増税は、社会保障と税の一体改革の一環として、受益者と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための安定財源の確保の観点から避けて通れないというご認識を示されたのですけれども、私は、今、四つの角度からこの税の与える影響の大きさを訴えたのですけれども、本当にこういう認識でいいのかという思いに立っています。

これは国の問題ですけれども、消費税を一番最初に導入されることから、福祉のためだということて来しました。しかし、その福祉、例えば年金一つ、あるいは医療費一つ、介護保険一つ、高齢者がどんどんふえるから仕方がないのだという陰で、どんどん負担がふえていっているのが現実ですし、年金などは、ことしの8月から1%下げられまして、2.5%まで下げられていくのです。

一体、この税収はどんどん上がって国民の負担はふえていっているのに、どうしてこういうことになるのだというのが、もう率直な町民の皆さんの疑問ですし、怒りにもなっています。

そこにはきちっとからくりがありまして、国全体の税収はふえていない。消費税は、1%で2.5兆円の収入があるということですから20年以上続いてきているけれども、国全体の税収、その分ふえてきたという、ふえていない。

そこは、今回もそうですが、法人、もう大企業のほうですけれども、復興税なんていうのは、私たちはこれから25年間も払い続けるのに、もう前倒しでそれはなくなってしまふ。それだけで8,000億円だとかと言っていましたけれども、そんなふうにして、もう本当に力のあるところの減税をされて、その減税額と、この間二十数年間、国民が払ってきた消費税の税額とトータルすると消えてしまふ、ちょんちょんになるというようなそういう政策の背景があります。

ですから、そういうことを見た場合に、単に町長のそういうふうなことで入れられているのですけれども、これだけの認識なのかなと思って、ちょっと寂しい思いがいたしまして、この点もう一度伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 消費税の論議は、当然のことながら国政の場で昨年も随分いろいろなことがなされてきたわけでありまして、今回の秘密保護法案と違って、国民の世論からいくと、逆に65%ぐらいが法人税の上げるのは仕方がないのだ、今回は逆ですけれども、反対だと言っているやつが通ったわけですけれども、そういったこともあって、いわゆる何となく容認されて今日に来たというのは現実的な問題なのかなというふうに思っています。

ただ、私らのほうだって不満はあります。社会保障に全てが使われる。何も社会保障は国だけがやっているわけではなくて、地方だって同じように社会保障をやっているわけですから、それでは地方に対する財源はどうなるのだというようなこともあるでしょうし、今おっしゃられたように、せっかく財源確保したのに、介護保険等の中身が、額が地方に負担がふえていくというようなことになる。あるいは、おっしゃられるように年金が下がるけれども、医療費がふえる。

いろんなことがありますから、これは全てがどうだということではないでしょうけれども、少なくとも私どもの立場は、国政の場で論議され、そして方向性が定まり、そして今、今日逆の経済浮揚対策の準備がされていたり、そんな中で町村会等を通じた中で、反対行動をするということには、私は

ならないのではないかなというふうには思っているのが現状であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 今回の増税は、好景気になることが条件で決められました。

つくられた数字と私は思うのですけれども、国の経済政策が規制緩和であるとか、あるいは金融緩和、投資だとかいろいろなことが行われて、株の投資も随分大きく動いて、一握りのところではお金が今まで以上に動いて経済的な好転になっていると。

しかし、私が町民の中で、そういうお話をさせていただいたときに、その実感と一致する人は、本当にいない。これは、もう町長もきっとそうなのではないかと思うのです。

現実として、今、景気よくなっていますかと言って、はいという人はいないのですよ。

実際に、この間十数年間で労働者の賃金、1人当たり70万円減ったというわけですから、それは回復していないのですよ。今回の増税の、さらに心配するところは、前回の増税のときに、同じく消費税が2%引き上げられて5%になって5兆円負担がふえたと。それだけではなくて、あのときは住民税等も変えられて控除もなくなって、いろいろ社会保障の負担などもふえて、9兆円の負担だったのです。

ただ、そのときは、まだまだ景気が上向きになってきたときでしたから、だからその時点では今ほど冷え込んだ中での増税ではなかった。だけれど、家計が底抜けた。そこから長期デフレが始まるというようなことで、ぐうんと来ている。地方の私たち住民は、そこを脱却できないにもかかわらず、さらに3%引き上げられるというこのむごさといいますか、そういう状況にあるということでありませう。

国政の場の論議であることは十分承知しておりますし、ですから私は今回もそういうことを念頭に入れながらも、町の直接の影響がどうかということで、いろいろお伺いしたわけですが、もういよいよ12月で、あと4カ月で実施です。

そうすると、本当に、さらに困難な状況が生まれるということを念頭に置きながら、さらなる私たちはぎりぎりまで、やっぱり中止を求めて、せめて全国民が好景気だというふうになったときに、その約束が果たせるのではないかと。もともと消費税はだめだと思っていますけれども、少なくとも法の精神からいったら、今、上げるときではないというのをやっぱり声を大にして言っていきたいというふうに思うのです。

それは、町長の今、先ほどお答えいただきましたので、それ以上ないと思いますが、そういう実態にあるということを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15時40分まで休憩いたします。

15:30 休憩

15:39 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

ふるさと納税における特産品贈呈の取り組みを。

ふるさと寄附とは、任意の地方自治体に寄附することで、寄附した額が税額控除される制度である。

平成20年4月、「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入された。

本町では、平成20年9月、「幕別町ふるさと寄附条例」を制定し、「町民、企業、幕別町出身者な

どから寄附をいただく際、その思いをまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めること」を目的としている。

最近では、寄附者に対して、地元の特産品を贈呈する自治体が競い合うようになってきており、全国的にブームとなっている。

上土幌町では、平成 23 年 8 月から「感謝特典制度」として、十勝和牛やチーズ、ジャガイモの詰め合わせ等の特産品が選択でき、大変好評を得ている。

申請件数も平成 22 年には 61 件だったが、平成 23 年の導入を機に、390 件、1,174 万円余りと急増し、平成 25 年 10 月末現在、3,227 件、4,651 万円余りとなっている。

「特産品がよかった」との声が多く寄せられ、中には毎年寄附するリピーターも多いとお聞きしている。

本町では、寄附された方には感謝のお礼状を送付しているようだが、町内には安心・安全でおいしい特産品がたくさんございます。このような特産品贈呈の取り組みは、町外への PR 効果、町内経済の活性化につながり、また町の税収増にも寄与すると思ひ、以下お伺いします。

①寄附の実績、年度別、町内、町外への寄附者数、金額等であります。

②周知方法。

③実施された事業、実施予定の事業。

④寄附された方に、町内の特産品等を贈呈する取り組みは。

2 点目ですが、子供たちの安心・安全を守るためにということで、PCB 使用の蛍光灯、給食の異物混入時の対応等についてお聞きしたいと思います。

ことし 10 月、胆振管内中学校で、授業中に蛍光灯用コンデンサーが破裂し、生徒に PCB（ポリ塩化ビフェニル）が飛散する事故が発生しました。PCB は、健康や環境への有害性が確認されております。

昭和 43 年にカネミ油症事件により、その毒性が社会問題化し、昭和 47 年製造中止も、PCB 処理施設の設置が進まず、長期保管の紛失・漏えいによる環境汚染の懸念から、平成 13 年にいわゆる PCB 特別処理法が公布付され、処理が進められることになりました。

こうした事故の発生により、安心・安全な環境整備が強く求められており、町内の教育施設（公共施設）では、PCB 使用の蛍光灯は撤去されておられるのか、また適切に処理されているのか、お伺いしたいと思います。

また、ことし 9 月、岐阜県の市立小中学校では、給食に出されたパン、約 100 個にハエが混入し、ハエが付着した部分を取り除いて食べるようにしていたことが判明しました。ハエの混入は生徒は見つけております。

異物混入時、「健康に影響がない場合は食べる」との方針がマニュアルで示されており、「コバエは毒性がなく、安全上問題ない」として、このような対応に至りました。

市周辺では、例年に比べ、ハエが大量発生し、パンは民間のパン工場で作られ、1 個当たり 1 から 5 匹のハエが混入しておりました。

また、こういった虫の混入のほかにもことし 10 月、旭川市立の小学校では、ナムルを食べた児童が異物に気づいて吐き出し、幸いけがはなかったのですが、調査すると、調理器具の針金が古くなって欠落し、混入していたと見ております。

そして、近ごろこの時期、秋から冬にかけてですが、ノロウイルスが全国的に流行する傾向があり、毎年のように報道されております。

以上の事例を踏まえて、子供たちが直接口にする給食の安心・安全を脅かすことがないように、改めて衛生管理体制全般について以下、お伺いをしたいと思います。

①虫や調理器具の破片等、これまで異物混入の事例はあるのか。また混入時の対応は。

②設備や消毒、調理員への指導と衛生管理体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「ふるさと寄附における特産品贈呈の取り組みについて」であります。

本町のふるさと寄附につきましては、ご質問にありますように、平成20年9月に「幕別町ふるさと寄附条例」を制定し、寄附を通して、町民、企業、幕別町出身者等、幕別町に思いを寄せる人々の意向をまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを目的に、同年10月からスタートしたものであります。

寄附金を充当する事業といたしましては、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」「地域で支え合う健康・福祉に関する事業」や「パークゴルフの振興に関する事業」など七つの具体的な事業の枠組みを整え、寄附者の意向が十分反映されるよう配慮いたしたところであります。

ご質問の1点目、「寄附の実績について」であります。

この制度を開始した平成20年度から本年11月末現在までの合計で132件、1,777万6,000円の寄附を受けたところであり、うち町内からが58件で938万6,000円、町外からが74件で839万円となっております。

なお、町外からの寄附につきましては、東京都や札幌市など大都市圏のほか、千葉県や茨城県、近隣の帯広市、音更町など広範囲にわたって寄附をいただいております。

年度別の内訳を申し上げますと、平成20年度が16件で185万円、平成21年度が21件で367万5,000円、平成22年度が21件で259万5,000円、平成23年度が27件で379万1,000円、平成24年度が38件で509万5,000円、本年度が9件で77万円となっております。

また、事業ごとの内訳では、額の多いものから順に申し上げますと、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」が63件で889万5,000円、「地域で支え合う健康・福祉に関する事業」が40件で708万3,000円、「パークゴルフの振興に関する事業」が21件で112万8,000千円、「頑張る農業を応援する事業」が5件で54万5,000円、「ナウマン象記念館の整備に関する事業」が1件で10万円、「定住・移住を促進する事業」が2件で2万5,000円となっております。

ご質問の2点目、「周知方法について」であります。

町内に向けては、本制度を開始いたしました際に、町広報誌で特集記事を掲載し周知に努めたほか、役場、支所・出張所、コミュニティセンターや体育館など主要な公共施設にポスターを掲示するなど、制度の周知とともに、寄附の呼びかけを行ったところであります。

さらに、町内外に向けては、町のホームページに「幕別町ふるさと寄附募集」の案内を掲載し、寄附の申し込み方法や税の優遇措置などの情報を提供しており、過去においては、札幌幕別会や東京幕別会の会員の皆様にご協力をお願いした経過もあるところであります。

また、広報誌においては、ふるさと寄附があった都度、お礼の掲載を行うとともに、毎年9月には前年度のふるさと寄附の実績や運用状況をお知らせしているところであり、今後もより多くの方々に寄附をしていただけるよう、PRに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「実施された事業、実施予定の事業について」であります。

ふるさと寄附に係る寄附金につきましては、基本的に「幕別町まちづくり基金」に積み立てて管理・運用することとしており、まちづくり基金の中で、前段申し上げました七つの事業ごとに分類し、管理を行っております。

ご質問の実施事業についてであります。現段階では、基金を取り崩して実施した事業はありませんが、平成21年度に実施いたしました幕別幼稚園への学校給食提供事業に、ふるさと寄附金20万円を直接充当した経過があるところであります。

また、今後の寄附金の充当予定事業であります。新年度に予定しております「パークゴルフの振興に関する事業」に基金の充当を予定いたしているところであります。

具体的な事業といたしましては、パークゴルフ場周辺の案内看板の設置事業であり、本事業につきましては、パークゴルフの発祥の地をPRする看板がない、発祥のコースである「つつじコース」が、町外から来られた方にわかりづらいことから、わかりやすい看板を設置してはどうかという職員提案から決定したもので、パークゴルフの振興にという寄附者の意向にも合致したものと考えております。

その他の事業に係る基金の充当につきましては、今後の事業の展開や基金の残高などを総合的に勘案し、寄附者の意向が十分に反映されるよう、その活用方法を見きわめてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「寄附された方に町内の特産品等を贈呈する取り組みについて」であります。

ご質問にありますように、昨今、寄附者に対する特産品の提供など特典を導入する自治体が増加している傾向にあります。

本年4月、総務省が地方公共団体を対象に実施した「ふるさと寄附に関する調査」によりますと、寄附者との関係づくりのための取り組みとして最も多かったのが、「お礼状・感謝状の送付」で約9割、次いで「特産品等の送付」が約5割という結果になっております。

特産品贈呈のメリットといたしましては、特産品の提供により、自治体の収入となるふるさと寄附金自体の増加が期待できること、特産品の提供を通して自治体のPR効果や地域への経済波及効果が期待できることなどが考えられます。

しかし一方では、特産品の豪華さの競い合いが過熱してしまい、その自治体に思いを寄せるという寄附者の意向や制度そのものの本来の趣旨から外れてしまうこと、行政サービスを受ける住民が税を負担するという受益者負担の原則の例外を助長することになり、税制度の根幹を逸脱することへの懸念も残るところであります。

また、総務省の調査においても、謝礼目的の寄附を問題視する回答があったことから、本年9月、「特産品等の送付については、適切に良識をもって対応すること」という内容の周知が総務省から出されたところであります。

以上のように、特産品等の贈呈の取り組みについては課題も多いところでありますが、他の自治体の例を見ますと、特産品等として、広報誌の贈呈や当該自治体の公共施設利用の割引証の発行、あるいは温泉施設の入浴券の贈呈など、さほどお金をかけないで感謝の気持ちを伝えるなどの事例も見受けられます。

そうしたことから、特産品等の見返りを期待しない、純粹に本町のまちづくりのためにご寄附をいただいた方の心情等も考慮しながら、今後、他市町村の事例などを研究してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「子どもたちの安心・安全について」であります。

町内の小中学校に通う児童生徒が、毎日を安心して学校生活を送っていくためには、学校や給食施設に起因する危険性を排除するなど、事故が起こらない確かな安全性を担保することが求められているところであります。

このため、本町においては、過去から現在に至るまで、道内外で起こりました学校施設等に係る事故や安全対策問題については、その都度発せられる国や道からの改善通知等に基づき適正な措置を講じるとともに、町独自で学校施設等における危険箇所の修繕を行うなど、子供たちの安心・安全の確保に努めているところであります。

また、給食センターにおいては、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」、北海道教育委員会が定める「学校給食衛生管理マニュアル」、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の規定に加え、異物混入・食中毒等の事故対応を重点的に定めた本町独自の「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき、学校給食における衛生管理の徹底を図っているところであります。

ご質問の1点目、「PCB使用の蛍光灯の撤去状況と処理状況について」であります。

PCB、いわゆるポリ塩化ビフェニルを使用した照明器具は、昭和32年1月から昭和47年8月までに製造されたものが、一部学校を含む施設用の蛍光灯器具に使用されておりました。

昭和43年に発生した「カネミ油症事件」等、PCBの接触事故による人体への健康被害が問題視され

ましたことから、PCBは昭和47年に生産が中止、昭和49年度末までに国内の製造、輸入が禁止され、さらに昭和51年10月16日の電気事業法に基づく電気設備の技術基準(通産省令)の改正により、PCBを含有する絶縁油を使用する電気機械器具は電路に施設してはならないとされ、移設を含めた新たな設置は禁止措置となったものであります。

本町における学校施設のPCB使用の蛍光灯器具の撤去状況と処理状況についてであります。平成12年に全国の学校施設などで、蛍光灯の耐用年数が過ぎたPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が児童生徒の身に付着するといった事故が発生したことを受け、同年12月に北海道教育委員会から各市町村教育委員会に対し、使用中の業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器を、原則として平成13年度末までに交換を終えるよう、安全対策を講じる旨の通知がなされたところであります。

これを受けまして同年、幕別町教育委員会では、学校施設における蛍光灯のPCB使用安定器の使用状況について一斉調査を実施しましたところ、糠内小学校で使用されておりましたことから、平成12年度中に19台全ての取り換え工事を行ったところであります。

また、他の公共施設につきましても、平成12年に一斉調査を行い、役場庁舎や近隣センターなど15施設で332台の対象照明器具が確認されましたことから、平成12年度中に全ての取り換え工事を終えたところであります。

撤去したPCB使用安定器につきましては、幕別地区、忠類地区それぞれ旧商工会館と忠類体育館に保管基準に従い保管しておりますが、本年度、委託業者により廃棄物として処理を行うこととなり、現在のところ点検や詰め替え、処理工場への登録業務を終え、処理工場の受け入れを待っている段階であり、受け入れ調整等により来年度以降に一部の受け入れがずれ込む場合もあるとのことであります。本年度中に大部分の処分が完了する見込みとなっております。

ご質問の2点目、「虫や調理器具の破片等の異物混入事例と混入時の対応について」であります。

初めに、虫の混入の事例であります。ここ3年間で申し上げますと、幕別学校給食センターにおいては、平成25年度が11月末現在1件、平成24年度が1件、平成23年度が1件となっております。

忠類学校給食センターは、各年度とも虫の混入の事例はありませんでした。

また、調理器具の破片などの金属やガラスなどが混入した事例は、両給食センターともありませんでした。

幕別学校給食センターの計3件の内容につきましては、平成25年度が児童1人のみそ汁に2ミリ程度のコクゾウムシ1匹が混入、平成24年度が児童1人の茶ブドウの房の中にダンゴムシ1匹が混入、平成23年度が児童1人のゆでうどんの袋の中にダンゴムシ1匹が混入していたものであります。

この3件の事例の対応といたしましては、学校からの報告を受け、異物混入のあったクラスや他のクラスの状況を確認し、また他校からの報告の有無を確認した結果、ほかには異物混入が確認されなかったことから、異物が混入した児童の給食のみを交換し、他の児童についてはそのまま給食を実施したところであります。

また、これらの異物につきましては、学校から回収し、混入の経路や原因について調査した結果、みそ汁にコクゾウムシが混入した件につきましては、調理場や学校において同種の虫は発見されず、いかなる過程において混入したのか、特定するには至りませんでした。

茶ブドウの房の中にダンゴムシが混入した件につきましては、洗浄不足が原因でありましたことから、調理員に対し洗浄作業及び目視による食材の点検作業を徹底するよう指導をしたところであります。

ゆでうどんの袋の中にダンゴムシが混入した件につきましては、製造過程によるものであり、製造業者に対し異物の混入原因と改善対策等を文書により報告させ、衛生管理の徹底について強く指導をしたところであります。

異物混入時の対応につきましては、幕別町教育委員会で定めております「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき実施しており、異物の種類や量などの状況を十分に把握し、給食実施の可否の判断をすることとしておりますけれども、特に児童生徒の生命に重大な影響を及ぼすおそれのある

金属やガラスなどの異物が混入した場合においては、児童生徒の安全を最優先に考え、速やかに給食を停止することといたしております。

ご質問の3点目、「設備や消毒、調理員への指導等、衛生管理体制について」であります。

学校給食の衛生管理につきましては、先ほど申し上げましたように、文部科学省が定めております「学校給食衛生管理基準」や、北海道教育委員会が定めております「学校給食衛生管理マニュアル」に基づき、衛生管理責任者であります栄養教諭や栄養職員の指導のもと、実施をしているところであります。

初めに、給食設備等の消毒や衛生管理についてであります。主な実施内容を申し上げますと、食器や食缶、おたまやへらなどの調理用器具の洗浄・消毒につきましては、洗浄後の汚れ落ちやすすぎの状況を確認後、熱風乾燥保管庫に収納し消毒・保管をしているところであります。

フードカッターなどの調理用機械につきましては、使用後、分解できるものは分解し、洗浄・消毒を行っております。

調理用の食材を入れる容器類につきましては、特に肉類は微生物による汚染が懸念されますことから、食品の種類ごとに専用のもを用いることとしております。

衛生管理で重要な手洗い設備は、調理場の前室及び調理場に手洗い専用設備を設けておりますが、手指を介した2次汚染を防止するため、自動式の給水栓となっております。

また、調理場の温度及び湿度、冷蔵庫、冷凍庫の温度につきましては、常に一定の温度、湿度が保てるよう適正管理に努めております。

次に、調理員への指導等についてであります。調理員につきましては、直接食材を扱うことから衛生管理について特に留意しており、日常の衛生管理の指導といたしましては、始業前における服装、手指の洗浄・消毒、健康状態などの点検・確認を行っております。

また、調理作業中の2次汚染を防止するため、献立ごとの調理手順などを示した作業工程表や、食品の調理中の動きを示す作業動線図に従い、調理作業を行っております。

なお、調理員の研修につきましては、十勝管内学校給食研究協議会が主催する研修会や帯広保健所が主催する研修に参加し、調理員としての資質の向上に努めているところであります。

次に、衛生管理体制についてであります。学校給食を実施するに当たり、食中毒の発生防止や異物混入防止に、最も重点を置いた体制づくりに努めているところであります。

主な実施内容を申し上げますと、食品の検収につきましては、学校給食センター所長及び業務係長を検収責任者とし、納品については必ず検収責任者が立ち会い、食品の品質、鮮度、異物の混入などを十分点検し記録しております。

野菜などの下処理につきましては、衛生管理責任者の管理・指導のもと、食品の2次汚染を防止するため、下処理専用の包丁、まな板などの調理器具や容器を使用するとともに、下処理専用の消毒保管庫に収納しております。

衛生管理について最も注意が必要な調理作業につきましては、衛生管理責任者が作業工程表により衛生的かつ迅速に作業が進むよう調理員に指示をしており、特に異物混入防止に関しましては、献立の部門ごとに2名以上の調理員による点検・確認を行い、万全を期しているところであります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

ふるさと寄附に関しましては、ちょうど12月初めに地元紙でふるさと寄附の特典つきが人気というような記事がちょうどあったところなのですけれども、十勝管内では7町村取り組んでおられまして、特に上士幌と浦幌での件数、そして金額が抜きん出ている状況だということでありました。

その一方で、ご答弁にもありましたように過当競争、そして本来の趣旨から外れるといった否定的な見方をされる方もいらっしゃるのですけれども、これも考え次第といえますか、私自身としては、そう否定的にはとっておりませんし、むしろメリットのほうが大きいのではないかと

ところで、例えば町外に町をPRするといっても、なかなか簡単にはいかないことも数多くあると思うのですが、こういったふるさと寄附の特産品等の贈呈によってPRの効果が見込まれると。

また、特産品が外に出ていくわけですから、経済の活性化、そして波及効果というものも大きく出てくるものだと思いますし、取り組み次第によっては寄附者が増加し、リピーターも増加というところで、町の収入増にも確実に繋がっていくものだというふうに思っておりますので、手法としてはふるさと寄附を通じてという手法にはなるのですが、今、申し上げたようないろんな明るい可能性が出てくるのではないかと、私としましては、積極的に取り組んでいただきたいという気持ちで、この質問をさせていただきたいと思います。

1点目の寄附の実績のところでありまして、制度開始の平成20年から本年11月末にかけてですが、町内と町外の内訳についてであります。町内58件、938万円余り、町外74件、839万円というところで、町外のほうが件数は多いのですが、金額のところでは町内より少ない状況にあると思うのですが、この点につきましては、4点目の特産品等の贈呈の部分に絡んでくると思うのですが、もしこの特産品をつけることによって、町外からの寄附の増加というのが期待できるのではないかと、私としましては、また年度別で見ましても、平成24年なんかは500万円台で随分多かったのですが、ことしの平成25年に入って9件、77万円ということで激減しているような傾向が見られているわけなのですが、これにつきましては、特産品をつけることによってふえていくのではないかと、私としましては、期待も持っているわけなのですが、これについて、どうお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、今25年度の件数は、これは今11月までの状況ですから、来年3月までには我々としては前年度ぐらいまでいってほしいなという期待は持っております。

ただ、小島議員が言われるように、特産品等の何かお返しできるようなもの、あるいはお礼として返せるようなものが、どういうものがあるか、どういうふうなお返しが喜んでもらえるかと、いろんなことは、これあると思うのですが、なかなか幕別だけで、ひゅっと考えて、それでは特産品何と何を詰め合わせをして、このぐらいのものができのかなんていうことになってくると、やはり考えなければならない、検討しなければならない問題もあるのだろうと思いますし、もう一つは、それではその仕事を誰がやるのだと。

町職員が物買ってきて、詰め合わせして送るのか、こんなようなことも実は問題としてありまして、聞いてみますと、どここの町では、観光物産協会にお願いして、そこが全部詰め合わせして送っているのだと。あるいはJAにお願いをして、こんなことをしてもらって、いろいろな方法だとかもあるものから、答弁書の最後に申し上げましたように、各町村の実態等もこれからも十分検討・研究しながら町としてどんな対応ができるのかを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今お答えいただいた件には、ちょっと4点目のところでもう少し詳しくお話ししたいと思います。

2点目の周知方法なのですが、今はホームページ、広報で行っているということではあるのですが、スタート時にはパンフレットなんかがあったというような話もあるのですが、今はもうつくっていないのか。

また、過去に札幌幕別会、東京幕別会の会員の皆様にご協力をお願いしたということなのですが、今はそういったご協力をお願いというのは、とまってしまっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり当初は、そういった制度が発足したということで、いろんな面でPRをしたのですが、その後、新たなチラシといいますか、PR紙なんかはつくってございまして、これにちょっと書かなかったのですが、土地開発公社なんかでは、企業誘致ということ

で、全道・全国の会社に企業誘致のご案内をするようなときにも、あわせてそういったものを入れたらいいのではないかというような実績もたしかあったと思いますけれども、今現在は残念ながらそこまではいっていないというホームページの周知と、あとは広報活動ぐらいであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） もし、そういった会員の皆様にお会いする機会がございましたら、ぜひお伝えしていただければと思います。

3点目の実施された事業、実施予定の事業についてですけれども、昨年12月、前川議員、一般質問されておりますが、パークゴルフ30周年記念行事で使い道として使われることも考えられるというような町長のご答弁もあったのですけれども、記念行事を終えたところで、答弁の中になかったものですから、実際使われなかったのか、使われなかった理由とかわかりましたらお願いします。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） このたびの30周年記念事業につきましては、町から200万円の補助を実行委員会に出しております、その中で、ふるさと市町村振興財団ですか、そこから2分の1の補助金をもらうのを財源充当としては優先をさせていただきましたので、ことしについては、このふるさと寄附金を充当してはおりません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） パークゴルフ場の周辺の案内看板などに、今後使われるというようなお話あったのですけれども、大体これ幾らぐらいかかるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 金額とかというのは、今、実際これはどういう形がいいかというのを検討しております。

それは、なぜこういうことになったかというのをこの際ちょっとお話をさせていただきたいのですが、やはり30周年記念を機に、さまざまな方々とお話をする中で、もう少しふるさと寄附金をうまくやったらいいのではないかというようなご意見もいただきました。

本町にあっては、これまで寄附金はいただいてきたのですけれども、基金に積むということに今までは来たわけですが、やはり市町村によっては、もうどんどんどんそういう寄附者の意向を直ちに事業に転換していくということで、もっともっと寄附をいただいているというような事例があります。

それは、必ずふるさと小包的な見返りがなくても成功している事例もありますので、そういったことから、来年については、こういうパークゴルフの看板について充当したいと思っておりますが、金額については、まだ今ははっきりしている段階にはありません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、検討中ということで、ちょっとここではそれ以上はお聞きをできないと思うので、4点目にいきたいと思うのですけれども、寄附された方に町内の特産品等を贈呈する取り組みについてでありますけれども、先ほどご答弁で、今後、研究してまいりたいという話はあったのですけれども、余り前向きな姿勢だとは受け取れなかったのですけれども、先日、上士幌町長がテレビに映っております、ここでは特産品等の贈呈にすごく力を入れているところではあるのですけれども、その町長のお話をちょっとお伝えしたいと思います。

こうしたふるさと寄附制度を生かし、町の特産品をプレゼントして、町を全国・全道にアピールしていきたい。また、品物によっては、その後、直接業者に注文が入って、物産の販売拡大につながっている。最終的には納税額がふえて、町の物産の宣伝になり、販売増になっている。そして、この制度を活用し、まちおこしの一助にしたいというふうにおっしゃっております。

本当に成功されているケースではあるのですけれども、私もこの上士幌町長と同じ思いをするところではあるのですけれども、町長はどう思われるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 上士幌町がそういったことで実施して成功をおさめている、大変私はいいことだな、すばらしいことだなというふうに思います。

上士幌の町が、ご案内のように定住促進の北海道の中でもかなり移住者を呼んで、体験をしていたら、何とか住んでもらいたい。事実、お見えになっている方もいて、そういった面での活動といますか、行政の中で、住民地域間交流なんか力を入れている、そういった面もこの中にはあるのだろうかというふうに思っております。

私どもも先ほど申し上げましたように、そういったことで、町として、幕別町としてできることがあれば、当然考えていくことが大切であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 考えていくことが大切というお言葉をいただいたわけなのですが、上士幌町では、数字で具体的に上げますと、冒頭で申し上げました10月末現在では、3,227件、4,651万円余りということですが、さらに11月末現在となりましては、さらに急増しております、4,375件、7,377万6,000円にまで右肩上がり急増しているということではあります。

確定申告も控えておりますので、この時期は駆け込みのそういった要素もあるかもしれないのですが、特産品としまして、地元ならではのすごく特色のある魅力的な特産品ばかりで、12種類だとか、もう数多くの豊富な種類の中から選択できるようにはなっております。

それで、上士幌町長のお言葉で、販路拡大という話もあったのですが、ホームページの作り方としても、そういった感謝特典制度でいただける特産品と同じものがネット上で買えるように、そのふるさと寄附の画面からきちんと上士幌市場というネットショップにリンクできるように、気軽に買えるようなそういった商品販売につなげるような工夫もされておりますので、すごく参考になるケースだなというふうに思っております。

先ほどいろいろ特産品を誰が準備するだとか、観光協会が云々だとか、JAの協力とか、いろんなことをおっしゃられておりましたのですが、やっぱり町としても、そういった地元ならではの特産品も本当にたくさんございますので、例えば和稔じょだとか、ユリ根だとか、インカのめざめなどのジャガイモだとか、農業は基幹産業なので、もう本当にいろいろな農作物が豊富にございますので、全国・全道の皆さんに食べていただきたいという思いがあります。

過当競争だとか、そういう否定的な声もあるわけなのですが、物すごく豪華に着飾らなくても、ちょっとしたものでもよろしいので、寄附者に対して差し上げることによって、心理的な部分で喜ばれるのではないかなというところもありますし、今度また寄附してみようかというリピーターにもなっただけのではないかなという、そういういろんな思いもあるのですが、何とか農産品となると生産量が決められていろいろあるようなのですが、生産者やJA、各事業所さんにご協力いただく形で、何とか、その実現に向けていただけないかなと、繰り返しますが、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 上士幌は、金額自体が1万円以上の方に5,000円の特産品、その次は、5万円以上の方に2万5,000円の特産品ということで、かなりスケールも大きいわけでありまして、種類も和牛、上士幌でとれる牛肉、アメリカにも売りに行っているようではありますが、そういったことで、かなり幅広い制度になっているようであります。

お話ありましたように、本町の場合は、農業特産品等、十分なものはそろえることは可能なのだろうというふうには思いますけれども、もちろん先ほど言いましたように、過当競争になるようなことであってはいけないのだろうと、華美な競争ではいけないのだろうと思うし、逆に浦幌なんかは5,000円以上で3,000円ほどの特産品ということですから、いろいろ町村によっても考え方はあるのだろうと思いますけれども、私どもも今お話ありましたようなことを十分踏まえながら、これから内部での検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） また、ご答弁の中では、さほどお金をかけないで感謝の気持ちを伝えるという事例を挙げられておりました。ほかの自治体では広報誌を贈呈したり、公共施設の割引証だとか、温泉施設の入浴券を贈呈したりということが、ご答弁にありましたけれども、観光振興としても何かちょっと広がりというか、可能性も見えてくるのではないかというふうに感じております。

町内には温泉施設4カ所ございますし、そういった温泉券、宿泊券、スキー場の券だとか、さまざまな公共施設でも利用できると思いますし、さらには、何か農業体験だとか、農産物の工場見学だとか、いろんな夢というか、広がり方も出てくると思うのですけれども、本当にお金をかけないで、こういった温泉の券などの贈呈とかも可能だと思うのですけれども、特に、今、道東自動車道なんかも高速道路開通して、時間短縮によって結構、札幌圏の方、こっちに來られたりもすることがございますので、そういった札幌圏の方、道内の方にも温泉だとかに入っただくという意味で観光振興の意味で、そういった温泉券をつけたりだとか、忠類地区であれば、もちろん高規格道路の開通、そういったものを控えておりますので、そういった温泉券をつけて来ていただく、呼び込む。

十勝管内であれば、普通に一般道でいつでも気軽に來ていただく、そういったところで、観光振興の視点でも広がりが出てくると思うのですけれども、温泉券等々、そういったものも贈呈することについては、どのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今まで私どもが取り組んできたのは、特産品などは見返りには要らないと、あくまでも幕別町のために使ってほしい、そういった思いの方々の寄附を大事にしてきたのが今までの経緯であります。

その中で、例えば特産品だけでなく、もっと納めやすいように、ついこの間の雑誌にあったやつは、クレジットカードを活用して、そのことによって寄附ができるように、いわゆるどこにでも簡単に町へ寄附できるようなことが町と体制づくりでも一つではあるのではないかと。

もちろんおっしゃるように、ふるさと寄附を中心にしながら、地域間交流だとか、物産販売への拡大だとか、観光振興だとか、いろんなことに広がっていくというのは当然あるのだらうと思いますけれども、今までは、先ほどから申し上げましたように、あくまでも寄附者の意向を大事にしながら、町としてはふるさと寄附をいただいてきた。それを今、小島議員が言われるように、他町村の事例を見ながら、さらに一歩進めているような面に活用していくことが、これから我々には与えられている問題であり、どうやっていくかが内部での検討事項、協議事項ではないのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今クレジットカード決済のお話ありましたけれども、やはり今ネット社会のようになっておりますので、そういった手軽に入金ができるような手法、そういったものはできれば取り入れていただきたいというふうに思っております。

また、本当に見返りを求めないで、純粹に寄附をしたいという方々、そういった思いを持たれている方も当然いらっしゃると思うのですけれども、そういった方々に対しては、例えば特産品は希望しませんかという、そういう欄をつくってもいいのかなと思うのですけれども、その件については、どうお思いでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 希望するしないは、もちろん寄附者の意向ですけれども、もしそういう制度ができたなら、ぜひもらっていただければありがたいなというふうには思いますけれども、それらも含めながらこれから対応していきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 次のPCB使用の蛍光灯に移りたいと思っております。

昭和47年にこれ製造中止になっておりますので、そして昭和51年には新たな設置は禁止ということで、その後に新しく建てられた建物に対しては使われていないだらうというところで、特に我が町で

は、昭和 55 年代とか、その辺あたりたしか校舎がかなり多く建てられているのではないかとこのころで、そもそも使用されていないのではないかという思いもあったわけなのですけれども、今回そういった道内での事故が発生したという経緯もございまして、特にその危険性を考えますと、天井から頭に降り注ぐという極めてそういう危険な状況になり得ますので、やはり一度、校舎だとか公共施設を含め、しっかりとちょっと確認させていただきたく質問させていただきました。

平成 12 年度に、もう全て撤去、取り換え工事も行われているということで、校舎においては、糠内小で 19 台撤去されております。

ほかの施設では 332 台と、もう多数のものが撤去され、その後ずっと処理施設がなかったということで、13 年間も長い間保管され、恐らく PCB が漏れないようドラム缶に厳重に保管されていたとは思いますが、今回、室蘭のほうに PCB 処理工場ができたということで、やっと処理ができる。1 万 5,000 度という、もうすごい熱分解処理で処理されるということで、本年度中に、その大部分が処分が完了するという見込みだというご答弁でございました。

しかしながら、胆振管内の中学校で起きた事故におきましては、道に全て撤去が済んでいますと報告しておきながら、こういった事故が起こり、実際は使用されていたということが後になって判明してきたということでございますし、さらには公共施設等も調べてみると、二十数カ所使用されていたということもあり、絶対こういうことではあってはならないのですけれども、我が町としては、全部で合計 351 台撤去ということで、相当な数に上るわけなのですけれども、13 年も前のことでございますので、確実に撤去したと言い切っているのか、撤去のし忘れ等はないものとみなしてよいのか、再確認としてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 当時、全施設を調査いたしまして確認をしておりますので、もう使用している施設はないということで確認しております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 今のお言葉を信じ、町内の教育施設、公共施設におきましては、PCB 使用の蛍光灯はないということで、子供たちや町民の皆様の安全・安心というものは確保されているものだというので確認をさせていただきました。

次に、給食の異物混入時の対応、衛生管理体制についてであります。給食についてでありますけれども、ちょっと先日 11 月末に、札幌パリ帯広工場で火災があり全焼したという大変な火事があったのですが、何か一時期、新聞に幕別も影響があるなんていうことを報道されていたのですけれども、教育委員会に確認しましたら、報道のちょっと間違いであったようでして、もともと林製パンさんからパンを調達していたため、滞りなく給食のパンは提供できている、影響はないのですというお話を聞いたところであります。

異物混入に対して、ちょっと過去 3 年にさかのぼって、ご答弁いただきましたけれども、年に 1 回程度あるというところでありました。

安全・安心を求めたいところでもあるのですけれども、やはり人間が行う、人間の手で行われるということから、どんなに日々細心の注意を払っていたとしても、もともと野菜、果物なんかには、もともと虫がついていますので、洗浄・目視の徹底というお答えもいただいたのですけれども、100%混入しませんと、そう簡単には言い切れるものではないのではないかなというふうな感じもしております。

異物混入時につきましては、やはりまず第一に子供たちのこと、そのことを最優先に考えて、適切に素速く、いかに対応できるか、そこも大事になってくるであろうというふうに考えております。

また、みそ汁や茶ブドウ、ゆでうどんというところで、虫の混入が見られたのですけれども、異物混入した児童の給食のみを交換して、ほかの児童については、異物混入が見られなかったもので、そのまま給食を実施したということで対応されたと思うのですけれども、交換したということから、予備を備えているのではないかとこのように思ったのですけれども、大体どのぐらい予備とし

であるのか、そういった主食のパン、ご飯、うどん等の麺類とか果物等とかいろいろあるのですけれども、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（古川 稔） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 今、主食または温食といいますか、おかずといいますか、その予備がどのくらいあるかというご質問なのですけれども、通常、給食センターには、約1クラス分の予備は用意しております。

以上です。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 予備は1クラスですか、結構用意されているということで、このゆでうどんについては、ダンゴムシって、ちょっと考えられないなというふうに思ったのですけれども、これは製造業者によるものでありまして、センターに非はないのですけれども、こういうことも起こり得るのだなというところで、しかしながら何かあったときは、すぐ早急に適切に対応して、こういった予備があるということで、異物混入した子供に対しては、もう食べられないということはないのだと、子供への影響というのも回避することはできるのだというところで、今ちょっと確認をさせていただきました。

また、金属やガラスなどの異物混入については、ここ3年全くないということではあるのですが、やはり子供の体に重大な危険が及ぶということで、子供たちの安全を優先的に考えて、給食を停止するという処置を講ずるということで答弁をいただいたところなのですけれども、例えば調理器具だとか機材、毎日使用するので破損も起こり得ることですし、耐用年数によっては、劣化等々も起こったりしますので、そういった点検のところでもどのように行っているのか、また耐用年数に応じて、器具の更新も必要になってきますので、そこは適切に行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 器具の点検についてですが、先ほど答弁でもありましたが、その点検方法、複数の者が行っているということになっております。

さらに具体的に言いますと、例えば2名以上の者が行った点検に際しまして、必ず点検表というものを付けております。例えば点検をし忘れたとなったら、その点検表自体がチェックされておりませんので、そのチェックをまた調理員がチェック、さらに衛生管理者がその場でまた点検表を随時点検すると、そういう二重、三重のチェックをやっております。

さらに、器具につきましては、一応、耐用年数というのが決まっておりますが、これはもう日常の始業時の点検のときに、機械によっては耐用年数前でも壊れる場合もありますので、常に点検、調整、確認、それもまた点検表に必ずチェックをして、二重、三重のチェックをやっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） きちんと適正に点検、確認が行われているというお答えでございました。

あと、マニュアルのところ、本町としては国・道のマニュアル、そして町独自のマニュアルをもとに実施されているというようなお答えであったのですけれども、岐阜県の事例でありますと、パン100個にハエが混入した件なのですけれども、マニュアルどおりに動いてみると、ハエを取り除いて食べなさいということになったわけなのですけれども、これが必ずしも適切かどうか、適切ではないように思うのですけれども、こういったマニュアルどおりに動いても判断を誤ることはあると思うわけなのですけれども、そういった場合も、やはりマニュアルにがんじがらめになるのではなくて、やっぱりケースに合わせて対応しなければいけないなというふうには思うわけなのですけれども、マニュアルと現実的な対応のところ、適切な対応を行っていくために、どういうふうにつまみされているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 異物混入につきましては、ケース・バイ・ケース、いろんなケースがあるかと

いうふうに思います。

そこは、やはり実態に即して、マニュアルで決まっているからそのとおりにするのではなくて、実態を見た中で、子供たちにとって危険が及ぶのか及ばないのか、あるいは衛生的にどうなのかということ判断して決定をしたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今のお答えは、考え方を同じくするところであります。

衛生管理体制についてであります。ご答弁につきましては、本当に細かいところまで丁寧に教えていただいて、本当に厳重に衛生管理に努めていらっしゃるのだなというところをうかがえますし、ちょっと感心させられたところもあるのですが、この時期、ノロウイルスが流行しますし、ほかにもインフルエンザ、風邪などの感染症に罹患しやすいシビアな時期でもあると思うのですが、毎朝始業前に調理員の健康状態の点検・確認を行っているということですが、異常あれば休ませる。症状などそういう心配があれば無理に出勤させずに休んでいただくと、そこで菌やウイルスによる汚染がないように、そこで食いとめていくという考え方になっているかと思うのですが、ただ体調不良で休む場合に、必ずしもその日だけではなくて、数日休む可能性ももちろん出てくるとは思うのですが、かわりの人が出勤できるような体制づくり、これは整えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 調理員 18 人、任用しております。そのうち、常時調理作業に従事する数というのは、大体 15 人から 16 人ぐらいで足りるということですので、常にそういった 2 人から 3 人ぐらいの予備といいますか、従事しない者がおりますので、そういう者を充てるということで対応しております。

○議長（古川 稔） 小島議員時間ですけれども、はい。

それでは、終わらせてください。

○5番（小島智恵） 人員のところでは余裕がないと、人がいないので、無理に出てくださいとか、軽微の症状なので出てくださいということにつながりかねないので、一応お尋ねしたところであります。

今後とも引き続き、安心・安全に子供のたちの給食の提供を行っていただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前 10 時から開催いたします。

16 : 40 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第4回幕別町議会定例会
(平成25年12月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

16 野原 恵子 17 増田 武夫 19 千葉 幹雄

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

- 日程第3 議案第 85号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第 86号 幕別町寿の家条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第 87号 幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第 88号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第 89号 幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第 90号 幕別町防災会議条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第 91号 幕別町災害対策本部条例一部を改正する条例
日程第10 議案第 92号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
日程第11 議案第 93号 平成25年度幕別町一般会計補正予算(第4号)
日程第12 議案第 94号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第 95号 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第 96号 平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第15 議案第 97号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第 98号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第17 議案第 99号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)
日程第18 議案第100号 平成25年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)

会議録

平成25年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 9 牧野茂敏 10 谷口和弥 11 芳滝 仁
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
8 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 税 務 課 長 中川輝彦
町 民 課 長 横山義嗣 こ ど も 課 長 山岸伸雄
商 工 観 光 課 長 森 広幸 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
福 祉 課 長 坂野松四郎 土 木 課 長 湯佐茂雄
経 済 部 参 事 須田明彦 図 書 館 長 長谷 繁
保 健 課 長 境谷美智子 都 市 施 設 課 長 笹原敏文
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 野原 恵子 17 増田 武夫 19 千葉 幹雄

議事の経過

(平成 25 年 12 月 12 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の氏名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16 番野原議員、17 番増田議員、19 番千葉議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から報告させます。

○事務局（野坂正美） 8 番乾議員より本日欠席する旨の、18 番斉藤議員より遅参する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6 番（岡本眞利子） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

防災及び減災対策の向上と取り組みについて。

近年、東日本大震災を初め、暴風雪や竜巻など道内外で自然災害が相次ぎ、災害対策は自治体や家庭でも喫緊の課題となっています。東日本大震災から 2 年 9 カ月が経過した今、教訓の一つとして残さなければならず、本町として防災及び減災対策は、町民の命と財産を守るために極めて重要であると考えます。本年 4 月には、国の災害対策基本法等の改正案が成立したことから、本町でも地域防災計画の見直しに合わせて防災に対する基本的な姿勢がどのように改善されるのか、また職員の危機意識向上はどのように図られるのかということ踏まえ、質問させていただきます。

1 点目に、災害時要援護者支援についてであります。

①実態把握をどのように行っているのか。

②名簿作成について。

③要援護者の情報提供と管理について。

④避難支援体制の現状は。

⑤福祉避難所の整備と運営について。

2 点目に、職員の危機意識の向上についてであります。

- ①発災時の職員の初動マニュアルを把握しているかについて。
- ②部署内に避難用具を設置しているのか。
- ③来庁舎への避難対応について。
- ④町民の避難誘導については。
- ⑤職員のみ防災訓練を実施しているのか。

3点目に、防災施策の進捗状況についてであります。

- ①防災会議の女性登用の見込み。
 - ②防災訓練の位置づけについての考えは。
- 以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「防災及び減災対策の向上と取り組みについて」であります。

ご質問にありますように、一昨年の中日本大震災を初めとする集中豪雨や土砂災害、さらには暴風雪などの自然災害に対する対策は、本町にとりまして重要な課題であると認識いたしております。

昨日の芳滝議員のご質問にもお答え申し上げましたが、現在、本町では幕別町地域防災計画の見直しに取り組んでおり、自然災害に対して迅速かつ適切な対応を図られるよう日常的に備えるとともに、災害発生時には被害を最小限にとどめる「減災」に努めるべく防災計画の見直しとその対策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「災害時要援護者支援について」であります。

初めに、「実態把握について」であります。

東日本大震災や阪神淡路大震災など、過去の大災害におきまして犠牲となられた方々の半数以上は高齢者とお聞きしているところであり、障がいのある方などを含めて、いわゆる災害弱者と言われる方々の支援体制を確立することが、多くの命を救い、被害を最小限に抑えることにつながるものと考えております。

町といたしましては、災害弱者の方々の支援体制を整備することを目的として、平成20年度に「災害時要援護者支援制度」を創設し、制度の周知と支援体制の構築に取り組んできたところであります。

この制度は、75歳以上の方のみの世帯、要介護3以上で在宅において生活されている方、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象者として、支援を希望する方からの申請に基づき、災害時要援護者台帳に登録して、災害時における支援に役立てようとするものであります。

本年12月1日現在の登録者数は167人で、4月1日以降に6の方が新たに登録いただいたところであります。今後も引き続き、民生委員や公区などの協力をいただきながら災害時要援護者の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、「名簿作成について」であります。

現在、本町では「災害時要援護者台帳」として名簿を整備しておりますが、災害対策基本法が一部改正されて、平成26年度からは「避難行動要支援者名簿」を市町村が作成するよう義務づけられたところであります。

本町といたしましては、現在見直しを進めております防災計画の中で、「避難行動要支援者名簿」に登載すべき要支援者の基準を定めて、適正に名簿を作成してまいりたいと考えております。

なお、登載基準につきましては、既存の「災害時要援護者支援者制度」における対象者の基準を踏まえて定めることといたしております。

次に、「要援護者の情報提供と管理について」であります。

現在の「災害時要援護者台帳」に登載されている要援護者に係る情報提供につきましては、本人からの申請時に、本来目的に使用する場合の情報提供に関する同意をいただいておりますことから、公区内の支援者と地区担当の民生委員に対して情報を提供し、災害に備えているところであります。

また、台帳の管理につきましては、個人情報の漏えい等がないように特に留意することとしており、

厳格に取り扱っているところであります。

次に、「避難支援体制の現状について」であります。

本町における避難支援体制につきましては、風水害の場合、第1に避難準備情報を発信し、避難に時間を要する災害時要支援者に早目に避難準備をしていただき、危険が切迫する前に避難できるよう体制を構築しているところであります。

また、自力避難の困難な災害時要援護者に関しましては、自主防災組織の育成により、日ごろから避難支援体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、「福祉避難所の整備と運営について」であります。

本町におきましては、現在、13施設を福祉避難所として指定しており、全ての施設において段差解消、スロープ設置、洋式トイレの設置をいたしているところであり、身障者用トイレも12施設で整備済の状況にあります。

また、福祉避難所の備蓄品として、毛布、石油ストーブ、ポータブルトイレ等も備蓄しているところであります。

運営に関しましては、防災計画に位置づけられております災害対策本部の総務班が福祉班、保健班と協力し、住民の協力もいただきながら対応してまいります。

ご質問の2点目、「職員の危機意識の向上について」であります。

初めに、「発災時の職員の初動マニュアルを把握しているかについて」であります。

災害発生時の職員の初動につきましては、災害別に初動マニュアルが整備されており、勤務時間内と勤務時間外の行動に分け、職員に周知いたしております。

勤務時間外に地震が発生した場合、まず地震情報を把握し、その規模等に応じて非常配備体制の配備基準に基づき各自が判断して参集し、参集後、公共施設の点検や町の被害状況の把握など参集直後の対応に務め、応急活動の開始へと展開していくことといたしております。

勤務時間外に風水害の災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、まず災害情報の把握に努め、ケースに応じて職員の参集連絡を行い、参集後におのおのの担当業務や応急活動の開始へと展開することといたしております。

このような行動は、日ごろから意識しておかなければ迅速で的確な対応ができないことから、本年は台風の前に初動マニュアルを職員に電子掲示板により通知し、担当職員以外の職員にも休日や夜間の対応に備えさせていたところであります。

また、本年から職員防災メールにより、職員個人の携帯電話に気象情報や防災通信訓練メールを送信し、災害対応に対する意識の向上に努めております。

次に、「避難用具の設置について」であります。

災害対策用の用具といたしましては、ヘルメットなどが考えられますが、庁舎内においては建設部や土地改良課など工事関連部署を除き、部署内には常備していないのが現状であります。

現在は、旧商工会館備蓄庫にヘルメット50個、誘導器材50本などを保管しており、災害発生時にそれらの用具を使用し避難誘導等の対応を行うことといたしております。

また、新庁舎完成後は、庁舎内の災害用備蓄庫にこれらの用具も保管することとしておりますので、より迅速な対応ができるものと考えております。

次に、「来庁者への避難対応について」であります。

災害発生時に役場庁舎などに来庁されている方に対する避難対応につきましては、実際に来庁者の対応をしていた職員、あるいは近くにいた職員が避難誘導することといたしております。

災害発生直後の具体的な対応行動は、防災対応マニュアルの初動マニュアルにも記載されており、役場や札内支所、保健福祉センターなどで実施いたしております避難訓練においても、来庁者への対応も想定した中で、その初動マニュアルに沿って、避難訓練を実施いたしているところであります。

今後におきましても、窓口の職員などに対し、来庁者の避難対応への意識づけを行ってまいりたいと考えております。

次に、「町民の避難誘導について」であります。

指定避難所の開設準備が整い、避難勧告または避難指示等を発令した場合には、町、消防署、消防団、警察官や自衛隊等と密接な連携を図りつつ、公区または自主防災組織の協力を得て、避難者の誘導を安全かつ迅速に取り組むこととなります。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対しましては、優先的に避難させることとし、避難路、避難場所等の安全確保にも配慮いたします。

具体的には、広報車による広報活動、避難経路の指示、危険個所への誘導員の配置、夜間における照明器具の使用などがあり、場合によっては、災害時要援護者などの避難において、警察の誘導による移送活動も想定いたしているところでもあります。

次に、「職員のみ防災訓練の実施について」であります。

役場庁舎、保健福祉センターや保育所におきましては、毎年それぞれの施設において避難訓練を実施しているところでもあります。

また、本年度は全国瞬時警報システムと連携させることができる携帯電話配信システムを導入し、通信機器を使用した情報伝達訓練も実施いたしております。

さらに、防災担当部署では自主防災組織と連携し、地域の住民とともに避難所運営訓練や救援物資の輸送及び引き渡し等の訓練にも取り組んだところでもあります。

今後におきましても、いつ起こるか分からない災害に対し、職員の防災意識の向上と災害対応のスキルアップなどを目的とし、防災訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「防災施策の進捗状況について」であります。

初めに、「防災会議の女性登用の見込みについて」であります。

幕別町防災会議は、災害対策基本法に基づき、幕別町防災会議条例を定め、設置している機関であり、幕別町地域防災計画と幕別町水防計画を作成し、その実施を推進することなどの役割を担っております。

防災会議の構成員につきましては、条例の規定により管轄する警察署長、陸上自衛隊の自衛官、消防団長、地方行政機関などのほか、公募による者として10人の枠があります。

町といたしましては、今後、関係機関からの委員として女性の就任もあり得るものと考えておりますが、防災計画等の見直しに当たり、女性の視点からのご意見等も有用なものと認識いたしておりますことから、公募委員として女性が積極的に応募していただけるように期待いたしているところでもあります。

なお、今回の防災計画の見直しに当たりましては、パブリックコメントを実施する予定でありますので、女性を含めた幅広い層からのご意見等をいただきたいと考えております。

次に、「防災訓練の位置づけについて」であります。

防災計画では、災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画を作成して実施することとしております。

非常時に備えた防災訓練は特に重要でありますことから、今後とも効果の上がる計画を作成し、防災訓練に取り組むことにより、防災意識の向上や迅速で的確な行動がとれるように努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

1点目の災害時要援護者支援の実態把握についてであります。災害が発生すると、高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児などは一人で避難することは大変難しいことから、災害時要援護者と位置づけられておりますが、その要援護者の把握についてであります。本町では本人からの申請ということですが、これは手挙げ方式ということでしょうか。この把握をする実態で、同意方式、また手挙げ方式、

共有方式と3点がございしますが、この手挙げ方式が一番みずから要援護者名簿に登録をしてほしいと希望した者が手を挙げるということですのでけれども、希望しない者が出るのではないかと思います、その点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、本町の場合は手挙げ方式ということで、希望する方が名簿に登録されるということでもあります。このことについては、今までも公区長会議あるいは民生・児童委員の協議会、いろんな場で地域の実態把握等をお願いしながら、ぜひ登録をしていただくような運動は進めてきたわけですが、ただ、この後、後段の答弁にありますように、平成26年以降は手挙げ方式のみならず、町のほうで要援護者の名簿作成というところが出てきますので、今後はそれらも一緒になって新たな名簿作成になっていくんだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 一番この方式が希望しない者が出てき、要援護者になり得る人を把握が厳しい方式だと思っておりますので、ぜひ同意方式といいたまいますか、住民一人一人と接する機会を捉えていただいて、要援護者本人に直接働きかけるような働きをしていただきたいと思います。

登録者も75歳以上のひとり暮らし、また75歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳の交付を受けている方、要介護3以上の認定を受けて在宅生活をされている方ということで、本町では167人、また来年4月になると6名が登録されるということですのでけれども、登録を希望されない方の人数はおわかりいただけますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、ご答弁申し上げましたように、今現在は4月以降の6人も含めて167人ということではありますが、今後は災害対策基本法の一部を改正されることによって、本人の意向にかかわらず、今言ったように公区の実態を調べた中で町のほうで名簿を作成する。その名簿を作成する基準を今の75歳以上とか、障がい者がいる世帯だとかいったものをどの程度拡大した中で名簿を作成するかは、今後の災害対策基本法の関連を受けて、来年度に向けて名簿を作成していきたいということですので、今度は地域にいらっしゃる方皆さんが名簿に登載されることになるというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 登録を希望されないからと、それでいいということにはならないと思っておりますので、ぜひ登録されるように今後努力をして支援をしていただきたいと思います。

政府の災害時要援護避難支援ガイドによりますと、要援護者に関する情報、特に情報伝達、そして住居、必要な支援内容を平時から電子データやファイル等で管理するとともに、一人一人の要援護者に対して複数の避難支援者を定めておくこと、また具体的な避難支援プランを策定しておくことが必要であると明記されておりますので、ぜひうちの町も早急にしていただきたいと思います。

災害というのはいつ来るかわかりませんので、要援護者の方々が迅速に避難するためには、この名簿を活用することが大変重要であると考えます。ですので、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

それから、次ですけれども、2番目の質問で名簿作成についてなのですが、名簿は本町では平成20年に災害時要援護者制度が創設されておまして、このような名簿がつくられているということで、済みません、1番目とちょっと重複してしまいました。内容がわかりましたので、これはいいです。

3番目に移りますが、情報提供と管理についてであります。

東日本大震災でも犠牲者の多くが高齢者でした。今後も高齢者やひとり暮らしの世帯の増加で要援護者はますますふえていくと思っております。災害はいつ襲ってくるかわかりませんので、要援護者の犠牲者を最小限に抑えるために、政府は市町村に対して義務づけ、また名簿の取り扱いについて個人情報保護の観点から民生委員や公区長など限定した人が管理されているかと思っております。

そこで、仮に民生委員や公区長が被災すると、要援護者を救助したくても情報がなく対応できない

事態も想定されますので、一般的に個人情報の取り扱いは当然慎重にあるべきですが、防災においては、災害においては命にかかわる場合もあり、一定の条件のもとに災害関係者にも、また要援護者の情報を提供し、生命を守ることが重要であると思っておりますが、防災における本町の個人情報に対する基本的な認識と情報提供の考えについてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 現時点におきましては、要援護者名簿ということで、これは情報提供について同意をいただいた方につきましては、その公区及び区担当地区の民生委員の方には要援護者として登録されています。それに関する情報も提供させていただいております。

新しく26年度からつくる行動支援の名簿者につきましては、町として要支援の必要がある方の基準を定めてから名簿を作成いたします。その名簿に当たりましては、なるべく本人からの情報提供の同意を得られるように、そういう努力には努めたいと思っております。それでも同意を得られない場合もありますので、これにつきましては情報提供は二つで考えております。一つにつきましては、災害がない、いわゆる平時の状態におきましては、これは同意を得た方についての情報のみを、それを支援する公区の方、またはその関係する方にお知らせさせていただくと。それと、いざという災害がおきて、これは要援護をしなければならない、そういう場合につきましては、これは同意を得ているということにはかかわらず、これは速やかに支援をしていただけるような方々に情報を提供させていただいて安全を図っていく、そのような考えでおります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 個人情報保護条例の例外規定ということもありますので、そういうことも整備しながら、個人情報の漏えい等がないように留意することは言うまでもないのですけれども、柔軟な対応をしていただき、そして一般町民も一緒になってお手伝いしながら、災害に手助けができるような体制もとっていただきたいと思っております。

続きまして、4番目の質問なのですが、要援護者の避難支援は自助・共助を基本として、町村としては、要援護者への避難準備情報を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速、確実な伝達体制の準備が不可欠であります。

そこで、要援護者に対する情報の伝達についてお伺いいたします。どのような伝達をされるのかをお伺いしたいところであります。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 要援護者の皆さんに対する伝達につきましても、一般町民の皆さんと同じように、私どものほうとしては考えております。まず、一般の皆さんには、メールですとか、広報車による広報、地域の公区長さんに対して皆さんの情報を発信するということになりますので、地域の方々を通じて要援護者の方々に避難の情報を流すというような形になろうかと思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 健常者には、広報カーとかファクスとか電話でいいかと思うのですが、障がい者にはそのようなものも通じない場合もありますので、例えば視覚障がい者、そして聴覚障がい者、肢体不自由者には、どのような情報を伝達するか詳しくお聞きします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） いろいろと今おっしゃられた視覚障がい、聴覚障がい、そういうことをお持ちの方につきましては、なかなか情報を自分では得にくいというようなこともあろうかと思っております。そういうことにつきましては、よく公区のほうの皆さんと情報ももらいながら、そういう人を事前にちゃんと町としても把握いたしまして、何らかの方法で対応できるように、これは今後とも考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） そうですね。視覚障がい者や障がいにもいろいろありますので、やはりその障がいの方に合った情報を出すことが重要ではないかと思っております。障がい者にはさまざまな形態がある

にもかかわらず、障がいという一言でくくられてしまい、その多様性が計画に反映されないケースが少なくはないと思いますので、ぜひ障がい者のことを考えながら情報伝達をしていただきたいと思います。

続きまして、5番目の福祉避難所なのですけれども、本町では福祉避難所が13施設ございます。この福祉避難所も防災のしおりにもホームページにも福祉避難所の掲載がされておきませんが、町民には大変わかりづらく、周知方法も考えるべきではないかと思うのですが、その点について、いかがですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 福祉避難所につきましては、昨日の芳滝議員にもお答えしたのですが、2次避難所ということで考えておりますので、まずは1次避難所に避難していただいた方の状況ですとか、身体の状態ですとかを見ながら、これは保護ですとか介護が必要な方については、2次避難所を開設したとき、それが福祉避難所ということになります。そちらのほうに移送するということになっておりますので、防災のしおり等の掲載にはなっていないものであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 防災のしおりなのですけれども、これも新しくならないということで、2010年ののですけれども、災害時要援護者のための安全のためにということで、ここまで書かれているのですけれども、やはりその中に福祉避難所ということもきちっと掲載するべきではないかなと思います。また、意外にわかっているようでわからない、その福祉避難所というのがどこにあるのかなということもわからないことが多いと思います。そして、急に障がい者になった方なんかは、そのようなこともやっぱり周知するべきではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 防災のしおりにつきましては、これは1次避難所と、それと大洪水のときのための2次避難所については記載しております。

今、岡本議員からおっしゃられました福祉避難所については掲載していませんが、これ今回の防災計画の見直しが終わりましたら、町民の皆さま宛てには概要版を今考えております。その中で、今度新たに福祉避難所の記載については検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） それから、福祉避難所なのですけれども、全ての福祉避難所に専門的な介助のできる人を確保できるのかということをお聞きいたします。

また、災害時には自治体の職員はそれぞれの持ち場があり、人的な限界もあり、民間やボランティアとの連携についてもお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 福祉避難所の担当職員としては、先ほど町長がお答えいたしました。保健班と福祉班が対応してまいりますので、各福祉避難所には保健師等を配置したいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、保健班などを配置するというですけれども、災害のとき、停電し、そしてそういうときに障がいの方に筆談ができない場合、そういうときは手話ができるような方も配置はされているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 現在のところ、手話のできる者の配置というのは考えていないというか、そういう方の把握はしていませんので、今後、把握に努めたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） やはりさまざまな障がいの方が避難されてくると思うので、そういうところも考えるところではないかなと思います。今、手話というのは、結構どこでも使われるようになり、前

回の定例会でも帯広でも手話で議会質問をしたということも新聞にもちょっと出ていましたけれども、やはりどんなときでも、そういうことを想定しながら人員の配置をするべきではないかと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

また、手話の講習なんかもするのも町としていいのではないかなと思えます。

続きまして、福祉避難所の備品なのですけれども、昨日の芳滝議員の答弁の中にもあったのですけれども、福祉避難所の備品の整備が順次進められているということでしたが、数字的に見ましても13の避難所のうちストーブが48台、ポータブルトイレが47台という、福祉避難所だけに対してその数だったのですけれども、13の施設にとってこの数はちょっと少ないのではないかなと、単に計算しても大体1施設にして3台ぐらいにしかならないような、簡単な計算をすると、そのようになるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 災害が起こって、住民の皆さんに避難をしていただいた場合につきましては、まず先ほど申し上げましたように、第一義的には1次避難所に避難していただきます。そして必要に応じて福祉避難所も開設いたします。

それと、特に障がいをお持ちの方々につきましては、また介護を必要な方、このような方につきましては、例えば町の福祉施設、民間の福祉施設におきましても町と協定を結んでおりまして、受け入れをしてくれる、そういうようなこともありますので、そういうことをいろいろにらみながら、福祉避難所の開設及びその受け入れについては、多角的に考えていきたいと、そういうふうに思っております。

それと、福祉避難所における備品につきましては、一定程度まずそろえて、そして一般の避難所用に持っている備品もありますので、それらとのやりくりをいろいろと本部のほうで調整しながら適宜対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） やはり障がい者の方が本当に安心、恐怖感を覚えないような避難施設にぜひしていただきたいと思えます。

そして、避難施設の備品の保管場所が、昨日の答弁でもあったのですけれども、保管場所が4カ所ということでございましたけれども、幕別地域は旧商工会館からですから、さほど遠くは離れていないと思うのですけれども、札内の場合は福祉避難所が遠いところで、千住西ふれあい、稲士別などがありまして、そこにはちょっと距離が随分と離れているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。搬送するのにどうでしょうかということをお聞きします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 福祉避難所につきましては、先ほどもお答えさせていただいたのですが、1次避難所開設した後の2次避難施設ということで考えておりますので、それらの準備が整ってから開設ということになりますので、距離は若干ありますけれども、それらは移送して開設準備を整えたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 避難所のほうはわかりました。

では、福祉避難所のところにはさまざまな障がいを持った方が避難されると思うのですが、アレルギー用の食品を整備もされているのかも最後にお聞きします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） アレルギー対応の食料につきましては、本年度購入をいたしまして準備をしているところであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） そのご答弁をいただきまして安心をいたしました。

では、2番目の質問に移りたいと思えます。

2点目の職員の危機意識の向上についてということですが、答弁の中で私の予想していたとおりの答弁が参りましたので、さほど、本当に思っていたとおりの答弁が来ましたので、あえてここで確認をしなくてもいいかなということで、今回、一般誌にも掲載されましたので、ご存じの方もいらっしゃるのですけれども、ある町民の方からお聞きしましたので、職員の危機意識ということで、あえてここで確認をするまでもないと感じましたので、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

12月7日、札内あかしや南第2公区で1泊泊まりの防災訓練が行われ、今回は役員の方の参加ということで、断水・停電・ガス遮断で公助無援状態という被害を想定した訓練が実施されました。そこに役場の防災課を初め、課長、部長も参加し、町民の先頭に立ち、実践さながらの訓練をされたそうです。4時から6時までは暖房なしで室温6度から7度、また、7時からストーブを一つたき、9時からストーブ2個をつけると、ストーブの赤い炎が見えると不思議なことに参加者は安心感を感じながら1泊を過ごしたそうです。また、職員も町民とともに暖をとりながら翌朝まで宿泊してくれたと、大変喜んでおりました。

本町としても冬期間の1泊の防災訓練はされていないのですが、職員も身をもって体験したことで、見えてきた重要点も多々あったのではないかと推測するところでもあります。平時より危機意識を持ちながら職務に当たっていると感じ、評価するところでもあります。今回は町民課だけでしたが、ほかの課からもそのような機会がある場合は、ぜひ参加ができるように推進をしていただきたいと思います。

2番目の質問は以上でございます。

それで、3点目の防災施策の進捗状況についてであります。

防災会議の女性登用の見込みということですが、防災については、前回、24年9月定例でも私質問させていただいたのですが、防災会議の委員は26名ということでしたが、今回、防災会議条例の一部改正ということで、30人以内から33名以内に改正されるそうですが、前回の質問で、女性の登用はお聞きしたところ、現時点では公募もなく女性は一人もいないということでした。その中で町長から、災害時には女性の役割は重要であり、計画策定時においても女性の視点は望ましいものであるとのご答弁をいただきました。

したがって、今回の委員定数を増加するということは、当然ながら女性委員の登用を考慮したものと理解したところではありますが、委員の任期は平成26年7月4日となっていることから、公募による人選や補欠の委員を入れるということにはならないのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） この定数の増につきましては、これは法律改正に伴いまして条例改正をさせていただきたいというのが、まず趣旨であります。法律上の中におきまして、防災についての学識経験または防災の訓練を実際にやっているような地域の方、そういう方から委員を選ぶという法律上の趣旨があります。それに合わせて今回は条例改正の提案をさせていただいているところでもあります。

女性の登用につきましては、これ条例上、委員を選ぶ区分がありまして、それは指定行政機関とか、また警察、消防とかいろいろあります。その機関から推薦をいただいて、そして適任者を町長が任命するという手続を踏んでおりますので、これは答弁にも書きましたように今社会では女性の進出が一步一步進んできておりますので、将来的にはそういう関係機関からの女性の登用、推薦というものも受けるということを町としては期待しているということでもあります。

この任期につきましては、来年の7月までの任期ということになっておりますので、現委員につきましてはそれまで継続ということになります。それと、新たに3人増員するというにつきましては、一部改正条例が可決されましてから速やかに3人については新たに委嘱させていただこうという方向であります。

その委嘱におきましても、できるだけ女性の登用ができるかどうか、その辺については十分意を用いながら検討させていただきたい、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、せっかく条例も改正し、3人ふやすということでしたので、任期まで空

白ということにはしないで、ぜひ女性登用ができるように努力していただきたいと思います。女性の意見がやっぱり反映されるような防災計画をぜひ策定していただきたいと思います。

それから、次の質問に移りますが、防災訓練の位置づけについてということでお聞きします。

答弁の中にも、職員の防災訓練がされたということでしたが、地域住民が参加できる訓練を実施することより防災意識も高まり、自助にも公助にもつながるのではないかと思います。

本年は、HUG（ハグ）も購入していただきましたので、図上訓練等いろいろなことを想定しながら、ぜひ職員率先になって訓練をしていただきたいと思います。

私も9月26日、帯広で建設会社の防災訓練に参加させていただきましたが、地震の揺れの体験だったり、煙で前が見えないところを歩いて避難したり、土のうを積む訓練を試みましたが、実際に体験をすることによって、頭で考えているのとははるかに違っておりました。震度7の地震の揺れも体験しましたが、訓練とわかっていても揺れがとまった後は恐怖で歩くことさえできないくらいでした。

ある公区長さんのお話によりますと、「防災は体で覚えることが一番重要である。何度も練習を行うことによって行動が早くなる」とお聞きいたしました。そのようなことから、地域住民自主参加訓練を位置づけることが必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日もお答え申し上げましたけれども、今、各公区等に自主防災組織が設立をされてきております。これからも町とそうしたところが一体となって訓練を初め、あるいは意識の向上等に努めていくことが大事であろうというふうに思っておりますので、今お話ありましたような町が主体となったような防災訓練の実施なども、今後は検討していかなければならない問題だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 本町としても、住民一人一人が防災意識を高めることにより、減災にもつながりますので、防災に強いまちづくりを目指し、推進していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：50 休憩

11：59 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

安心して受診できる医療制度の確立を。

社会保障は自助が基本という自民党安倍政権のもとで、税と社会保障の一体改革路線が加速され、社会保障制度の解体がさまざまな部分で進んでいます。医療の分野ではTPP参加問題とあわせ、皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度の見直しが焦点になっています。また、隔年で改定される後期高齢者医療制度は、来年4月から保険料などが改定されることになっています。

国民健康保険制度の運営を市町村から都道府県に移管するため、健康保険法などの改正案を平成27年の通常国会に提出するとの日程が具体的になってきました。これまでも市町村の一般会計繰り入れによる国保税の軽減をやめさせ、さらなる保険料の引き上げを行うことを自治体に指示しています。

市町村が住民負担を軽減すると格差が生まれ、広域化の妨げになるというのが政府の言い分であり、格差是正というとなんでもない言い分の中で、値上げを押しつけるなどは許されることではありません。

後期高齢者医療制度は、11月に開かれた北海道後期高齢者医療広域連合議会において、これからまだまだ数字が変わると前置きした上で、来期の保険料試算として現行1人当たり保険料11.05%上回る7万4,675円となることを明らかにしました。

平成20年度の制度発足から3回目の保険料改定となりますが、毎回保険料は引き上げとなっています。制度発足時に比べて、1万503円の負担増であります。保険料の特定軽減措置などを縮小・廃止しようとしています。このことによって、保険料が5倍になるケースも生まれることとなります。

社会保障に対する経済的な負担が国民の命と健康を脅かす、そういうことになることを許してはなりません。

つきましては、以下の点についてお伺いいたします。

①それぞれの制度における非正規保険証の発行状況についてお伺いします。

②国保の広域化は実施すべきでないと考えますが、町の見解を伺います。

③国保税減免制度を充実させるべきと考えますが、町の見解を伺います。また、国保税そのものを減額し負担軽減する考えがあるか伺います。

④後期高齢者の健康診断の受診状況と受診率向上に向けた取り組みについて伺います。

⑤後期高齢者医療制度の特定軽減措置などが縮小・廃止された場合、幕別町内の被保険者が受ける影響について伺います。

⑥後期高齢者医療制度の保険料値上げと特定軽減措置などの縮小・廃止をとめるために、国や道に働きかけるべきと考えますが、町を考えを伺います。

⑦年齢で区分し差別する後期高齢者医療制度を廃止するべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「安心して受診できる医療制度の確立について」であります。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核として市町村が運営し、国民生活を支える重要な役割を担っております。

しかしながら、景気の低迷が長引く中、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い医療費の増加が続き、全国的に国保財政の運営は厳しい状況となっております。

このような中で、本町といたしましては、被保険者が病気にかかった場合に、安心して医療が受けられるようにきめ細やかな対応に心がけ、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「各制度における非正規保険証の発行状況について」であります。

国民健康保険制度では、被保険者の負担の公平を図る観点からも特別な事情がない限り、保険税を完納していただくのが基本原則となっております。

本町におきましては、滞納者に対して可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力を願っておりますが、履行できない方に対しましては、国民健康保険法と町独自の国民健康保険税滞納者対策実施要綱やその運用基準に基づき、やむを得ず被保険者資格証明書または短期保険者証の交付をしているところであります。

平成25年12月1日現在における国民健康保険の資格証明書の交付世帯は10世帯であります。居所不明の2世帯を除くと実質的には8世帯であります。また、短期証の交付世帯は315世帯であります。

後期高齢者医療制度におきましては、平成20年度に制度が発足された以降、資格証明書及び短期証を交付した実績はありません。

町といたしましては、滞納者と直接面談等を行うことにより、滞納となる事情をお聞きして、福祉制度や各種の支援制度などの活用も可能であると考えており、親切丁寧かつ的確な対応に努めているところであります。

計画的な納税ができるように相談していただくことにより滞納額を減らし、一般被保険者証を交付

できるように導いていくことが大切であると考えております。

ご質問の2点目、「国保広域化の実施について」であります。

初めに、本町を初めとする市町村国保をめぐる構造的な問題についてであります。

国民健康保険制度は、制度発足当初は農林水産業者や自営業者が被保険者の中心でありましたが、他の医療保険に属さない方全てを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化などの影響を受けやすく、時代の経過とともに高齢者の割合が増加傾向にあります。

また、年金受給者などの無職の方の加入割合が増加しており、高齢化による医療給付費が増加したことや景気の低迷などの要因により、保険税・保険料の収入の伸びが低く推移していることによって、単年度収支が赤字となっている保険者が全国的に増加している状況にあります。

さらに、市町村間の格差が大きくなっており、医療費では最大2.6倍、所得では最大6.5倍、保険税では最大2.8倍という状況にあります。

次に、他の保険制度と比較いたしますと、市町村国保は65歳から74歳までの加入割合が全国平均で31%となっていることに対しまして、健保組合は2.6%、1人当たりの医療費水準も市町村国保が29万9,000円程度となっていることに対しまして、健保組合は13万8,000円となっております。

保険料の賦課方法につきましては、国保は前年度の所得をもとに、世帯全員の所得合計によって賦課されますが、被用者保険では、被保険者本人の現行の給与所得のみをもとに賦課されており、加入者一人当たりの所得額に対する保険料の負担率は国保が9.7%となっていることに対しまして、健保組合は4.8%となっており、いずれも他の保険制度と比較して著しく高い状況にあります。

このような状況のもと、広域化を図ることの意義につきましては、第1に保険財政の広域化を進めること自体がスケールメリットによる市町村国保の財政安定化に資するものであること、第2に高額医療に係る保険財政共同安定化事業の対象医療費の引き下げを都道府県が判断できることにより、医療費の変動に対して安定的な運営が見込まれること、第3に都道府県が医療施策や市町村国保に対する支援方針を定めることにより、国保財政の一層の安定化を図ることが可能になることなどが考えられるところであります。

しかしながら、保険者ごとに保険税または保険料の算定方法及び金額に違いがあることや収納率、滞納対策、医療費等にも格差があることなどの課題もあります。

これらのことを踏まえた上で、町といたしましては、町村会等を通じて医療制度の一本化を図るまでの間は、国保制度に関して都道府県単位の広域化による財政運営に向けた環境整備を進めていただけるよう、国等に要望をいたしているところであります。

ご質問の3点目、「国保税減免制度の充実について」であります。

国民健康保険税につきましては、納税者の負担軽減を図るために、所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置を実施しており、低所得者に配慮した制度としております。

また、国民健康保険税条例第29条第2項において、「災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別な事情がある者に対し、減免することができる」と定められており、従前から個別に相談を受けて対応いたしてきたところであり、所得のみに着目した基準を定めて一律に減免を行うことにつきましては、結果的に他の被保険者の負担になるなど公平性を欠くことにもつながるため、難しいものと考えております。

国保税の支払いが困難な方につきましては、まずは納付方法の相談をしていただき、納付の猶予や月ごとの分納などの方法により対応いたしております。

次に、国保税そのものを減額し負担軽減をする考えについてであります。前段申し上げましたとおり、所得に応じた法定軽減措置によって負担軽減を図っていることや被保険者の所得の減少による国保税調停額の減少と医療費等の伸びにより、町の国保財政は非常に厳しい状況にありますことから国保税そのものを減額することは困難であると考えているところであります。

ご質問の4点目、「後期高齢者の健康診断の受診状況と受診率向上に向けた取り組みについて」であります。

後期高齢者の方の多くは何らかの疾病により定期通院をされておりますが、町では定期通院等のかかりつけ医を持たない方を中心として、後期高齢者健診を実施いたしております。

平成 24 年度の受診者は、前年度から 26 名の増の 217 名でありましたが、今年度においては 11 月末段階で 218 名の方の受診となっており、最終的には 250 名程度と見込んでおります。

また、受診率の向上に向けての取り組みに関しましては、これまでの医療機関でのポスターの掲示、広報での周知に加え、平成 25 年度からは新たに出前講座や健康相談、高齢者実態把握訪問などの機会を捉え、定期受診のない方に対し年に 1 度の健康診断の必要性を呼びかけ、受診につなげるよう取り組んでおります。

今後も高齢者の方にとって、わかりやすく受診しやすい健診の体制づくりを心がけ、必要な方が受診できる健診となるよう努力してまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「後期高齢者医療制度の特定軽減措置などが縮小・廃止された場合の影響について」であります。

後期高齢者医療制度の被保険者に賦課される保険料につきましては、被保険者の負担能力に応じて賦課される応能分としての「所得割額」と、被保険者に等しく賦課させる応益分としての「被保険者均等割額」の二つによって構成されており、所得の低い方ほど負担が軽減される仕組みになっております。

後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つ観点から保険料率を 2 年ごとに定めることになっており、平成 24 年度と 25 年度における所得割の保険料率は 10.61%、均等割額は 4 万 7,709 円となっております。

低所得者に対する軽減制度といたしましては、被保険者と世帯主の合計所得に応じまして、均等割額を 7 割、5 割、2 割の 3 段階で軽減する措置が講じられており、加えて 7 割軽減の世帯に該当する方につきましては、所得に応じて、9 割または 8.5 割に軽減が拡大する措置が現在も継続されております。

また、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、社会保険などの被被用者保険の被扶養者であった方が、後期高齢者に移行した場合には、新たに保険料の負担が生じることとなりますことから、激変緩和措置といたしまして、加入時から 2 年間、所得割を課さず、均等割を 7 割または 5 割に軽減する措置としておりますが、これを 9 割まで軽減を拡大し、無期限とする措置が現在も延長されているところであります。

現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会におきましては、消費税の引き上げに伴う低所得者対策の一環として、均等割の 5 割及び 2 割軽減の基準を拡充する論議がなされておりますが、一方で、特例措置であります 9 割または 8.5 割の軽減と被扶養者に対する 9 割軽減の見直しにつきましても論議されているところであります。

本町の後期高齢者医療保険の平成 25 年 6 月における当初賦課の状況で申し上げますと、被保険者数 3,797 人のうち、9 割の軽減に該当する方が 798 人、8.5 割の軽減に該当する方が 787 人、被扶養者の 9 割の軽減に該当する方につきましては、329 人となっております。

このように軽減措置が見直された場合、それぞれの均等割の保険料が引き上がることになり、平成 25 年度の均等割額で申し上げますと、9 割軽減の方につきましては、7 割軽減となりますことから一人当たりで年額で 9,542 円の増となり、8.5 割軽減の方につきましても 7 割軽減となりますことから一人当たり年額で 7,156 円の増となるものであります。

また、被扶養者の 9 割軽減の方は、個々の所得に応じまして、7 割軽減となります方は 1 人当たり年額で 9,542 円の増、5 割軽減となります方は 1 人当たり年額で 1 万 9,084 円の増、2 割軽減となります方は 1 人当たり年額 3 万 3,397 円の増、軽減対象外となる方は 1 人当たりで年額 4 万 2,939 円の保険料が増額となるものであります。

ご質問の 6 点目、「後期高齢者医療制度の保険料値上げと特定軽減措置などの縮小・廃止をやめるために国や道に働きかけることについて」であります。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間が2年間とされており、北海道後期高齢者医療広域連合は、この期間の医療給付費の財源に充てるために適正な保険料率を設定することになります。

年金受給額が減額されていることや来年4月から消費税率が上がることなど高齢者を取り巻く生活環境は、大変厳しい状況にあることが見込まれますことから、今後とも被保険者に大きな混乱や負担が生じないよう町村会等を通じて国・道に働きかけてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の7点目、「年齢で区分し差別する後期高齢者医療制度の廃止について」であります。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方を対象として、その心身の特性や生活実態等を踏まえて独立した医療制度として平成20年度に創設されましたが、当初は75歳で制度が区分されることに対する国民の十分な理解が得られなかったことから、「年齢による差別である」との批判もありましたことから、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系を廃止するなど、運用面での改善が進められてきました。

この結果、制度施行から6年目に入った現在では、後期高齢者医療制度は定着しつつありますが、一方では、高齢化の進展において高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、一つ目としては保険料、患者負担、公費負担のあり方、二つ目としては世代間、世代内の負担の公平の確保、三つ目として医療費の伸びの適正化などの課題があります。

今後、国レベルで医療保険制度の財政基盤の安定化や保険料に係る負担の公平の確保などさまざまな議論がされている中で、後期高齢者医療制度のあり方につきましても、一定の方向性が示されていくものと思われまます。

町といたしましては、今後、国や道の動向を注視しながら、町村会の中でも慎重に検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問させていただきたいと思ひます。

私は、ことし3月のこの定例会一般質問でも国保について質問させていただいたところであります。国保の税額が平成23年度において1人当たり約10万円、そういう金額になってきた。国保加入者の所得でありますけれども、45%の方が100万円未満で、200万円以下ということでいえば75%にもなる、そういう生活の実態の中で大変負担が大きい、そのことなど指摘させていただいたところであります。そして、社会保障にかかわる団体の調査の中で幕別町が大変多くの件数を差し押さえする、また、インターネット公売を利用する、そんな実態などある中で、町の考え方をお尋ねしたところであります。

今回、幕別町においては5月の臨時会で国保税の税条例の改正をして、そして国保税の賦課のあり方について、今までと大きな変更点をつくったということ、それから北海道国民健康保険広域化等支援方針（第2期）、これらが明らかになっていく中で、国保の広域化に向けての準備が進められていること、それから今、後期高齢者医療制度も3回目の保険料改定を来年4月から実施する、そんな背景の中で、また今回も、国保または後期高齢者医療制度、幕別町の住民の健康を守る、安心して医療制度を利用できる、そういったものになっているかどうかということの検証をさせていただきたいというふうに思ったのが今回の質問であります。

一つ目の質問についてでありますけれども、後期高齢者医療制度については、これまで一度も非正規の保険証を発行してきていない、そのことについては評価をさせていただきたいというふうに思ひます。

国保についてであります。これまで資格証明書については、居所不明の人については資格証明書としているけれども、そうでない人については発行していないのだということの答弁がこれまでも続てきたのだと思ひます。今回10件あって、うち2件は居所不明つまり8件は居所不明ではないとご答弁にもあります。丁寧な対応をしていただいているのだというふうに思ひたいのですけれども、そ

ういう条件がある人に対して、8件資格証明書が発行されているわけでありますが、これはもう少し具体的に、どういった経過なのか、何か町の考え方が変わってこういうことになったのか、そのようなことなど、この事情についてお話しさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 資格証明書を交付させていただいている方につきましては、私どものほうとしては毎年機会を捉えて納税相談等、接触の機会を持たせていただいているわけなのですが、それらにも応じていただけない方ということで、やむを得ず資格証明書ということにさせていただいているものであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 応じてもらえないからということでありました。しかしながら、今まではその相談の窓口で、相談に応じれば、町のそういった機会にちゃんと応ずることがあれば、それは資格証明書ではなくて短期保険証を発行するという姿勢だったのだと思うのです。今のご答弁では、ちょっとその辺がまだわかりませんでした。何が今までと違ってきているのですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、基本的には前と方針は変わっておりませんので、この後、前回もそうだったのですが、納税相談に応じていただいた方で納付の確約をとれた方につきましては、資格証明書から短期保険証に切りかえていっているということで、平成23年度の更新のときにも実は10件あったわけなのですが、これが次の年には4件に減っているという実績がありますので、その納税相談の状況によりましては短期証の交付ということを考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 繰り返しになりますけれども、納税相談に応じれば、それは資格証明書ではなくて短期保険証を発行するということの理解でいいのですよね。ということは、どのようにして納税相談をしていくのかということが、もう少し知りたい中身になってきます。役場職員さん、担当者ところで納税の相談に伺っても出向いても、会うような姿勢が見られない、会えない、そういうことなのかどうなのか確かめたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 私どもとしましては、毎回通知をさせていただきまして、ご案内を差し上げたり、また滞納されている方につきましては、夜間の個別の臨戸訪問や何かで接触の機会も持たせていただいております。本年につきましても、先月11月24日から26日にかけては夜間の臨戸訪問、また今月も12月6日から12月8日、休日につきましても、休日の納税相談等を実施して接触を図るよう努めているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） いろいろな役場担当者の方中心に、この納税相談をするということの努力をされているということはわかりましたけれども、そのことについては、この資格証明書というものの性格がもう保険証であって保険証でない、窓口で10割支払わなければだめな性格の中では、やはり受診抑制そのものなのだというふうに思うのですよね。引き続き、努力を強めていただきたいなど。そして、一刻も早く居所不明の方以外の資格証明書の発行、これをやめていただきたいというふうに思います。

そして、短期保険証でありますけれども、315世帯が発行されている、この数も大変多いなというふうに思いました。

この滞納者の方の実態やそれから短期被保険者証の期間、それから窓口でのとめ置きなど、その辺はなく業務を遂行していただいているのかどうなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 短期被保険者証につきましては、今回、327件ということになりますが、ことしが保険証の更新の時期になりますので、この更新の時期には一時的には多くなるというふうな状

況になっております。

それと短期保険証の交付につきましては、本年9月の交付からとめ置きという言葉が適正かどうかわかりませんが、とめ置きをなく、すぐ使えるように、期間が切れ目がないように交付をさせていただいております。

○10番（谷口和弥） 期間を決めないで。

○町民課長（横山義嗣） 期間につきましては、従前同様6カ月間になっています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 切れ目なくやっている、それから6カ月という期間でやっている、これは、では従前のおりということになりますよね。わかりました。これについても納税相談の中で正規の保険証が少しでも一人でも多くの方にちゃんと届けられるような努力も引き続きやっていただきたいというふうに思います。

二つ目の国保の高齢化についてであります。

町長のご答弁にありましたように、国民健康保険制度が構造的な問題を抱えている、まさにそのとおりだというふうに思います。そういう中で、国民健康保険の加入者の方が、ほかの医療保険の方に比べて大きな負担をしていると。ご答弁にあった数字は9.7%でありましたけれども、1人平均の所得に対する割合が9.7%でありましたけれども、もう1割でありますから、保険料で1割でありますから、大変なのだというふうに思いますし、組合健保の比較の中でも約2倍負担が大きいのだと、そういうことの中では生活そのものが大変なのだというふうなことも推察されるわけであります。

それで、先ほども言いましたけれども、北海道国民健康保険広域化等支援方針（第2期）が策定されたわけでありまして、この中で、やっぱり私とっても気になっていることがありまして、保険料の標準化、全国どの自治体でも同一の保険料ということがまず大前提で、そしてその第4章の中で「国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策」という項目の中で、十勝は既に滞納整理機構がありますけれども、さらにそれを広めるということをや、それを設立を援助するということや、保険料の収納率向上、この推進のために、その加入者の人口規模によって目標を設置してということや、それから、そんなことですね。やたら収納率をアップさせるのだ、要するに言いかえれば、ちゃんと払ってもらうことが、滞納によってはちゃんと取り立てるのだということがやたら強調されている、そんなあれでありました。

そしてそんな中で、やっぱり私は国民健康保険制度の都道府県別の単域化、広域化は歓迎できないなというふうに考えている一人であります。

町長のほうからは、3点の広域化を図ることの意義ということでご答弁があったところであります。そして、町としては医療制度の一本化を図るまではということの中で、「都道府県単位の広域化による財政運営に向けた環境整備を進めていただけるよう」という文言であります。そして、この広域化については前向きなようなそんな印象を受けているのですけれども、もう少し、その辺の町長の考えを、広域化についてどうなのかということをはっきり言葉で示していただきたいなというふうに思うわけであります。

そして、この医療制度の一本化を図るまではということはどういうことなのか、もう少し具体的にお答えをいただきたいなというふうに考えています。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国保の広域化については今すぐ、今直近に出た課題ではなくて、相当前から都道府県で実施すべきであると。これは十勝あるいは全道、全国の町村会においても決議されていることでもありますし、いろんな国保の大会なんかではそういう方向で進んでまいりました。したがって、今、知事会もかなりかたくなにこれを拒んでいたわけでもありますけれども、最近になってくると、構造的な問題が解決されれば、市町村と協力しながら都道府県も協力するというようなニュアンスに今変わってきております。

国はもう既に平成28年をめぐりに広域化を進めたいというようなことでもありますので、これから具体

的な中身の課題の整理に当たっていくのだろうというふうに思っております。

もう一つ、私が今申し上げました一本化というのは、これは国全体でいわゆる国保から社会保険から私どもがいろいろ共済だとか、いろんな今の社会保険制度を一本化することが一番望ましいのではないかと、そういった大きな大局的な中での保険のあり方、あるいは保険制度の今後のあり方という中で今申し上げたわけでありまして、そういったことが一本化されれば、どこが何をやるというようなことにはならないわけですから、それらの前段として、国保については、当面、都道府県単位で実施すべきであろうとそういう思いで今進められているのだというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 国保の構造的な問題点をこの広域化によって一定解決できるという、そういう見込みであるということの考えが示されたというふうに、今、ご答弁をお聞きしていたところであります。

私が懸念するこの広域化について申し上げますと、三つ理由がございます。

本来国が制度設計すべきもの、これがその責任を放棄する、そういったことにならないかということであります。

二つ目には、今まで一般会計からの繰り入れを道や自治体はやってきて、保険料の値上げの抑制分を抑えてきた、そういったことなどがありましたけれども、こういった自治体ごとの住民サービスが自治体の判断でできなくなる中で、実質国保の値上げになっていく、そういったことになっていくのではないかということであります。

それから、三つ目には、法定減免を超えた自治体の独自の減免制度や国保税 44 条のその医療費軽減策、そういったものなどの自治体がつくり上げてきたサービスが失われていく、そういったことにならないかということが心配される中身であります。そういったことがこの広域化によって、いや、心配しないでいいよということになるのかどうなのか、とても不安でいるところなのですけれども、町はその点はどのようにお考えになっていますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご懸念ありました特に保険料の関係については、これは都道府県に広域化されたとしても、保険料の賦課ですとか徴収義務というのは市町村が継続して行うというような状況であります。

その中に、今言った減免の措置だとか、そういったものが市町村の権限に含まれるのかどうかは、そこまではまだまだ決められている、あるいは決定になっているものではありませんけれども、私どもはもちろん今までと同じように住民の方々に直接接する場にあるわけですから、当然のことながら納税に当たっては十分な対応を、町としての対応をしていくことは当然であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 町長のお考えはわかりましたけれども、さきの質問にありましたように、やはり資格証明書や短期被保険者証を発行するに当たっても、町の、各自治体の努力があつて、そしていかにしてそれらのことを発行しないように、受給権を守る、受療権を守る、そういったことのサービスをやってこられたわけでありまして、大きくくりの中でそれがそういったことの権限が失われる、そんなことにならないかということについては、やはり大きな懸念を残す、そんな中身ではないかなというふうに思っています。

この指針の第5章の中では、市町村との連携という、そういう項目もございます。市町村と十分な連携を図るということがここでされているところであります。町としての広域化に対して、しっかりとそれらの懸念を指摘していただいて、繰り返しになりますが、私自身は広域化に歓迎できないけれども、そういう流れであるならば、今までの自治体のサービスがちゃんと継続できるような、そういったものになるように努めていただくことが重要でないかというふうに思いますので、その点をよろしく願いしたいなというふうに考えます。

三つ目であります。国保税の減免制度の充実であります。

これもずっとさまざまな機会を通して要求をしてきたところでもあります。先ほど申し上げましたように、今年度、国保税条例改正で、そのときのいただいた説明としては、全体として国保税収入を約3,000万円増ということで賦課額を決めていたと。それから、資産割が、課税区分の中で資産割がなくなったということの中では、これまで資産割が賦課されていなかった低所得者世帯は負担軽減になるケースがあったけれども、資産割が賦課されていなかったところは計算に入らないわけですから、新たに負担増になる、そんなことなどある、これらのことは滞納とかということ、また町民生活を圧迫するようなことになっていないのかどうなのか、その辺のこと伺いたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ことし、平成24年度の決算で繰り上げ充用しなければならないというような結果になったことで、今回25年度に国保税の改正をさせていただきました。実は、既に国は来年度、限度額の引き上げというようなことが既に報道をされております。その後、どう続くのかはちょっとまだわかりませんが、我々は先ほどの広域化もそうですけれども、市町村の国保はもう限界が来て、その最たるものがやはり財政負担、簡単に一般会計から入れれば保険料を上げなくてもいいのではないかと、それだけではやはり済まないのが現実なのだろうというふうに思っております。

したがって、私は、広域化になって知事会が反対していたのは、こんな赤字のまま都道府県によこされたって困ると、これは当然だと思います。そういった中で、新たな国の財源負担なり、あるいは都道府県に対してどのような財源措置が講じられるのかわかりませんが、やはり根本的には、国が財政でこ入れをしなければ、なかなか国保はこれ以上よくなっていかないのかな、財政は好転していかないのかなと。もちろん景気浮揚だとか農業所得がぐっと伸びたから、急激に国保が伸びたということがあり得るのかもしれませんが、ある意味ではやはり国の根本的な財政でこ入れが必要ではなかろうかというふうに思っています。私どもにとっても本当に住民の皆さんに負担を強いるというのは大変つらい思いはあるわけですが、先ほど申し上げましたように、今、資産割の見直し等も含めながら、前回、今年度、改定をさせていただきました。今後引き続き、国保の安定的な財政運営をしていくためにはどんなことが必要になるのかということはまだまだある、課題はあると思いますけれども、何とか住民の皆さんの多くの負担にならないように、最大限努力をしていきたいというふうに思っております。

○10番（谷口和弥） 低所得者の保険税値上げのことについてはどうですか。実質値上げになったところは。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 資産割をなくしたことによる影響ということなのでしょう。低所得者の方で、持ち家、土地ですか、家屋を持っている方については資産割がなくなったことによって負担は軽減されておりますが、もともと持ち家等のない方につきましては若干負担がふえているというふうには思っております。ただいま手元に数字がないものですから、何名の方ですとか何パーセントということは今お答えすることはできませんので。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） ご答弁の中で国保税条例第29条第2項にそのことが紹介されているところであります。災害等といった事由の中で減免制度をつくりますよということでありました。これまでも何回か同じことの繰り返しになりますけれども、もう経年的にもう低所得者で、そして払えない、そういった人に対して今の減免制度だけでは不十分だなというのが私の考えであります。

国保会計についてのときも、同じ会派の議員からこれまでも指摘がありましたけれども、国保特別会計において平成24年度は2,563万円の負の決算額を計上、平成23年には1,354万円、こういうふうにもう取れないと、もう回収、徴収することは諦めるということを最終的にするのであれば、最初からこういった人々にはその分はもう減額して請求する、そういったことなどは検討すべきなのではないかなというふうに思っておりますけれども、そういった数字の視点から減免制度についての新

たな拡充ということはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 不納欠損はこれはまた課税された後の徴収結果の中に出てくるものですから、最初からこのぐらいの不納欠損が出るなら、その分最初からかけなければいいのではないかということには、私はやっぱりつながらないのだろうというふうに思っております。あくまでも、法に基づくルールの中で賦課される、課税される、その結果残念ながら不納欠損となってしまう場合は出てくるかもしれませんが、最初からそれを見越してというようなことには私はあり得ないのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 町長のご答弁は理解はいたしましたけれども、引き続き低所得者に対してのさらなる減免制度については、私どももさまざまな調査をしながらこれからも提言していきたいというふうに考えるところであります。

後期高齢者医療制度のほうに行きたいと思えます。

4番目、健診の受診状況と受診率向上に向けた取り組みであります。平成23年度には26名だったものが24年度には217名となり、今年度は250名程度を見込めるという状況だということの報告であったというふうに、26名増のですか。読み間違いでありました。失礼しました。わかりました。少しづつふえているということは間違いはないということですね。このことは評価させていただきたいというふうに思います。

それで、この最終的な250名ということの数字でいえば、約3,800の後期高齢者の加入者数でありますから、8%ぐらいの数字が今年度は出てくるのかなということになるわけであります。

今年度11月の後期高齢者連合議会北海道議会の中で、広域連合のほうからは、これまでの健診にかかわって把握した実像や課題などを踏まえて、後期高齢者健康診査の手引きというのを作成して各自自治体にそれは届けられた、配付されたということが明らかになっているところであります。

この手引きでありますけれども、後期高齢者健診の考え方や取り組みの事例紹介など、自治体の取り組みを応援する観点でまとめられていて、とても注目すべきものであるということの評価を耳にしているところであります。

受診率が低い39市町村にかかわる現状と背景から、低い原因と言われる要因を14に分類して、さらにその要因を類似した5個の要因群にまとめているというそんな中身であったというふうに紹介がされています。8%という数字でありますけれども、この資料を見ますと、まだまだ少ない自治体もあるのですけれども、まだ幕別はその真ん中に、もう少しで到達する、あるいは後なのかなということかなというふうに思いました。この39市町村の中に入っているのかどうなのかということをお尋ねしたいというふうに思っています。今回のアンケートの調査の対象となった。

そして、この紹介された中では、例えば人口の規模の大きいところは比較的受診率がやっぱり少ない傾向にあるのですけれども、苫小牧市では22%の健診率など具体的な取り組みなど紹介があったところであります。この手引きをひもといてみて、幕別町の取り組みに参考になる点があったと思うのですけれども、どういった点があったかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず、1点目ですが、39市町村には入っておりません。

それから、2点目ですが、私たちもこれが出て、ちょうどいい機会です。厚生局のほうから指導というか、入っていただいたのですが、後期高齢者の考え方の中は読んでいただいているかと思えますけれども、この健診自体は、法的位置づけとしては努力義務ということで全国の自治体の中では実施していない自治体もあるほどです。ですが、私たちのところでは、年齢の区切りでそういう必要はないと思って、ずっと健診という形で取り組みをさせていただいております。

ただし、一定年齢の要件から考えると、この後期高齢者健診というのは、ベースが特定健診ですから、メタボリックシンドロームにかかわる、それを早期に予防し、保健指導に重点を置いた健診とい

うのがこの健診の位置づけです。

私どもとしては、年齢で切る必要はないと思っておりますので、何歳でもこのメタボリックシンドロームの予防、指導が必要な方についてはぜひ受けていただきたい健診として位置づけておりますが、町長の答弁にもありましたとおり、75歳を過ぎると定期的に通院している、つまり高血圧がありますとか、糖尿病がある等々の疾病をお持ちになって、主治医の管理のもとに健康管理をしているという方もいらっしゃいます。この方たちに関しては、健診というよりは介護予防だと考えておまして、方向としては、もちろん健診が必要な方は健診を受けていただくような方策をとっておりますが、この介護予防にも力を入れながら、この方たちに、75歳以上の方については、特にアプローチを強めています。

医療にかかっていない方たちに対してのアプローチは、答弁にもありますとおり、また来年度以降については、新規の方たち、本当に必要な方たちでまだこのことが目に触れていない方たち全員に、何とかアプローチできる方法等も考えていきたいと、今、担当で検討しているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） たくさんの施策を考えているぞという、そういう決意が聞こえてきたのかなというふうに思いますが、やはりいろいろな考え方はある中でも、一人一人の町民がいかなる年齢層であれ自分の健康についてちゃんと意識を持って、そして定期的に、あるいはふだんの受診の中であるいはこういった健診の中でちゃんと健康管理をする、そういったことが全員が行われるような、そういう仕組みが必要なのだというふうに思います。

これまでは、特定健診とリンクさせて受診者をふやすということなどの答弁もいただいていたところでありましたけれども、これもやはりとても重要なことなのだというふうに思います。そして、受診率がやっぱり町に対しては上げていっていただく、その努力もしていただきたいというふうに思います。

この資料によれば上位10位の自治体を見ますと、一番多いのは40%を超えていて、10位まででまだ30%を超えている、そういう到達線ですので、繰り返しになりますけれども、さまざまないろいろな努力はされてきているのだというふうに思いますが、さらに頑張りたいというのが正直な気持ちであります。

後期高齢者医療制度の（5）番目になります。特定軽減措置が縮小された場合の影響についてということでもありますけれども、本当に驚く数字が紹介されてきたなというふうに、答弁であったなというふうに思いました。被保険者3,797人、そして9割軽減、8.5割軽減、被扶養者の9割軽減、それぞれ該当する方の合計をすると約1,900人になるわけでありまして。そうすると加入者全体の約5割という方々が、この軽減制度がなくなれば影響を受けるのだということになる。9割軽減の方については年額で9,542円、8.5割軽減の方は年額で7,156円、被扶養者の9割軽減の方、2割軽減までいろいろとランクはありますけれども、一番多い方では年額4万2,939円、もう大変な数字がかかってくるのだということが、この町の中であるのだということがわかってきた。

6番目にもリンクしてまいりますけれども、やっぱりこの特定軽減措置はこれからも継続していく、縮小・廃止、そのことについては断固ストップさせる、そのことを国や道にしっかりと働きかけていただきたい。

道議会においても12月6日の予算特別委員会の中で、共産党の議員からでありますけれども、このことについて質問しておまして、道は国に対して、そのことを求めるということの答弁がありました。

町長のご答弁にもありましたように、町村会を通して、やはりしっかりと働きかけていかないと本当に幕別町民が大変なことになるというふうに思っています。こういった数字が出たわけですが、町長のこの数字に対する考えといいますか、思いをちょっと聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最後の質問にもありましたけれども、後期高齢者医療制度自体が本来どうなのかというところから進んでいくのが、我々としては根幹になると思っていますけれども、今お話ありましたように、こうした大きな数字が住民の皆さんの負担になるということは大変なことだなという思いは強くしております。

ご案内のように中橋議員さんが広域の議員さんということで、ご質問されたという話も伺っております。何とかそういったことを、その場では当然多くの町村長も話を聞いているわけでありますから、今後、町村会内あたりでどういうふうな話題となって出てくるか、我々も注視しながら、その一員として行動をとっていきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 後期高齢者医療制度も構造的に問題というのがたくさんあるのだということでありましたけれども、やはりそのとおりなのだというふうに思います。7番目の質問にかかわってきますけれども、今まで一般の医療制度の中にあつたものを75歳という区分でもって別な保険にして、当初は診療の中身まで区分する、同一のものにさせない、そんな制度でスタートしたものが、ちょっとずつ制度のことで改善あつたけれども、繰り返しになりますけれども、もう改正のたびに値上げになる、そしてこの料金設定の仕方が均等割と所得割の二つだということでありますけれども、当初は、それぞれの比率が50対50だったのですけれども、今、24年、25年は均等割が52.5対47.5、26年度の試算は55対45と、均等割のほうがだんだんと割合が高くなっていく、要するに収入が少ないものだから、そこからもう何とか取るしかないという、そういう、もう社会保障としてはあるまじき姿になってきているわけであります。

75歳で区分するということが、そういう結果をますます顕著にするのだというふうに思うわけであります。従来の保険制度に戻す、このことが全体を薄めていく、平等になるということになっていくと思うのですけれども、と私は考えるのですけれども、その辺、町長の考えをお聞かせいただけませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 後期高齢者医療制度が発足して、その後、民主党政権ができたときには、あれはそれこそ公約の中でこの制度はなくなるのだというようなことを言っていたものが、結果的には残りました。そして、そのうち、名前が悪いから名前を変えて、寿何だかにしてはどうかというようなことも出ました。しかし、それがだんだん薄れていって、今になってくると答弁書にあるように、何かこう定着してきたみたいな感じが出てきているということで、我々町村会では、安定したやっぱり医療制度をつくるということはいつも申し上げていることでありまして、このいいか悪いか、やめるべきかどうかの判断までは我々は今は求めてはおりませんけれども、やはり住民の皆さんにとって、安定した医療を少ない負担の中で受けられることが何よりも望ましいことだというふうに思っておりますので、そういう思いはこれからも持っていきながら、町村会の中で活動していきたいというふうに思います。

○10番（谷口和弥） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

12:59 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問いたします。

「子ども・子育て支援体制」新制度の対応について。

2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格的に実施されます。新制度では、保育所入所の申し込みの前に市町村による保育の必要性と必要量の認定を受けることになります。現在、保育所に入所していても、新制度になれば全ての子供が介護保険と同じように認定を受けなければなりません。

保育の認定や必要量（時間）の基準はこれから国が政令省で定めることになっていますが、保護者の就労が基本と言われており、子供にとって必要な保育が受けられなくなるおそれがあります。子供の生活・発達保障という視点を欠いた機械的な保育時間の設定は、子供の権利を侵害するものです。

障がいのある子供への対応や農業や自営業者の保護者、求職中の保護者の認定をどうするのかも明らかにされていません。保護者の就労のみを認定の基本にするのではなく、子供の権利保障、発達保障の立場から、子供に必要な保育時間の検討が必要です。

新制度では、安全性を第一に考えるのではなく、保育所以外の施設、事業も公費支出の対象となり、多様な基準のもとで運営され、子供の保育に格差が持ち込まれることになります。

子供本位の保育、子育て支援をしていくために、市町村の保育実施義務を堅持していかなければなりません。

以下、次の点について伺います。

①保育を必要とする全ての子供に責任を負うため、町の保育実施義務を後退させないこと。

②保育必要量の認定について。

一つ、保育時間は全ての保育を必要とする子供に共通の保育時間を保障するため、原則8時間とすること。

一つ、障がい児の保育所保育と通園施設の併用も可能となるように基準を定めること。

一つ、認定を受けていても保育所を利用できないということのないように、認定を受けた全ての子供に保育の保障を。

③町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定について。

一つ、適切な待機児の解消、保育環境の向上、保護者が参画できる保障など、幼稚園・保育所・小学校の連携などを柱にした事業計画に。

一つ、策定の会議は全て公開とし、公聴会の開催やパブリックコメント、各種関係団体との懇談など行い、重要な案件については、行政の責任で説明会を行うこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「子ども・子育て支援新制度の対応について」であります。

この制度につきましても、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「関係法律の整備等に関する法律」で構成されている「子ども・子育て関連3法」に基づくものであります。

現在、国では、平成27年4月から本格実施となる新制度について、「子ども・子育て会議」において具体的な運営方針等に関する検討が行われているところであります。

この新制度の主なポイントは、一つ目として現行の認定こども園制度の改善、二つ目として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付の実施、三つ目として小規模保育等への地域型保育給付の実施、四つ目として子育て支援事業などの地域の子ども・子育て支援の充実等を図ることであり、事業の推進につきましては、市町村が実施主体となり国・都道府県が重層的に支えるというフレームで実施していくことといたしております。

また、これまでそれぞれの省においてばらばらに行われていた保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の許認可、指導監督や財政措置が、基本的に内閣府に一本化されるなど子育てに関する総合的な施策として展開されるものであり、今後、制度の具体的な運営方針等が示されますことから、本町と

いたしましても、円滑に新制度へ移行できるよう準備を進めているところであります。

ご質問の1点目、「町の保育実施義務について」であります。

保育の実施につきましては、児童福祉法第24条において、市町村に実施義務が課せられておりますが、新制度におきましても同様であり、後退はないものと考えております。

ご質問の2点目、「保育必要量の認定について」であります。

初めに、「保育時間は、原則8時間とすることについて」であります。

国における調査では、認可保育所利用者のうち、両親ともに常勤で働いている場合の1日の保育所利用時間は、9時間から10時間利用が63%と最も多く、8時間の利用を含めると、約87%の方が利用していることから、現在、国においては保育時間を原則8時間とし、保育所の開所時間については、11時間をベースに検討されていると承知いたしております。

本町における現行の保育時間につきましては、原則11時間の保育時間を確保しておりますことから、新制度移行後につきましても、利用者が不利益とならないよう、利用者の意向等を確認し保育時間等を設定してまいりたいと考えております。

次に、「障がい児の保育と通園施設の併用も可能となるように基準を定めることについて」であります。

新制度における障がい児など特別な支援が必要な子供への対応につきましては、国では新制度の基本方針として、「障がい児など特別な支援を必要とする子供が円滑に教育・保育等を利用できるよう、市町村事業計画等に基づき、利用希望・利用状況等を把握した上で、保育所等で必要な教育・保育の提供体制を確保する」こととされており、また、「保育所等と関係機関の連携を図る」よう求められているところであります。

本町における障がい児等の支援を要する子供の受け入れにつきましては、現状におきましても、保護者の意向等を把握し、保育所で受け入れ実施しているとともに、町発達支援センターと連携した上で、療育等に関しても保育所で実施できる範囲において対応しているところであります。

また、保育所以外の通園施設等療育機関との連携につきましても、その障がい児等のケースに応じ、関係する機関と連携を図りながら保育を実施いたしているところでありますので、新制度移行後につきましても、これまでと同様に対応できるよう、町の子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけてまいりたいと考えております。

次に、「認定を受けた全ての子供に保育の保障を」についてであります。

現行の保育の実施基準につきましては、児童福祉法施行令第27条により、「保育に欠ける」6要件が示されており、この保育に欠ける児童について、保育を実施するとされています。本町におきましては、国からの各種運営通知等を踏まえた上で、国が示している6要件を拡大し7つの要件を条例で定めて、国の基準より幅広く保育に欠ける児童を受け入れて保育を実施しているところであります。

新制度につきましては、この「保育に欠ける」要件から「保育を必要とする」要件へと変更され、その詳細な要件については、現在、国の子ども・子育て会議において検討されておりますが、会議で示された検討資料等によりますと、現在、本町で実施している要件を包含し、さらに拡大される方向で検討がなされている状況から、それらの新たに示される要件について、今後、本町の子ども・子育て会議において検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町の『子ども・子育て支援事業計画』の策定について」であります。

初めに、「待機児童解消など、幼稚園・保育所・小学校の連携などを柱にした事業計画について」であります。

本町における新制度に対する対応等ではありますが、市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされております。

この計画を策定するに当たり、同法第77条に規定しております合議制の機関を設置し、検討することと定められておりますことから、本年、第2回定例会において、本町の子ども・子育て会議の位置づけを、次世代育成支援対策地域協議会とすべく、協議会条例を一部改正し、本協議会において「子

ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、その協議体制を整えたところであります。

本協議会につきましては、10月に1回目の会議を行い、現在、新制度に向けた保育等の実施意向等について、アンケート調査を実施する方向でその内容等について協議を行っているところであります。

今後につきましては、国における子ども・子育て会議での審議内容等を踏まえ、適宜、会議を開催する予定であります。このたび策定される計画につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園並びにその他子育て支援事業、さらには、学齢期における子育て支援対策につきましても計画に反映されるものであります。

本計画は、本町の子育て期における総合的な計画でありますことから、関係する機関との連携のあり方等についても十分協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、「会議は全て公開とし、公聴会の開催やパブリックコメント、各種関係団体との懇談などを行うとともに説明会を行うことについて」であります。

本協議会における会議の開催につきましては、国の審議内容等の進捗状況に応じて適宜実施していく予定であります。会議につきましては、これまで同様に今後も公開を継続していく考えであります。

また、会議録の速やかな公開に努めるとともに、会議の日程や審議案件などについて、事前に町のホームページに掲載し、住民の皆さんが会議の傍聴をしやすくなるように努めてまいりたいと考えております。

次に、計画に対するパブリックコメントについてであります。計画素案ができ次第、速やかに実施し、広く住民の皆さんからのご意見等をいただき、最終案の策定に際し反映させていただきたいと考えております。

各種関係団体との懇談や町民への説明会の開催につきましては、計画策定の進捗状況に応じて検討してまいりたいと思います。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ①番ですが、保育を必要とする全ての子供に町の保育実施義務を後退させないこと、ここなのですが、公的保育所、言うまでもないのですが、地域の保育水準を規定する、これは職員の配置基準ですとか、保育士の経験年数による専門性ですとか、それから保育士の賃金、労働条件などの水準、このことをきちっと守っていく、そしてこれが地域の保育の水準を高めていく、そういうことになっていくと思います。

また、子供の育ちですとか、子育てを支援する地域の中核施設になる、そういうことです。そして、これは保育所の施設などは税で整備されたものですから、住民全体の財産であり、地域生活を支える社会的基盤でもあると思うのです。

これはここで話すまでもないと思うのですが、その中で新制度がどのように変わっていくかということなのですが、児童福祉法の2条の1項は、これは子育て支援制度、これがつくられていく中で、住民とか保護者の中から児童福祉法の第1項を残すということの声が大きくなりまして、これは残されたのですが、一方では、第24条の2項では、市町村が直接責任を負わない多様な保育事業が位置づけられて、自治体の保育実施義務を空洞化させる方向性、そういうものも盛り込まれているのです。ですから、そこをしっかりと踏まえていかないと、地域の子育て、子供たちを守っていかれない、そういう方向になる危険性もあるということです。

それで、この新制度の政府の大きな狙いは、企業の参入ができる、拡大されていくということになっていきます。そして、これは財界が求め続けてきたのは、保育にかかわる税金、補助金を株主の配当や他の事業への流用を可能にする、そういう使途制限の撤廃や、企業が保育事業への参入も撤退も自由のできる仕組み、こういう方向に制度そのものを変えられていく危険性があるという、そういう中身も含めているこの今回の新制度であると私は認識しております。

ですから、町の実施義務を後退させない、これは非常に大事なことだと思うのですが、今、町長の

お答えでは、それを後退させることはないということなので、そこを踏まえまして、しっかりと地域の子供たちを守っていく、そういう体制をこれからも新制度になってもきちっと守っていくことが一番の基本的な問題になると思っております。

それで、そこでもまだ新制度の問題といたしまして、保育の内容に格差が生じてくるということなのです。認定保育所ですとか、こども園ですとか、それからいろいろな保育の施設の内容なども変更されてきますから、そうなりますと、施設の基準ですとか保育士の労働条件ですとか、そういうところも変わってきます。そうしますと、また保育士の非正規化も進めていきますし、保育で施設ができてきあがって、その保育の内容を進めていくには、人件費が約7割から8割占めると言われております。そういう中で企業が参入しますと、人件費や何かが削られてくる可能性もありまして、そういう中では保育士の労働条件も引き下げられる、そういう可能性もあります。

そしてもう一つは、保育に格差が生じるということになると思うのですが、民間の保育所や何かになりますと、そこに例えばピアノを教えますよとか、保育所以外にお勉強もその中に導入していきまよ、そうしますとそのほかに保育料もそれに加算されますよというふうになりますと、保育の格差も生じる、そういう問題点もありますので、それは十分に踏まえながらの、これからの支援制度に対応する町の姿勢というのをしっかりと守っていただきたいと思います、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたように、今、町が実施している保育業務等、いわゆる子育て支援等について、決して後退にならないようにと、そのことは変わる、我々も当然だというふうに思っています。ただ、企業等が保育所経営、運営に参加するとか、そのことによって施設の基準が変わったり、保育士の採用条件なり、あるいは面積なり、あるいは保育の内容が変わってくるかどうか、この辺は恐らくこれから後の問題として出てくるのだろうというふうに思います。

ただ当面、今、国が進めている一番大きな問題は、何としても待機児童を解消したい。そのためには民間の力もかりながら、いろんな施設整備を進めていく。そこと保育内容と、どういうふうに矛盾が出てくるのかというあたりが、野原議員が言われるような保育格差というような言葉になってくるのかなというふうに思いますけれども、国は国の基準はできたとしても、私どもは今まで以上に後退しないような保育の内容であり、保育施設の運営をしていくことが求められていくのだなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） この新制度は、待機児童を解消していくということが大きな狙いになっていると思うのですが、幕別町は待機児童といいますが、昨日の東口議員の質問にありましたように、未満児の子供たちが待機児童に、年度途中からということなので、そこは大きな町と地方の自治体との違いはあると思いますが、待機児童には変わりはないと思いますので、その点についてはまた後ほど質問をさせていただきたいと思っております。

次に、保育の必要量の認定ということなのですが、今、国のこの新制度の中では、保育の必要量ということでは8時間をめどにしているということで、パートとかそういう人たちは6時間をめどに認定をしていくということですよ。これは今までは認定制度というのはありませんから、今、通っている子供も、これから保育所に希望する子供も、全部認定をしていかなければならないということで、それは今違うところで介護保険と同じように認定していくということなのです。ですから、そういう中で、これは国が目安として8時間、6時間と決めているということなのですが、今の町長のお答えでは、この幕別町では11時間をベースにして検討されているということですので、ここはしっかりと要望に応じて、ここ守っていくそのことが大事なかなと思いますので、ぜひその必要量の認定というのは、これからアンケートなどもとっていくと思っておりますけれども、そういう中で守っていただきたいと思いますというふうに思っております。

また、障がい児の子の保育の件なのですが、今、町としては、希望のある障がい児は受け入

れをしております。今後もしていくということだったのですが、今度は認定基準を決めていかなければなりません。ですから、そういう認定基準の中に障がいのある子供たちも、親が就労していなくてもその子に保育の必要性がある場合には、しっかりと認定基準に入れていくということが大事だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私自身は、障がい児の保育というのが今後非常に大きな課題になってくるのではなかろうかと、昨日のご質問にもお答えしましたように、障がい児1人が入所することによってそれに対応しなければならない保育士も当然必要になってきますし、これがその後ずっと続くのか、1年で2年で終わるのかというようなこともあるし、かつては児童相談所がその子供たちの本当に進む道、どこがいいかというようなことを判定して、保育所に行ったほうがいいのか、あるいはこういう施設に行ったらいいのではないかと、訓練施設に行ったらいいのではないかとというようなことがあったのですが、今は親御さんもうどうでも健常児と一緒にいるほうがいいのだから、まずは保育所へといったときに、その窓口となる保育所の、現場にいる保育士たちが大変苦労するのが現実であります。

特に、これ国がそれでは財政負担してくれるのかとあって、全く財政負担はしてくれないわけですから、これ障がい児がふえればふえるだけ、保育士がふえた分だけ町の財政に負担がかかってくる、こういったことがこの後どこまでどんな形で続くのか、この辺が我々も一番注目をしているところだし、何らかの方策がないものかというふうに思っておりますけれども、保育時間のことも含めて、やはり子供を中心にこれ考えなければ、どうにもならないわけですから、障がい児の子供が保育所に入ることがよいとすれば、それに我々も努力していかなければならないわけですが、現実には大変多くの課題はあるのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） この認定というところがこれ大きなネックになってくると思うのですよね。その認定をされると、その保育料の一部を公費で負担をしていただくということになりまして、認定されなければ、保育所にも入所もできなくなると思うのですけれども、そういう障がいのある子供たちも認定することによりまして、その保育所に入る条件がネックになってきますよね。

そういう点では、今、町長言われましたように、確かに経費がかかる、それからどのような状況になるか先行きが不透明ということもおっしゃられましたけれども、子供たちがしっかりそこで育っていくということでは、保育所に入所できるということは、子供の育ちが集団の中で保障されていくということだと思っております。ですからこれは、将来のことを考えますと、財政的なことはもちろん心配されるのでしようけれども、それにかえられないものがあると思うのですね。ですから、保育所で保育することと療育することと並行して保育を受けられる、そういう姿勢が大事だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどからお話ありますその認定という言葉なのですけれども、これは担当のほうに聞きますとまだ具体的にどうというものは、基準みたいなものはまだできていない、これからそれこそ検討して新たな制度ができるわけですが、例えばその子供が保育所がいいのか幼稚園がいいのかとか、いろんなことを認定という言葉であらわして、その結果、あなたは幼稚園がいいのではないですかとか、あるいは保育がいいのではないかと、あるいは未満児からの、ゼロ歳児からの保育がどうだとか、そういったことがこれから具体的な要件があつて認定という言葉につながっていくのだろうと思っておりますので、今の段階で障がい者だからどこまでが保育所で認定するかということまではまだ具体的なものはないのですけれども、それらも当然、これから国の審議の中から助成のアンケートですとか、あるいは事情聴取なんかもあるのかもしれませんが、そういったことを踏まえながら町としては対応していかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番(野原恵子) なぜこういう質問をするかといいますと、障がいを持っている子供さんの保護者から、もしこういう制度に移行した場合に認定を受けられなければ保育所に入所できないのではないかと、その認定基準を市町村でこれから具体的に定めていくと思うのですけれども、その中にきちっと位置づけを今から意見を上げておくことがその認定基準の中に盛り込まれていくのではないかと、そういう不安の中でこういう声が出されているわけですね。ですから、これから基準を定めていくということであれば、そこもぜひ考えていただきたいというふうに思っております。その点はいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) こども課長。

○こども課長(山岸伸雄) 今、ご質問の認定の件でございますが、今、町長答弁なさいましたとおり、本町としましては、障がい児の認定という部分においては、今後とも今と変わらないような形でやっていきたいというふうに思います。

それで、認定におけるその認定基準の考え方というのが三つほどございまして、まず、認定事由をどうするかということ、認定事由、理由ですね。それと、認定区分、これは長時間の保育を必要とするか、短時間なものか、それと優先利用の区分ということで、優先利用をどうするかという三つの認定に関する基準の考え方というのが、今、示されています。

その中で、障がい保育につきましては、優先利用の考え方ということで、障がい者においては、これ保護者の意向というのはこれ必ず必要になってきますけれども、保護者の意向に沿って、優先的に保育並びに幼稚園、または認定こども園等に入所していただくよう市町村は努力しなければならないということになっておりますので、そういうことから見ましても、現状の私どもの行っている保育における障がい者の受け入れということについては、全く変わらないのかなというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 野原議員。

○16番(野原恵子) 次、認定を受けていても保育所を利用できないことがないように、認定を受けた全ての子供の保育の保障、これが待機児の問題になってくると思うのですけれども、認定を受けても実際に入所できないということになりますと、やはり働く保護者ですから、働く場が保障されないということもあるのですけれども、この新制度というのは、社会保障制度改革と一体になりまして医療や介護、年金、こういうことと一緒に公的保育制度もこの中に含まれまして、財源は消費税が10%になったときに一体に進められる、私たちは消費税増税を認めるものではないのですけれども、国がもし10%をスタートしたときに、この新子ども制度も新システムの子ども支援制度もスタートするということですね。

ですから、実際にそういうものができ上がってから、こういうことを盛り込んでほしいと言ってももう既に遅いと思いますので、そういう意味で質問させていただいているのですけれども、実際にスタートしたときに、消費税は10%になって増税、それは消費者が負担するということになりますよね。そうなったときに、認定されても子供が保育所に入れられないというふうになりますと税金は納めても利用できない、こういうふうになりますと、行政の信頼が損なわれてしまうと思うのです。ですから、待機児は、何らかの対策を立てて待機児は出さないということが、今まで以上に求められると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) こども課長。

○こども課長(山岸伸雄) 新制度につきましては待機児童の関係でございますけれども、待機児童対策につきましては、これまで同様、なるべく発生しないように市町村は努力しなければならないということなのですけれども、新制度においては、三つの子供、幼児期における保育等に対する施設が用意されます。一つは保育所でございます。もう一つは幼稚園、そして認定こども園という三つの幼少期における保育というのが実施されますことから、それら三つの施設を有効的に活用して、なるべく待機児童が発生しないように市町村はその調整に当たっていかなければならないということとなっております。

このことから、本町としましては、これから札内南保育所、これ民営化になりましたが、それらの受け入れのキャパの拡大等も行われますことから、今後、総定員と保育需要量、需要と供給の関係をどう計画の中に盛り込んでいくかということが大変大きな部分というふうに思いますので、待機児童が発生しないようなキャパをどう確保するかということを中心に、いろんな面で議論してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そうしますと、今、新制度では、認可保育所以外に 24 条の 2 項に該当する認定こども園とか地域型保育ですとか、そういうところが盛り込まれておりますよね。町もそういう方向を考えているということなんでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今、課長が申し上げましたのは、札内南保育園につきましては、これは面積はある程度ゆとりを持ちながら建設に向けて進めております。

児童の受け入れにつきましては、このキャパということにつきましては、一人当たりの児童がこれぐらいの面積が必要だというような基準がありますので、十分ある程度大きな面積で南保育園は建設計画していますので、子供をある程度多く受け入れられるという容量がまずあるということです。

それと、保育士の確保も非常に大事な問題ですから、そういうまず受け入れの施設がちゃんと整備すること、それと実際に保育をする保育士をしっかり確保していく、そういうようなことに努めることによりまして、この待機児童の解消は町としてもこれ取り組んでいくと、そういう意味であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そういう姿勢で臨むというお答えだったのですが、そういう中で施設は確保できるということでしたよね。そうすると、保育士の確保の問題になると思うのですが、この保育士の確保ということでは、正規職員であっても普通の専門職から比べますと保育士の賃金は低いのです。正規雇用でも低いのです、ほかの保健師さんですとか看護師さんですとか、そういうところから比べても正規の保育士というのは低く、平均では低いという、幕別町は違いますか。それは安心しました。

そうしますとね、正規雇用でしたらいいのですけれども、また、臨時職員ですと、また東口議員の蒸し返しになると思うのですけれども、そこの改善をしっかりしていかなければ、やはり保育士は確保できないと思いますので、その点もこの新制度の中で検討していく一つの課題でもあると思いますので、ぜひ検討の中に入れていただきたいと思いますというふうに思います。

次、事業計画なのですが、この事業計画というのは、これから国の指針に基づいて進められていく、そういうことだと思うのですが、この新制度というのは皆保険制度に準じて行われていくということもあるのですけれども、これは国の示す施設基準ですとか、そういうものがこれから明らかになると思うのです。けれども、介護保険とは違うところがありまして、国の基準そのもので進められていくことではなくて、市町村の裁量というのですか、そこが非常に大きなものがありますので、今、前段で質問いたしました今までの基準を引き下げていくということにはならないというお答えでしたので、そこはしっかりと守っていただきたいと思いますというふうに思っております。

そういう中で、ことしの 8 月 1 日から幕別町次世代育成支援対策地域協議会、ここで 12 から 15 人に委員というのですか、多くなっております。そして、そういう中で、事業計画の策定に対して意見を述べていただくということだったのですが、この制度は非常にいろんな事項がまだ決められていない、順次決められていくという中で策定作業になると思うのです。ですから、そういうこともしっかりと委員にお示ししていかないと、さあ会議に来ました、資料は見ました、でも内容がわからない、こういう状況では、せっかくつくられても町民の声が反映されないと思うのです。ですから、そういうときには事業の内容をわかりやすく説明するとか、事前に資料を配付するとか、そういう手だてが必要と思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今回の協議に当たりまして、本町といたしましては、次世代育成支援対策地域協議会をもって、子ども・子育て計画をつくるということになっております。

この第1回目の会議のときでございますけれども、まず今回の策定が求められている子ども・子育て支援制度に対する全体的な事業の内容についてご説明を行いました。

また、会議を開催する際には、事前に会議資料の送付をいたしまして、それらについても目を通していただくということで、なるべく円滑に、かつ間違いのないような計画をつくっていきたいということ而努力しているところでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それは、事前に資料は配付しているということですね。わかりました。

また、この協議会では、資料を配付しているということで安心はしているのですが、ちょっとずれますけれども、いろんな審議会の中で、そこに参加しても事前に資料を配付されないと、そのとき見ただけではなかなか意見も出せないという声も一方であります。ですから、この協議会では資料を事前に配付されているということだったのですけれども、ほかの審議会ですとか委員会ですとか、そういうときにもやっぱり資料を事前に配付するという、ちょっとここ質問にはないのですが、そういう配慮も必要ではないかなというふうに思っております。

それから、各団体との懇談や町民への説明会の開催については、これから検討してまいりたいということだったのですけれども、この15人の審議会の委員の中だけでしっかりと意見を上げて言っただく、それは十分されると思うのですが、やはりこういう子ども・子育てに関係するほかの町民にもしっかりと情報をお知らせいたして、意見を上げていくということをしていくことによって、よりよい子供を育てていくそういう環境が整備されると思うのです。ですから、そういうこともぜひこれから実施していただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） この件につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、私どもとしましては町民の意見を、より多くの町民の意見を聴取すべくパブリックコメントの実施、そして、また説明会につきましても開催する方向で検討しております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 新制度になってもしっかりと地域の子供たちを守るために私たちも力を尽くしていきたいと思っております。

国の制度がこういうふうに変ったからといたしまして、町のその事業が後退することないように求めまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩いたします。

13:42 休憩

13:55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○2番（寺林俊幸） 通告に従いまして、次の質問をさせていただきます。

少子高齢化が急速に進む上でのまちづくりについてであります。

幕別町を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の急速な進行、農業政策の変革など、今後10年で大きく変化することが見込まれており、町民の暮らしや地域経済などさまざまな影響を与えることが予測される。

こうした状況の中で、どこに町民は魅力を感じられるまちづくりができるか、さらに将来を担う子供たちの未来を創造していくには、幕別町が持つ強みを生かすとともに、時代の潮流を的確に捉えながら選択肢を広く持ち、まちづくりを進めていくことが重要と考え、以下の点について伺います。

1、少子高齢化が進む中で、幕別市街、忠類市街においての定住促進住宅建設費補助金制度の終了後の町の総人口維持に対する施策について伺います。

2、国内外から注目される北海道、その中で幕別町としては、上尾市、開成町、中土佐町など多くの事業を通じ町のアピールに努めているが、今後の魅力発信戦略について考えを伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「少子高齢社会のまちづくりについて」であります。

我が国は、少子化の進行と長寿化が相まって、これまで諸外国で経験したことのない超高齢社会を迎えております。

総務省統計局は、昨年11月に「2011年、平成23年が、人口が継続して減少する社会の始まりの年、いわゆる『人口減少社会』の元年と言えそう」と発表いたしました。

また、本年3月には、国立社会保障・人口問題研究所が、「2040年には、日本の全ての都道府県で2010年の人口を下回る」ことなどを内容とした「地域別将来推計人口」を公表いたしました。

2010年から30年後の2040年には、北海道の人口は419万人となり2010年に比べ約132万人、23.9%減少し、道内の全ての市町村が減少し、高齢化率も40.7%に達するとされております。

この中では、2040年の幕別町の人口は2万2,052人で、2010年に比べ4,485人、16.9%減少するとともに、高齢化率も41.9%に達すると推計されております。

少子高齢化の急速な進展は、労働力不足と労働力の高齢化をもたらし、社会保障給付と負担の増大を招くとともに、地域コミュニティの脆弱性を高めるなど、経済、社会に深刻な影響を与える大きな問題であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「定住促進住宅建設費補助金制度終了後の町の総人口維持に対する施策について」であります。

平成22年に実施された国勢調査において、幕別町の人口は5年前に比べ、326人、1.2%の減少となり、特に、旧幕別町地域は、昭和40年以来続いてきた人口増が減少へと転じ、これ以上の人口流出を食いとめるための定住促進策は、喫緊の課題であると認識いたし、定住促進住宅建設費補助事業を平成24年度に創設したところであります。

定住促進住宅建設費補助事業は、人口の流出が続いている幕別市街と忠類市街において、地域を支える担い手が不足し、集落機能の低下や経済活動の停滞を招きかねず、ひいては地域活力の衰退につながるおそれがありますことから、住宅を新築または購入する方に対し費用の一部を補助するもので、平成24年から26年までの3年間の事業として、取り組んでまいりました。

平成24年度においては、町、土地開発公社の分譲地の売買価格の見直しも同時に行ったところでありますが、幕別市街地では新築住宅の建設が9件、中古住宅の購入が5件で合計14件、忠類市街地では中古住宅の購入が2件、総体では16件で、3,585万5,000円を補助いたしました。

16件の対象世帯員数は43人で、このうち他市町村からの転入は、9世帯22人でありました。

本年度、現時点で補助申請をいただいておりますのは、幕別市街地で新築住宅の建設8件、中古住宅の購入9件の合計17件、忠類市街地で新築住宅の建設9件であり、総体では26件、4,941万7,000円を補助する予定といたしております。

本年度の申請の26件の対象世帯員数は71人で、このうち他市町村からの転入は、14世帯28人、結果として、これまでの2年間で42件の補助対象のうち23世帯50人の方々が町外から転入されるものと見込んでおります。

また、24年度以降の町有地の売買実績は、旭町、南町、緑町、忠類栄町で17件、4,399万1,000

円に達するとともに、町内の建設事業者による新築工事は 11 件を数え工事費総額は 2 億 2,900 万円に及んでおります。

加えて、忠類地域においては、平成 24 年度から民間賃貸住宅の建設に対する補助を実施いたしておりますが、24 年度に 5 棟 5 戸の賃貸住宅が建設され、5 世帯 16 人の入居につながり、そのうち 2 世帯 5 人が町外から転入されたところであり、引き続き、新規建設事業者の開拓に努めているところであります。

これらの事業の実施によって、町内事業者への建設機会の増加や町に分譲地の売却など目に見える効果があったものと認識いたしておりますが、3 年間の事業終了時におきましては、補助事業の費用対効果などを慎重に検証するとともに、消費増税後の住宅需要の状況など、さまざまな視点から検討すべきものと認識いたしております。

ご質問の 2 点目、「今後の魅力発信戦略について」であります。

3 月の執行方針で申し上げましたように、私は、①安心・安全な地域社会の実現、②公正・公平な行政運営の推進、③一体感の醸成と均衡ある発展の実現、④協働のまちづくりの推進、この四つを基本姿勢として町政を進めてまいりました。前例にとらわれない柔軟な発想と挑戦する気構えを持って、全力を傾注し、町民の皆さんから「住んでよかった」と思われる、そんな幕別町づくりに取り組んでまいりました。

ご質問の 1 点目でお答えいたしましたとおり、生まれる人よりも亡くなる人が多い人口減少社会にある我が国にあっては、定住促進に取り組む一方で、交流人口をいかにふやすかが肝要であり、観光を初めとする振興策によって町を元気にする、にぎやかにすることが重要であると考えております。

道東自動車道が道央圏と直結し、平成 26 年度末には高規格幹線道路帯広尾自動車道も忠類まで開通する流れの中、本町を含む十勝圏が一層訪れやすくなることは確実であります。

これまでも北海道物産展などオール十勝による官民一体となった魅力発信が全国的に展開され、安心安全な農畜産物、安価で美味しいスイーツなど「十勝」の知名度は年々高まりを見せているものと認識いたしております。

町といたしましては、観光物産協会などの協力をいただきながら、東京や札幌での広域の観光宣伝事業へ参加するとともに、埼玉県上尾市の産業祭りや神奈川県開成町のあじさい祭りに出向いて、町の農畜産物や加工品等の販売を通じ、幕別町を知っていただく取り組みに努めてまいりました。

今後は、高知県中土佐町も加えて、物産イベントのほか、児童生徒の交流や職員交流などを計画し、幕別町の魅力発信に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成 24 年 7 月には「まくべつ稔りの里」が設立され、道内外から修学旅行生を受け入れる農村ホームステイ事業の取り組みが開始されましたが、これまでに 271 名の中・高校生が来町され、食に対する理解を育むことに合わせ、幕別町を知っていただくこととなり、ひいては町の応援団となっただけのよう、大きな期待を寄せております。

ほかにも、東京で開催される「北海道暮らし・フェア」に参加・出展し、移住希望者との相談事業や白銀台スキー場ロッジを利用したおためし暮らしの実施のほか、平成 24 年度には「幕別町魅力発信・観光プロモーション事業」を組み立て、観光パンフレットや DVD の作成を初め、忠類ナウマン全道そり大会に合わせ、1 泊 2 日の「モニターバスツアー」を行い、道央圏から 30 人の参加を得て、雪中パークゴルフやソーセージづくりなどの体験や温泉、食を通じ幕別町の魅力を感じていただける取り組みも展開いたしてまいりました。

今後におきましては、平成 26 年度末の忠類インターチェンジの開通に合わせ、直結する道央圏に向け、道央圏での販売促進事業など実施することはもとより、交流がある上尾市や開成町、中土佐町からも呼び込むことができるよう、さらなる魅力発信の方策の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

本年 10 月には札内中学校の 3 年生が「地域貢献学習」に取り組み、 「福祉」「農業」や「地域振興」などをテーマに研究を重ね、町に対して提案をいただきました。まちづくりに関心を持ち、自分

の住むまちをよくしたい、元気にしたいという思いが伝わり、大変感銘いたしました。

こうした若い人たちのまちづくりに寄せる思いに真摯に耳を傾け、ふるさと幕別町をますます元気にして、魅力のある町となるよう、取り組んでいくことが大切であろうと考えております。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） ただいま、質問内容についての答弁をいただきました。

再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、全国的に人口の減少の局面に入っているという中で、幕別町も2015年をピークに国立社会保障・人口問題研究所による調査によりますと、緩やかではありますが、幕別町の人口はだんだんと減少をたどっていくと。その中で、それが引き起こす問題ということについて今回質問させていただいたわけですが、その中で人口減少によって考えられる空き家対策、またそれに伴う空き地、それらを把握し、またその利用促進に向けての施策が必要であるというふうにも思い、重要な課題だというふうにも考えております。

そのほかにも人口減少が及ぼす労働力不足、またその労働力が減少することによって高齢化社会を危惧している負担の増大、これを招くことも一つの問題であると。さらに、経済社会に多くの影響を与えることが大きな問題であるということの認識については同じくするところであります。

その中で、昨年からは幕別市街、忠類市街においての定住促進住宅建設補助金制度が開始され、その成果が先ほども答弁の中でお聞きしたわけですが、2年間で推定でありますけれども42件、そのうち23世帯、50の方が町外から編入される見込みだということをおっしゃる成果だというふうに思っているわけですが、それに加えて町有地の売却、幕別市街、忠類で17件、工事総額におきましては2億2,900万円というような経済効果を上げているわけですが、まだ1年、来年度事業が継続されるわけですが、やはりこのような成果のある事業については今後も継続されることを当然望むわけですが、費用対効果は上がらない事業ではなかなか難しいというようなこともわかりますけれども、今後のこの事業についての取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨年からはスタートした定住促進対策事業、ことしで2年目を迎え、今お話ありましたように、50戸ほどの人口増につながったと、50人ほどの人口増につながったと。結果としてはよかったのかなというふうに思っています。26年度を終えた時点で、どういうふうに伸びていくかわかりませんが、それらを検証した上で、27年度以降の定住促進対策、もちろん継続することも考えられるかもしれませんが、また新たなことを考えることも必要になってくるのではないかなというようにも思っております。

特に、今、具体的には、忠類地区で分譲するいわゆる住宅地がないというようなことも一つあります。幕別町内はまだありますけれども、そういったことも含めながら、全体的な定住促進の施策を構築していく必要があるのだろうというふうに思っております。

もう一つ、これには出ておりませんが、やはり大きなのは企業誘致の問題が出てくるのだらうと思っておりますけれども、これらも含めながら、何とか人口増を図るなんてことは難しいのでしょうか、人口減少に少しでも歯どめがかかるような施策をこれからは構築していく必要はあるものと思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） もう一年事業の継続があるという中で、その検証をしっかりといただいて、事業継続に結びつくような考えで進めていただければなというふうに考えます。

次に、今後の魅力発信戦略についてお伺いいたします。

冒頭でも述べましたが、北海道、特に十勝については国内、また国外からも多く注目をされているわけですが、地域ブランド調査ということから、一企業の中で調査されているわけですが、その中で北海道が5年連続1位ということで、道内の主要都市もその中に幾つかの都市が入ってくるというようなことがあるわけで、その中でも北海道が注目される部分については、認知度また魅

力度、情報接触度、また居留意欲度というのも全国のランキングの中で2番目に入っています。当然、北海道の観光地多い中でも観光意欲度というのは1位になってくるわけですが、全体を通して、北海道が注目の的であるということは間違いのないわけでありますが、その中において幕別町としてどのようなPRに取り組んでいただいているのかということをございますけれども、幕別として幕別町魅力発信観光プロモーション事業という中で、いろんな形で取り組みをしていただいているわけですが、まずその中でパンフレットとDVDの制作をされたということでもありますけれども、そのDVDにつきましては、私の知る限りでは町のホームページ、また議会の中継の中で流していただいているということは承知ですが、それ以外にどのような利用状況にあるかをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 全部で50枚作成したわけですが、DVDにつきましては、今使われている現状ですが、10分間の収録で50部作成しております。各種イベントでの放送、それから東京旅行会社等の訪問時に提供してお貸しする。もしくは、幕別町の観光物産協会のホームページ、これインターネット上での閲覧が可能になっております。次に、幕別図書館のほうでも閲覧が可能になっております。あとモニターツアーの車内での放送、それから和歌山大学観光学部との意見交換などにも使われておまして、その他、あと貸し出しが十勝の観光連盟、幕別商工会、日本パークゴルフ協会、神奈川県開成町などに配付をしております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 多くのところで活用されていると。私も見せていただきましたけれども、町の中の観光地、またイベント等、農産物、いろんなものを盛り込んで幕別町をわかりやすくPRしていただいているのだというふうにも理解しておりました。大変魅力のあるDVDでありますので、有効的に使っていただければなというふうに、町のホームページでなく、いろんなところにリンクして見ていただく機会をふやしていただければというふうに思います。

また次に、もう一つ伺っておきたいのですけれども、昨年だったと思えますけれども、忠類のナウマン全道そり大会に合わせて、ここにも答弁の中にありますが、モニターバスツアー、30名参加していただいて、いろんな方に参加いただいたのだらうというふうに思えますけれども、この参加された方のメンバー構成、また、その参加された方からどのような感じをというか、魅力を感じられたのか、意見をいただいたのかということをお聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 昨年度モニター観光ツアー、そり大会に合わせて行われたわけですが、道央圏、札幌中心に募集したところ、下は小学生から上はお年寄り、お年寄りという言葉使ったら悪いのですけれども、年齢の高い70歳ぐらいの方が含めてきております。そして、いろんな体験等もやっていただいたのですけれども、皆さん総じて非常に良かったという感想をいただいております、もしまたこのようなツアー等があれば、参加してみたいというような意見もございました。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 私も昨年ナウマン全道そり大会を見せていただいている中で、ツアーのバスが来られたなど。どういう形で来られているのかなということを興味を持ちまして、お伺いはしたのですが、どのような方が来られているかということがわからなかったと。でも、今お聞きしますと、大変魅力を感じられたと。またあれば参加したいというようなご意見もいただいていると。こういうようなツアーについては一般の方だけでなく、例えばツアー会社の方だとかという方も一緒に参加をいただいて、一緒に幕別を体験していただくことも大切なのではないかなというふうに思うところで

あります。

答弁の中にもいろいろと PR 活動に取り組んでいただいているわけですが、その中の一つとして、昨年の平成 24 年の 7 月に設立されました「まくべつ稔りの里」、道内外からの修学旅行生を農村地域で受け入れて、体験をしていただくと。その後は幕別町内、十勝管内でいろんな体験をして帰っていただくというような修学旅行なのですが、私もこの中に受け入れ農家として参加させていただいて、高校生から、最初は北海道の農家に行くのはちょっとねというような考えを持ちながら参加されるのですが、来ていただいて帰るときには大変喜んでいただいて、こんな体験はもう地元ではできないと。一般の修学旅行でも体験はできないというようなことを言われて帰られます。

最後に、町長の答弁にもありますけれども、幕別の応援団として将来期待をしたいということも私も日々言っているのですが、高校生の皆さんはしっかりとそれに将来頑張って幕別の応援団となりますと帰っていただけます。このような取り組みの中から本当に幕別に魅力を感じて応援をいただく。また将来幕別に来ていただけるというようなことも可能性があるというようなことから、私も取り組んでいるわけですが、このような PR というのはやはり取り組んだからすぐ成果が見えるかということではないのであろうと。将来いつの日か幕別に魅力を感じて結果が出てくるのであろうというふうに思うわけであります。

一つ、ちょっと事例として珍しい取り組みがなされているわけですが、それをちょっと紹介したいと思いますけれども、札幌大学法学部主催で、後援として北海道、北海道市長会、北海道町村会の後援をいただいて、協力者として読売新聞社北海道支社というところが行ってありました市町村長リレー講座というものがございまして、僕も内容を見せていただきましたら、その町長、市長が地元の町の取り組みであるとか、早い話が PR を兼ねた町長、市長の思いを話される講座なのですが、内容的にも私が見ていて、おもしろいなど。講座を聞かれる方からの話では大変おもしろいということを知っていて、見ております。十勝管内からも芽室町の宮西町長、本別町の高橋町長も講師として参加されているようであります。これは 2007 年から開始されていて、年間 6 回講座が開かれるということで、市長、町長というのは大変忙しい中で、いろいろとご活躍されているわけですが、もしこの要請があれば、岡田町長もこの講座に出て幕別をぜひ PR をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 残念ながら、まだ私のところには話に来ていませんから、お答えしようがないのですが、機会があれば当然考えてみたいと思いますし、恐らくは道、町村会あたりで割り振りをしているのかなというような気もいたしますけれども、それ以外にもいろんなうちも、今、北海道工業大学との交流が始まりましたけれども、いろんな場面でそうした町の話をする機会というのは皆さんがそれぞれあるやに伺っております。うちの担当職員も道工大、この間出向いて、子供たちに町の話をしたというようなことを、コミュニティバスの話をしたというようなこともありますので、機会があれば私のみならず、いろんな人がぜひご参加していくことはいいことだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2 番（寺林俊幸） 町長の前向きなお考えに私も期待申し上げたいところでありますけれども、幕別を魅力的に発信する情報戦略として、いろんな取り組み、いろんな関係団体の協力を得ながらこの PR に努めているという中で、やはり商工会を中心とした取り組みでありますとか、幕別物産協会、いろんなところへ行って幕別の農産物でありますとか、加工品の PR に努めていただいていると。また、さらには東京幕別会、札幌幕別会という幕別をふるさとに持ちながら思いを寄せていただいている方々も大勢いらっしゃる。また、昨日、小島議員の質問にもありましたように、ふるさと寄附、年々幕別に思いを寄せていただいている方がふえてきているというふうにも伺いましたけれども、このような取り組みの中であって、一つは心配に思っているのが、この取り組みが町民の皆さんになかなか伝わっていないのではないかなということがうかがえます。いろんな形の中で町として一緒に取り組んで

いるわけですが、ここでひとつ町として一緒にというわけではなく、中心的な役割を果たしていただけないかなど。先頭を切ってPRに努めていただきたいということは山々思っているわけですが、そうなるとなかなかいろんな関係団体の前に立つてということは難しいのかなということも思いますけれども、全てをひとつまとめて幕別のPRのブランド化というようなことも考えられるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日のご質問にもお答えしましたけれども、町にはいろんな物産あるいは魅力的な物というのはたくさんあるのだらうと思いますけれども、これをいかに上手に発信して、多くの方たちに愛用してもらったり、あるいはこの町に来てもらったりすることが大切なことなのだらうというふうに思いますけれども、もちろん町が主体的に取り組むことも大事であるというふうには思いますけれども、やはりそれを一緒になって支えてくれる、あるいは一緒になって協力し合いながら進めていくという意味では、物産観光協会もそうでしょうし、商工会もそうでしょうし、あるいはJAなんかの協力もそうだと思いますけれども、そういった全町的に横断的な組織、あるいは横断的な仲間意識の中でいろんな事業を進めていくことがやっぱり私は大切なことなんだろうなというふうに思っております。昨日も申し上げましたように、今後十分それらについては検討していく必要があるのだらうというふうに思っておりますので、またご相談をさせていただくような機会もあろうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） こういうようなPR活動を通じて、いろんなところで将来にわたって幕別に魅力を感じていただき、幕別に移住、定住、またさらには企業誘致につながれば、これは大きな形になるのだらうというふうに思います。それがまた町民の皆さんとともどもPR活動を知っていただきながら取り組んでいくというような形も私は必要ではないかなど。そのことが幕別に対する認知度が高まって、幕別に住んでよかった。さらには、将来につながる子供たちが将来幕別に住みたいというような気持ちの一つの要因になればなというふうに考えるわけですが、このPR活動をさらに町の中へ、町に住む方へ知らせる手だてといたしますか、というようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住民の皆さん、それぞれがそれぞれのお立場の中で十分町の特産品ですとか、町にはこういうものがあるということをご承知なのだらうというふうに思いますけれども、そういった中では、今、本町では産業まつりですとか、夏フェスタですとか、あるいは忠類のどんとこいむら祭りですとか、そういったところでいろんな物産販売だとか、町の特産ということのPRも進められておりますので、逆にいえば、そういったいろんなイベントや会合といいますか、催し物行事に多くの方が参加していただくというようなことも大切なことなのかなというふうに思っております。そういった意味では、まだまだ私ども、あるいは観光物産協会なんかのPRが十分でない部分があるのかもしれませんが、おっしゃるとおり、多くの町民の方、住民の方の参加があって、一緒にやることがまさに協働のまちづくりにもつながっていくわけですから、ぜひこれからも応援をいただくように、協力をいただくような体制づくりは進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今、町長言われたとおり、魅力的なまちづくり、やっぱり元気がないとなかなか魅力を感じられないのだらうというふうに思います。町に住む方々がどこに魅力を感じるかということもそれぞれだと思いますけれども、その一つがやはりどこへ行ってというのはなかなか難しいかもしれませんが、出かけた先で幕別から来ましたと、ああ、あそこの幕別さんねと言われるような、そういう町の取り組みがやはり町民の方々に、ああ、住んでよかったなと言っていただけ一つになるのだらうというふうに思い、今回、質問させていただいたわけですが、今後の取り組みの中で、本年度パークゴルフ30周年という年を迎えております。また、スポーツ界、財界、いろんな方々、町民の方がそれぞれの立場でそれぞれのところでPRにも努めていただいております。いろん

な形でこのパークゴルフ 30 周年を契機に、またさらにその PR に努めていただくことをご期待申し上げます、私の質問とさせていただきます。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

この際、14 時 45 分まで休憩します。

14 : 35 休憩

14 : 45 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7 番（藤原 孟） 通告書に従いまして、質問をいたします。

1 点目、町発注工事の円滑な入札、施工を行うために。

大型補正予算の執行が 4 月以降にずれ込んだことで、公共事業発注額は高水準に推移し、十勝の建設市場が久しぶりに活況を呈している。また、東京オリンピック開催決定で大都市の再開発事業が動き始めたり、本町においても公住、橋梁の長寿命化工事が計画され、切れ目のない建設活動が想定される。

一方、工事関係者の人材不足や資材の高騰傾向が始まり、その対策として国は現場代理人関係の基準緩和を示してきた。そこで入札不調対策として、柔軟な工期の設定、工事の前倒し発注や積算歩掛かりの適時見直し、見積もり活用方式の積極的な導入を今から検討すべきと考え、伺います。

2 点目、小規模公園のトイレ整備について。

地域に公園が建設され、古いものでは 40 年以上経過しております。その施設のうち遊具は更新され、きれいになりました。しかし、残念なことは、トイレがくみ取り方式のまま残されている公園があります。大人でも利用したくない、まして子供においては利用がほとんど不可能と思われる老朽化したトイレが設置されています。このままで問題がないとは考えられません。整備計画について伺います。

3 点目、ビブリオバトルを教育現場に導入を。

人を通して本を知る、本を通して人を知るをキャッチフレーズにして誰でも（小学生から大人まで）開催できる本の発表会であるが、小中高校、大学、一般企業の研修、勉強会、図書館、書店、サークルなどで広がっており、中でも教育現場においては、活字に親しむ学校づくりを通じた児童生徒の言語能力向上を目指すため推進されております。道内では、いち早く室工大生が開催しており、効果として室蘭市の空洞化が目立つ商店街に若い人が集まるようになり、市民との交流の場になること、教育や地域おこし、仲間づくりなど、さまざま効果が生まれているとのこと。そこで、我が町の教育現場に導入する考えがないかを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「工事の円滑な入札・施工について」であります。

入札の不調・不落は、ご質問にもありますとおり、工事を受注したくても技術者などの人材が確保できないことや価格が折り合わない、現場条件が厳しい、工事の規模が小さい、工期が短いなど、種々の要因が組み合わされて発生しているものと考えられるところであります。

本町の発注工事で、最近 5 カ年の入札不落、いわゆる入札参加者はいるものの、予定価格を下回らないなどで、落札者がいなかった件数は、平成 21 年度、22 年度がともにゼロ、平成 23 年度、24 年度はともに 2 件、そして平成 25 年度は現在までで 3 件となっており、増加傾向を示しつつありますが、この入札不落となった工事の請負契約は、最低入札価格の事業者と協議し、随意契約を締結しているところであります。

なお、入札不調、いわゆる入札前の参加者が全て辞退するなどのケースは、現在のところは発生いたしていません。

初めに、「柔軟な工期の設定」についてであります。

工期の設定に当たりましては、北海道の標準工期を基本として設定しており、準備・後片づけを含んでいるのはもちろんのこと、現場付近の交通量が多い、作業時間が限定される、軟弱な地盤であるなど、その現場の状況を把握し、工期を設定しているところであります。

さらに、特注品や受注生産等の工種を含む場合は、制作に必要な日数なども適宜、加算いたしております。

また、着工後において設計変更や天候不順等が発生した場合は、工事の進捗状況を勘案の上、供用開始などに影響を及ぼさないよう、受注者と綿密な工程計画の確認を行い工期変更の対応をしているところであります。

次に、「工事の前倒し発注」についてであります。

工事の早期発注につきましては、これまでも北海道特有の気候を考慮し、凍上の影響を受けない5月から、積雪の影響のない11月までに発注が完了するよう調整いたしてまいりました。

平成21年度からは、積算期間の短縮、入札の効率化を目的として、概数発注の取り扱いを定め、工事の早期発注に努めてきたところであります。

また、債務負担行為や繰越明許費により次年度工事分を3月に発注する等の手法も考えられますが、凍上の影響を受ける北海道特有の気候では、実質の工事着手が5月となるため、これ以上の前倒しを行うことは、難しいものと考えております。

次に、「積算歩掛かりの適時見直し」についてであります。

工事の設計図書は、北海道の積算基準書により積算し作成しているところでありますが、変更等があった場合は北海道から適宜通知がありますので、その通知時点で積算に反映させております。

また、他官庁などの積算基準書による場合もありますが、これらの各積算基準書が適用できない場合は、メーカーの歩掛かりや見積書によって積算しております。

次に、「見積もり活用方式の積極的な導入」についてであります。

見積もり活用方式は、発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が頻発している工事において、予定価格の策定に当たり入札参加者の見積もりを活用する方式で、国では平成19年度から試行しているものであります。

本町の工事は、北海道が策定した全道統一単価を第一優先とし、各建設管理部が策定した地方単価や一般財団法人建設物価調査会、一般財団法人経済調査会による市場実態調査価格などにより積算しているところでありますが、特殊な工種は、取り扱っているメーカーなどから見積書を徴し、積算に反映させております。

見積もり活用方式は、これらの北海道の単価などと実勢価格が乖離している場合に採用することが想定されますが、通常の積算に比べますと手続に期間を要し、発注がおくれるという問題があるものと考えておりますが、入札の不調の件数の増加によっては、国や北海道の動向を見ながら、今後、検討が必要になる場合が起り得るものと考えております。

次に、「小規模公園のトイレ整備について」であります。

本町におきましては、現在、住宅団地内の小規模な公園、いわゆる「街区公園」が62カ所整備されており、これまでにこうした街区公園を中心とした遊具について、国土交通省が所管する都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により、危険度の高い遊具の改築・更新を優先的に進めてまいりました。

また、街区公園のうちトイレが整備されている公園は36カ所あり、そのうち、くみ取り式のトイレが6カ所の公園に7基設置されております。

これらのくみ取り式のトイレにつきましては、いずれも整備されてから30年以上経過しており、入り口部分の開閉状況、トイレ本体の劣化や破損状況などについて利用者の安全確保を図るべく適切な

管理に努めてまいりました。

しかしながら、下水道の普及が進み衛生的なトイレ環境が整った現代にあつては、くみ取り式トイレの使用をためらう声を聞くだけでなく、いずれも和式のトイレであることから小さなお子さんにあつては使用方法がわからないなど、使用環境が利用者のニーズに合わないのではないかとのご意見をいただいております。

こうしたことから、今年度において1カ所の公園につきましては、老朽度合いが顕著であり通常使用が難しいことなどから、使用環境の向上を図るため、新たなものに更新することとしております。

残る5カ所の公園の6基につきましては、今後において実際に公園管理を行っている関係公区から管理状況や利用実態などを聞き取り、必要性や使用環境の向上を図るための検討・協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「ビブリオバトルを教育現場に導入を」についてであります。

「ビブリオバトル」は、他の人に勧めたいとする本を1冊持ち寄って、本の魅力を紹介し合う「書評ゲーム」で、平成19年に京都大学の研究員が、研究室での読書推進・文献紹介・知識共有を目的につくられたもので、現在は、出場者を募って大勢の前で発表するイベント形式での開催がふえてきているところであります。

「ビブリオバトル」には公式ルールがあり、4人から8人程度で一つのグループをつくり、一つには、発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持って集まる。

二つには、順番に1人5分間で本を紹介する。

三つには、それぞれの発表の後に、参加者全員でその発表に対するディスカッションを二、三分行う。

そして四つ目には、全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか」を基準とした投票を参加者全員で行い、最も多い票を集めた本を「チャンプ本」とするというものであります。

「チャンプ本」は、書店の売り上げランキングや購入推奨されている本ではなく、あまり知られていない意外性のある本が選ばれることが多いことから、自分の知らない新たな分野の本に出会えることができ、プレゼンテーションを通じてお互いを知ることによりコミュニケーションが深まり、さらには、発表の機会を通じて表現を豊かにしたり、発表する力がつくといった効果があると言われております。

「ビブリオバトル」の開催につきましては、全国的な規模のものとしては、これまで大学生による「ビブリオバトル首都決戦」というイベントが4年目を迎えておりますが、道内でも室蘭工業大学などの大学で開催されており、また、管内におきましても、足寄町にあります「ネイバルあしよる」で「ブックランドあしよる」というイベントが開催されており、その中で「ビブリオバトル」を行っているとお話もお聞きしているところであります。

なお、「ネイバルあしよる」では小学生を対象に行っておりますが、公式ルールの一つであります投票による「チャンプ本」を決めることはしておらず、本の紹介にとどめているとのことでもあります。

このような「ビブリオバトル」であります。小中学生にとってはルールが難しいこと、また、発表に子供たちが優劣をつけること、子供が子供を評価することはいかなものかなど、多様な見解が示されている状況にあり、現段階では、十勝管内小中学校の教育現場において、導入しているという話はお聞きいたしておりません。

導入に当たっては、教育課程編成上、調整が可能かどうかといった問題を初め、導入による教育効果の検証を踏まえる必要もありますし、担当教諭の指導の仕方により教育効果が大きく左右されますことから、指導する教員に対する十分な研修も必要と考えております。

このように、「ビブリオバトル」の教育現場への導入につきましては、検討すべき課題も多くあり

ますことから、現段階で積極的に導入ということは考えておりませんが、言語能力の向上等に有効な一つの手段でありますので、情報の収集、学校への情報の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、町長答弁をいただきましたので、まずは1番目の工事の入札施工云々について質問をしていきたいと思っております。

予定価格に下回らず、入札不落となった例がことしは3件ということでありました。多分、これからのいろいろな事情がありますので、私はふえていくのではないかと、そのことを心配いたしまして、再質問をしていきたいと思っております。

まず、柔軟な工期の設定についてであります。これは従来型の工期の設定というのは発注者がいろいろな現場環境を設定した上で決めております。当然このやり方を踏襲する、やっていただきたいのでありますが、少しこのこれからは長目な工期をとっていただいて、人材不足、それから資材不足など、そういう手配がおくれそうだとすることを加味させて決めるという今の選択工期制度、これはいわゆる落札業者がかなり参加して決めるものですが、そういう選択工期制度の導入をやる考えはないか、まず伺いたいと思っております。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） ここに町長が先ほど申し上げましたとおり、工期については標準工期を採用していると。一つは、標準工期よりも長く発注する場合には、工種にはよるのですけれども、経費が加算してしまうといったケースもございます。できるだけ、費用のかからない発注ということに努めておりますので、まずはその現場をきちんと発注者側が確認をすると、その状況を確認した中で、必要工期を加味しながら標準工期に基づいて発注をするという考え方で、現在のところは選択工期については考えてございません。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 選択工期は難しいかもしれませんが、結局これからやはり専門業者が今一番人手不足という、このことが大きな要因で不落だとか不調だとかいうことが続いていくのだと思っております。できれば、指名業者と、それであれば、相対でいろいろな事情を洗い出しして工期を決めてもらうという方法もあるのではないかと思います。そういう柔軟な設定は行えない、行うことはできないか、伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） ことし、実は不落になったケースの2件につきましては、金額的には最終的にご理解をいただいたというか、ただし、お盆工期に、お盆にかかったような工期ということもございまして、我々は標準工期でその期間を設けたと。ところが、実際に受けられた企業に関しましては、お盆が挟んでいるので、どうしてもその間については職人の調達ができないというようなことで、受注前にそういった要望もお聞かせいただいて最終的には契約に至ったというケースがございます。相対でということにはなるのですが、発注前に相対でというのは非常に相手を決めてということになると思っておりますので、まずは入札をする。その中で、あるいは入札前に質疑を挙げていただくと。そういったことをもって、その現場の難易度というのでしょうか、工事の進捗の状況については質問に答える形で我々のほうは情報提供もしてまいりたいと思っておりますし、そういったところでの考え方、工事に対する考え方というのは対応していけるのではないかとこのように考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 続きまして、技術者の人材不足ということがあります。隣接工事だとか、類似工事、これらを合わせることで、いわゆる発注ロットの拡大ということですね。それによってかなり小規模工事が減ることは、また町としては発注体制が崩れるのかもしれませんが、このいわゆる設計変更だとか、追加工事、または工期の延長などをやることということを含めた発注ロットの拡大、

それに対応するということができないか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 国のほうでは隣接工事に対して、いろいろと技術者の兼任ですとか、そういったことも言っておりますので、そういったことは工法的にはいろんな形で組み込むことが可能かなというふうには思っております。ただ、今、藤原議員おっしゃるように、発注件数というのがそういうことでまとめることによる経費はある程度節減できるという部分がございますけれども、ある程度工事の行き渡りといいますか、町内への波及といいますか、そういったことも発注としてはいろんなことを考えるものですから、ある程度適切な工事規模にして発注をしていくということも大事なことでないかというふうに考えております。

極論ですけれども、まとめて出せば全てがいいということでありまして、大変本数が減ってしまうというようなことも状況によっては起きるかと思っておりますので、その辺は適切な工事規模にして発注をしていきたいというふうな基本的な考え方でありまして。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 町内業者、いわゆる現場に対応できる責任者の数というのはやはりそんなに多く抱えていることではありませんので、その辺も加味していただいて工期の設定、柔軟な姿勢を見せていただければと思っております。

続きまして、前倒し発注であります。国や道はゼロ国債やゼロ道債の活用ということで早期に発注を努めると言われております。町長の答弁では債務負担行為など発注する手法も考えられるが、これ以上の前倒しは難しいという北海道特有の気候では施工は5月ということだということでありまして、これが債務負担行為と対応して2月、3月に発注されれば、いわゆる現在手配が難しいと言われる交通整備員または削孔型枠、鉄筋、ダンプなどのそういう手配が、落札後、工事着工するまでの間にいろいろできる。そういうことによって逆に工事がスムーズに進んでいくのではないかと、そういう早期発注のメリットは別にあると思っておりますので、その辺いかが考えているか、お願いいたします。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 労働者の確保ですとか、あるいはその資材の調達、それから前払い金をある程度こちらのほうでは制度として組んでおりますので、そういった資金調達というようなことについても、2月、3月に発注されればいいという部分はあるのかも、メリットは確かにおっしゃるとおりいろんな形であるかと思っております。ただ、ここの気象条件ということで言いますと、やっぱり凍結している状態で発注をするというのが、結局はその死に工期といいますか、2月に発注、3月に発注しても、先ほど言いました労働者の確保とか、いろんなメリットはあるにしても、工事の成果といいますか、品質といいますか、そういったものの確保というのはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。近隣のところではそういったことも一部のところでは取り組んでいらっしゃるというところもあるように伺っております。今後の課題として、その辺については研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 似たようなことですが、いわゆる秋口の工事の発注、これもどうしても単年度会計といいますか、3月までしか工期はとれないということで、なかなかいわゆる冬、冬期、凍結を経験しながら工事を進めていくという、いわゆる品質の問題だとか、それから仕上げとして無理やり張り芝をやるとかも、そうやるという、いわゆる春には手戻り、手戻し工事というのがたくさん出てきているのだと。これは、今、全国的な大きな組織の要望なのでございますけれども、いわゆる年度をまたいだ工期、これを設定できないかという声が業界からかなり出てくる、これからもこれは大きな声として出てくるのだと思うのですけれども、うちの町としてそういうことに対する対応というのは難しいのかと思いつつも、やはりこれが大きなこれから工事の不調・不落を防ぐことの要因にもなるのではないかと思っております。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 本来はできるだけ秋口の発注をせずに冬期間の工事は養生費であるとか、あるいは除雪費であるとか、そういった夏場の時期の工事から比べてどうしてもそういった経費がかかるという面もございます。できるだけ、その経費を節減しながら、工事を発注するということになれば、まずはその夏場という言い方はちょっとあれですけども、冬場を外した工期の設定というのがまず基本にあるのかなというふうに思っております。ただ、その工事が非常に長くなるもの、あるいはその規模の大きくて、どうしてもかなり長期にわたって、場合によってはまたぐ場合については、継続費なり、あるいは債務負担なり、そういった単年なら複数年で工事ができるようなことも、それについてはその工事に応じて対応してまいることが必要かなというふうに思っております。現在、そういった具体的なものは持ち得ておりませんが、そういったことも研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 釧路管内の町なのでですけども、1億何千万円の工事がやはり秋口に、この10月末に発注したのですけれども、やはりいろんな事情で落札不落、不調になったと。当然これは補正か何かで次年度に予算を回したという事例が出ております。うちの町でそういうことが起きないためにも、やはり年度をまたぐ工事も検討しておいていただければと思います。再度伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） まず、基本的に冬の工事をしないというのはいい成果物をつくるということで、まず第一義的なことかなというふうに思っております。議員おっしゃるように、いろんな労働力の調達ですとか、あるいは年間を通じた労働者の働く環境と、そういったメリットは大変我々も十分わかっているつもりではあります。まずは町民に提供するそういう工作物といいますか、公共施設そのものをやっぱりいい形でつくり上げていきたいというところで、まずはそういったことを第一義的に考えまして、違った側面からはまた議員おっしゃるような労働力の関係ですとか、冬枯れの時期の対策ですとか、そういったことについては研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、見積もり活用方式について伺います。

やはり実勢価格と大きく乖離する、そのことが入札不調を招くということで、これは春においてはことしの春は特に公共工事設計労務単価が大きく引き上げて適用されております。ただ、これに適用されていない工種、業界は横ばいであると。そこが実勢価格と合わないということで、工事費に大きな差が出ているのだと思っております。町の認識では積算の手続等に時間が要するという、発注がおくれるのではないかと回答がありましたけれども、私はいわゆる見積もり活用方式によって業界の意識としては積算業務の効率、それから省力化、そういう利点がたくさんあるという認識をしているのではないかと思いますので、大いに検討をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 見積もり活用方式につきましては、ご存じのことかと思っておりますけれども、国については平成19年から先ほど町長が答弁しましたように、導入をされているようですが、どうも想定するものがかなり大きな工事で、例えば施工者側のほうから基本的に町が設計したものに対して、いや、こういう工法ではなくこういうふうにとこういった金額でできるのではないかと。逆に昔、何年前に言われました提案型の施工なんかの場合については、大変こういったことはふさわしいのかなというふうに思っておりますけれども、そのかなり大きな額ではなくて、町の場合はそれほど大きな額ではございませんので、まずはその道の単価あるいはそういったものがないもの、あるいは乖離していると価格的に開きがあるのではないかとと思われるものについては、それぞれ地元の方々に単価の情報をお聞きしたりとか、あるいは正式に見積もりを、部分的に見積もりをいただいて、その単価構成をしていくとか、そういった努力は原課のほうではいろいろしておりますので、できるだけ市場価格とそれから我々の発注価格が乖離のないように、これから進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 地域の建設業界の役割ということ、これは災害発生時には1分1秒を争う人命救助の場合には大きな役割を果たすのだと思っております。地域の実情に精通し、また機動力を有した地元業者、これはこれ以上減らすことがない、そういう思いを持つ町村もかなりふえてきていると認識しております。また、国の発注機関の関係者であります、社会を下支えする防災を担う建設業界、この重要性は高まってきているということで、業界を維持できる環境づくりが必要であると、そういう声も出てきております。町としてぜひいろんな基準緩和、これをさまざま練ることで、ぜひ業界に対する使命を果たせるような業界づくりをぜひ進めてほしいなと思っております。そういうことを述べまして、次の2番目の質問に入りたいと思います。

トイレについて、まず1点目、遊具を更新しようと計画され、実施されました。なぜ、このときトイレをともに直すという検討がされなかったのか。子供を外で元気に遊んでもらうために、新しい遊具を設置したのではないかと思います。くみ取り方式のトイレを残し、遊具を新しくした、その効果が薄れるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 遊具に関します長寿命化計画の点検なりを先行したというご質問でありますけれども、これは以前から国のほうでは公園遊具に関しまして、毎年のように全国的に子供が遊ばれている中でけがをするというようなことがございましたので、そうしたことを受けまして、町におきましては、平成21年にそうした点検、調査などを実施をいたしまして、それらを先行してきたというものでございます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それはわかりますけれども。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 済みません。そうしたことで、遊具を優先的にそうした調査、点検なりをするという方針がございましたものですから、そのときにはトイレのほうの点検までには至らなかったという経過でございます。なお、トイレに関しましては、平成23年にまた改めて土木構造物等、あと建築物に関します調査、点検などを行っているというものであります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、特に旭町三角公園トイレ、これは本当に老朽化の老朽化というその程度という言葉では言いあらわせないぐらいかなり老朽化しております。また、寿町、あの公園には二つほどトイレが設置されておりますが、これもかなり子供たちが遊ぶということで2カ所、一つの公園の中に二つもくみ取り式のトイレが置いてあったと思いますけれども、やはりこれら、この辺の公園に関してはしっかりした整備計画を持って早急に水洗化をすべきでないかと私は思いますが、そういう計画というのは全くないのか、伺います。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） ご指摘のとおり先ほども答弁にありましたとおり、くみ取り式のトイレがございまして5公園の中に6基トイレがございまして。その中で三角公園と寿町については同じ公園の中に2基あるという状況になっております。それらにつきましては、今後において、先ほども答弁にありましたとおり、実際に公園を管理していただいているのがそれぞれの公区でやっていただいておりますので、そうした公区に実際に管理の実態ですとか、利用がどうなっているのかというようなことをお聞き取りいたしまして、今後において必要性ですとか、あと改修などに向けた検討協議を順次進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、水洗化が幕別町の公園はかなりされていますけれども、いわゆる10月31日に現地に行きますと、凍結防止のため冬期間閉鎖しますと堂々と張り紙されている。いかに寒さが厳しい幕別といえども、10月30日にもう凍結防止のために閉鎖しているという、これはいかな

る決めごとでこういうことをしているのか、ちょっと伺いたと思います。

○議長（古川 稔） 暫時休憩します。

15：24 休憩

15：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 公園の水落とし関係につきましては、委託のほうの業者のほうに指示をしております。土木課といたしましては、10月31日に閉めさせていただいているところであります。パークゴルフ場の関係もございまして、その関係も含めまして、そういう指示をしております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） まあ、わかりました。中札内村、ここは人口増、本当に若い夫婦が住んでいます。ここは簡易水洗トイレですか、それが多いのですけれども、これには不凍液を入れて管理しております。小さな優しさがやはり若い夫婦を受け入れて、そういう政策を受け入れるので、私は小さなことですが、人気があって、人が住んでいくのだなと。子供に優しい施策、先ほども随分質問されて出ておりましたけれども、実際、我が町では大人の都合で閉鎖されているのではないかなと、そういう気がしてなりません。ぜひ細やかな対応ができないか、そのことを質問いたします。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 公園トイレの管理の上で配管が露出している部分もございまして。そういったこともあって、一部のトイレに関しましては、地中から配管ができていて、それほど凍結の影響を受けないと。冬期間については不凍液を入れるというようなことで対応をしながら、そういったことはあるのですけれども、露出と申しますか、地上に出ている配管のあるところに関しましては、そういった閉めて使えない状態ということもございまして。この辺については、ちょっとそれぞれのトイレの構造的なものもございまして、一度それは確認をこちらのほうでさせていただいて、できるだけ長い期間公園のトイレが使えますように、そういった対応を今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 小さな質問で小さなささやかなことですから、これ以上質問はやめます。それでは、3番目の質問に入っていきたいと思っております。

いわゆる私もなかなか言葉を言いづらかったですけれども、ビブリオバトルというこの書評評価というのですか、そういうことなのですか、これは平成23年度に活字に親しむ学校づくりをということで児童生徒の言語能力向上を目指して事業推進を始めたと聞いております。

この一役として、高校生の読書活動の充実を論理的に思考力、表現力を高めるために、今は東京都の教育委員会がかなり力を入れておまして、言葉の祭典というお祭りをやって、そこでは弁論の部、討論の部、ビブリオバトルの部という3部門に分けて開催したと聞いております。また、このビブリオバトルということは、本を読むことに加えて、コミュニケーション能力、それからプレゼン能力が高く育てると、高まるということで教育現場だとか、図書館、書店などで開催されていると聞いております。特に開催場所が商店街であれば空洞化対策として、また住民との交流の場として効果も出てきているといわれております。ぜひ、本町においてこのような効果の見られることを、まず教育委員会の主導で開催してみる考えはないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私どももビブリオバトルの有効性というのでしょうか、その果たす役割、効果というものは全く否定するものではございません。やはり、今、小学生あるいは中学生に求められているというのは、言語活動の充実、言語能力の向上というのがございまして。これをつけることによっ

て、いわゆる読む、書く、聞く、話すなのですけれども、それを例えば相手がしゃべったことを自分で受けとめ、それをかみ砕いて自分なりの考え方を持って相手にまた伝えると、こういうことが非常にやはり今後小学生、中学生に身につけていくことが非常に大切であり、これが社会に出たときの生きる力にも結びついていくのだらうというふうに思っております、学校教育の中でも非常に重要な位置づけがあるのだという、そういう認識でおります。

ただ、ご質問が学校教育現場で導入ということだったものですか、これはやはり教育課程の編成でありますとか、非常に難しい問題、調整上、難しいなというような思いがあります。

ただ、ビブリオバトルのルールのうち、一部を使って国語の中で実施する。例えば子供たちがいいと思った本を発表する。それに対してクラスの子が感想を述べる。これはそういったことは小学校3年、4年の国語の中に学習指導要領の中にも入っておりますので、全くこれは否定するものではありませんし、あるいは小学校でいきますと、特別活動の学級活動の中にも学校図書館の利用というのがあります、それを活用して本を紹介する、教師が紹介する、あるいは児童生徒が紹介するといったことも可能なのかなというふうに思いますし、また部活、小学生はなかなかこれをルールを理解してこのとおりにやるというのはなかなか難しいと思います。ただ、中学生になると文化系の部活の中でビブリオバトルをやることは可能なのかなというふうな思いでおります。そういったことから、学校教育現場以外のところ、部活は入りますけれども、部活でありますとか、図書館のイベントとしてこういったことを実施することは考えられるのかなというふうな思いでおります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 幕別の中学校だよりの11月号ですけれども、これには校長さんが「教育機器の進化」ということを題にしまして投稿しております。その中で、科学の進歩は目覚ましく、科学の進歩とともに人も歩み合わせていかなければならないと言っておられて、文部科学省は平成32年度には一人一人タブレットを配られるということを書いてありました。学校では、情報機器の進化に伴って変化する社会に子供たちが対応できるよう人づくりを求められていると云々と書いてありました。私はもちろん情報機器がこれからは必要不可欠になるだろうと思っています。それと同時に、今、一番心配されているのがいわゆるネット・スマホ依存症という病であります。このことは親にしても非常に心配されています。このいわゆる情報機器の習得ということと勉強、スマホ・ネット依存症、このことがこれからは大きな課題を抱える問題になってくるのではないかと私は心配し、ビブリオ効果、これは、今、子供たちの40%、スマホとかネットをやっている40%近くの子は、結構ネット障害といえますか、いわゆる睡眠不足だとか勉強減少、いろんなそういう病で相談をされているということを知っておりますので、いわゆるネット・スマホ依存症対策の一環にも使えるのではないかなと思っております、ぜひこれを使ってみたらどうかということをお伺いしますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 確かに、今、スマホは非常に普及してしまっていて、ネットパトロールを実際実施はしているのですが、イタチの追いかけてごっこといいますけれども、なかなか難しい。LINEなどはそこに入っていきこともできない。そんなことで隅々までネットパトロールするというのは難しいわけでありまして、そういう中で子供たちの目を本のほうに向けさせようというのは、これは非常にいいことだというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、学校現場ではこれなかなか難しいので、図書館でのイベントあるいは部活の中でやるような取り組み、これをこういったものがありますよと。全部が全部ルールに従わなくていいと思うのです。本を読んで、そこでそれを人に紹介する、あるいはそれを聞いて自分がまたその本を読んだらとかという、そういう読書のすばらしさというものが子供たちにわかればいいのかなというふうに思いますので、ビブリオバトルそのものも紹介しますが、こういった取り組みもあるので、こういう機会を通じて本に親しんでみたらどうかという、そういった情報提供をしてまいりたいと思っておりますし、図書館においては可能なかどうかということは検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 最後ですけれども、ことしの11月の23日に東京の高校生ビブリオバトル首都大会が開催されまして、主催者の都の教育委員会の総括としての言葉がありますので、披露したいと思います。

生徒の本に向き合う気持ちが変わった。人の前で話すことや発表の方法を考え抜く。そのことでプレゼン能力、人に物を伝える力が楽しく身についた。今後も取り組みを拡大していきたいと発表されております。そのことを教育委員会の皆さんに伝えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時45分まで休憩いたします。

15:35 休憩

15:45 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第85号から日程第18、議案第100号までの16議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第85号から日程第18、議案第100号までの16議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第85号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第86号、幕別町寿の家条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第85号並びに議案題86号を一括して提案の理由を説明させていただきます。

初めに、議案第85号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は9ページ、議案説明資料は1ページをお開きいただきたいと思います。

上当近隣センターにつきましては、合併前の忠類村にて上当寿の家として昭和51年に設置してから37年を経過している施設であります。

現在、忠類地域に建設中の北海道開発局が施行する帯広尾自動車道の一般国道236号高規格幹線道路中札内大樹道路工事のため、この施設が支障物件となることから、今年度、現在地より北へ1.2キロメートルのところに建てかえを行っており、本年12月24日から供用を開始できる予定となりましたことから、施設の位置を変更するものであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

第2条に規定いたしております上当近隣センターの位置を幕別町忠類協徳246番地2に改めるもの

であります。

なお、施設の概要につきましては、集会室、和室が2部屋、調理室からなる木造平家建て、建物の延べ床面積130.68平方メートルであります。

議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。

本条例の施行期日を平成25年12月24日からとするものであります。

次に、議案第86号、幕別町寿の家条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は10ページ、議案説明資料については2ページになります。

議案第85号で説明いたしました、上寿の家が位置が変更となりますことから、条例の一部を改正するものであります。

議案説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

第2条に規定しております上寿の家の位置を、幕別町忠類協徳246番地の2に改めるものであります。

議案書の10ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります、本条例の施行期日を平成25年12月24日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第85号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第86号、幕別町寿の家条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第87号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第88号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第87号並びに議案第88号につきまして一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第87号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案説明資料は3ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、あすなる学童保育所の新築に伴い設置の位置を変更しようとするものであります。

説明資料3ページをごらんいただきたいと思います。

第2条についてあります、表中あすなる学童保育所の設置の位置について、幕別町札内青葉町185

番地 12 に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則についてであります。本条例の施行期日を平成 25 年 12 月 24 日からとするものであります。

次に、議案第 88 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 12 ページ、議案説明資料は 4 ページになります。

本条例につきましては、子育て支援センターの充実を図るため、あすなろ学童保育所に併設して建てております札内青葉地区に子育て支援センターの分室として設置することに伴う所要の改正であります。

議案説明資料 4 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 条第 2 項の表に、名称「幕別子育て支援センターあおば」、その設置の位置を「幕別町札内青葉町 185 番地 12」とする表を加えるものであります。

第 3 条第 2 項についてであります。分室で行う事業の内容を規定するものであります。第 1 号につきましては幕別中央保育所内に設置しております「幕別町子育て支援センターまくべつ分室」の事業内容を規定するものであります。第 2 号を規定する上での条文改正であり、事業内容には変更はございません。

第 2 号につきましては、「幕別町子育て支援センターあおば分室」の事業内容について規定するものであります。

「あおば分室」の事業内容につきましては、第 3 条第 1 項に規定する事業のうち、第 1 号の育児不安等についての相談事業、第 2 号の子育てサークル等の育成及び支援事業について、第 4 号の地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供事業を行おうとするものであります。

第 4 条については、特別保育事業の利用に関する条文でございますが、第 3 条第 2 項に号が追加されたことに伴います条文の改正でございます。

5 ページになりますが、第 5 条についてであります。

特別保育事業の費用負担を規定する条文でございますが、第 4 条改正同様、第 3 条第 2 項に号が追加されたことに伴います条文の改正でございます。

議案書にお戻りをいただきまして、附則についてであります。本条例の施行期日を平成 25 年 12 月 24 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 15 番中橋です。

議案の 88 号の幕別町子育て支援センター条例の改正のことでお伺いいたします。

子育て支援センター待望の青葉町での開設ということで期待されているところなのですが、この実施されます内容については分室ということですが、これまでのさかえ保育所のところできちんと取り組んでいる中身と全く同様の内容で実施されるのかどうかということです。

それと、今、既存の子育て支援センター 2 カ所ありますが、それぞれの利用状況はどのようになっているかということをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） ご質問の件でございます。

子育て支援センターあおばで行う事業の拡大される部分につきましては、まず開設時間がこれまで子育て支援事業については基本的には 12 時半までの開設でございましたけれども、その時間が 3 時半まで開設時間が延びるということがまず大きく 1 点としてございます。

それと、あおばのほうで行う事業で追加された事業としてましては、一般開放事業という部分でございます。子育てを行っているお母様方から自由に使えるような場所があれば大変ありがたいとい

うようなお話もございましたことから、一般開放事業ということで週のうちに一日だけ開放するというような事業を加えているということでございます。

それと、利用状況でございますが、支援事業につきましては、年間約7,800人の方が利用しているということでございます。以上です。

大変失礼しました。子育て支援事業としては行っているのは、さかえで行っているものだけでございますので、一時保育事業については、子育て支援センターで今実施をしている事業と、ことしから中央保育所で行っている部分、これは一時保育所として2カ所実施しております。さかえのほうの一時保育事業につきましては、年間約1,000名の方が使っているということでございます。中央保育所については、今年度から開始されておりますけれども、現在のところ約260人ほど使っているということでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、確認も含めてですが、新しくあおばの分室として実施される子育て支援の中身としては、まず時間帯がこれまでの12時半だったものが3時半まで拡大されるということですね。これは分室として拡大をするということで、将来的には本室のほうもそんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

それと、一般開放を新たに取り入れられる。これも分室だけの拡大事業としてやられるということですね。

それと、さかえでの子育て支援が年間通して7,800人、一時保育がさかえで1,000名と中央で260人ということなのですね。

それで、この中央のほうでは子育て支援というような考え方は持たれないのでしょうか。ずっと子育て支援、さかえで、札内でスタートした段階から大変好評で幕別全町的な設置の要望が強かったと思うのですけれども、そういった点では一時保育だけされているということですよ。これ拡充の考えはないのでしょうか。

それともう一つ、なかなか利用者は多いなとは思いますが、周知の方法、今回このあおばでこういう事業をされるのですが、お知らせ、広報等で周知はされると思うのですけれども、子育て世帯の方たちにきちっと事業が知らされるような手だては、きちっと行っていく必要があると思うのですけれども、どんなこと考えてられるのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） ご質問の件でございます。

まず、事業の今さかえで行っている分も拡大していくのかというお話だったと思いますが、今回のこの子育て支援センターにつきましては、どちらかというと、事業をそれぞれの施設で分担して行うというようなやり方でございますので、さかえに残る部分としまして基本的には一時保育事業だけが残るということでございます。

先ほど一時保育事業について少しお話の部分でちょっと漏れていた部分あるかと思いますが、さかえで行う一時保育事業につきましては、今1歳児から受け入れをしているのですが、今回の支援事業があおばに移ることによって、そのスペースを活用いたしまして、さかえのほうの一時保育事業については6カ月児から受け入れをするという面においては、さかえの一時保育については拡大されるという形になります。ということで、さかえにつきましては、一時保育事業中心になりますことから、それは5時までの一時保育ということになりますので、これは今までの一時保育事業と何ら変わりないという部分でございます。

それと、中央保育所の子育て支援を行うかどうかといったところでございますが、中央保育所につきましては、分室という部分では相談事業と一時保育事業ということでやっております。一時保育事業を保育の中で行うという範囲で実施するという形でやっておりますことから、支援事業については町内1本で今回の設置しましたあおば分室で実施するというところで実施したいというふうに考えてお

ります。

それと、周知方法でございますが、現在、本議会においてご承認いただければ、1月の広報で全町的に周知をしたいということと、またホームページでも周知を実施したいというふうに考えております。それと、施設における掲示、それと実際今利用している方に対する文書の配布等において、新しい施設がこのようになりますよといったところは、周知してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そうしますと、一つの施設でたくさんのメニューを行うというのではなくて、施設にそれぞれの性格を持って一時保育を行うところ、普通の保育と一緒にあって一時保育を行うところ、子育て支援センターは子育て支援センターとして位置づけると、こういう形になるのですね。

それはそれで、子育てをしている保護者の要望に答えているものだと思いますが、特に一時支援はこれ両方で本町もそれから札内でも実施されていることなのだと思いますが、子育て支援等にかかわっては、先ほど副町長が説明された相談の窓口なども含めまして、これは1カ所に集約するというよりは、その事業の効果を考えるのであれば、これを分けて身近なところに簡単に相談に行けますよというような体制をとっていくことのほうが、より効果が発揮されると思うのですが、それは施設の問題とかいろいろあるのですけれども、こういった新しくスタートされるときに、そういうことも整理されながら拡充をする方向に向けていくことが大事だというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 子育て支援センターの事業、なかなか聞いてわかりづらいのですけれども、基本的には育児不安に対する相談事業、これが一つ、二つ目には子育てサークル等の育成、そして三つ目には特別保育、これは先ほどから一時保育と言っておりますが、特別保育としては一時保育をやると、これが三つ目です。四つ目には各種子育て相談の情報提供を行う。この大きく四つの事業をやっております。

このたび青葉地区にさかえ保育所にある子育て支援センターの一部を分室として設けると。これに分室として設けることによって、機能的には一時保育を外した部分、いわゆる相談事業と育成事業と情報提供の事業、これらの事業をこちらのほうには主体的にやってもらう。そういうようなことで青葉地区についてはその役割を、その三つの事業について中心的にやっていくと、こういうふうになります。

さかえにつきましては、これは先ほど一時保育をやると言っておりましたけれども、一時保育を中心にしてやりますけれども、先ほどの三つの事業についてもあわせてこれは相談等も受ける、そういうことについては基本的に続けようと思っております。

幕別地区の中央保育所のほうの子育て支援センターにつきましては、育児の相談事業とそれと特別保育事業、この二つの事業について取り組んでいると、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○15番（中橋友子） 了解いたしました。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第87号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 88 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 89 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

○副町長(高橋平明) 議案第 89 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 13 ページ、議案説明資料につきましては 6 ページをお開きいただきたいと思います。

国内経済は、持ち直しの動きが続いているものの、原油・原材料価格の高騰、また本年 9 月からの電気料金の値上げや来年に予定されている消費税率の引き上げなど、中小企業にとっては、今後とも厳しい経済状況が続くことが懸念されております。

国においては、中小企業の約 9 割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有しているものの、資金や人材等の経営資源の確保が特に困難であることが多いこと等を背景に、企業数、雇用者数ともに他の規模の企業と比べて減少している状況にあることから、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつ、その事業活動の活性化を推進するため「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」これを制定したところであります。

これにより、中小企業信用保険法については、小規模企業者の定義に係る政令委任規定が新たに措置されたところであり、国が定める全国統一保証制度の小口零細企業保証制度の対象となる小規模企業者の定義についても、これに合わせて改正されたところであります。

今回の条例改正は、これらの改正に合わせて、幕別町中小企業融資において、国が定める小口零細企業保証制度に対応した小口資金の融資対象について、国の制度に合わせて対応できるよう改正を行ない、中小企業者の安定的な資金需要に応えるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の 6 ページをごらんいただきたいと思います。

第 4 条につきましては、資金の種類に係る規定であります。第 3 号の小口資金は、国が定める小口零細企業保証制度の対象となるものでありますが、第 5 条において、小口資金の融資の対象について規定することから、第 3 号中「(国が定める小口零細企業保証制度の対象となる融資に限る。)」を削るものであります。

第 5 条につきましては、融資の対象に係る規定であります。政令の改正に合わせて対応できるよう、条文の改正をするものであります。

13 ページになりますが、附則についてであります。

第 1 項は本条例の施行期日を公布の日とするもので、第 2 項については施行日前に申し込みのあった融資については、なお従前の例によることを経過措置に規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) 日程第8、議案第90号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第91号、幕別町災害対策本部条例一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第90号並びに議案第91号につきまして一括して提案の理由を説明申し上げます。

初めに、議案第90号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は14ページ、説明資料につきましては7ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの改正は、東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため災害対策基本法及び水防法の一部改正が行われましたことにより改正を行うものであります。

議案説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の所掌事務につきまして、市町村防災会議と市町村災害対策本部の役割を明確に区分するために法律が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

第1号につきましては、「水防計画」を削除し、地域防災計画の作成及び実施について規定をしております。

第2号では、「災害が発生した場合に、災害に関する情報を収集すること」を削除し、町長の諮問により地域防災計画の重要事項を審議することに改正をしております。

第3号では、前号に規定する重要事項に関し町長に答申することを追加しております。

第4号では、水防計画を審議することと追加をしております。

第3条第5項の委員の定数につきましては、8ページになりますが、第9号として、災害対策基本法の改正に伴い、自主防災組織を結成し活動されている方や学識経験のある方を新たに防災会議の委員として3名追加し、30人以内から33人以内に定員増とするものであります。

また、第3条第5項第4号から第8号中の「指名」を「任命」に改めるものであります。

議案書の14ページになりますが、附則についてであります。

本条例の施行期日を平成26年1月1日からとするものであります。

次に、議案第91号、幕別町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は15ページ、議案説明資料は9ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまご説明いたしました、災害対策基本法の一部改正が行われましたことから、所要の改正を行うとともに、災害対策副本部長と本部員の役割が明確でない部分があることから見直しを行うものであります。

議案説明資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

第1条につきましては、災害対策基本法が見直されたことによる引用条項の改正及び略称の追加による字句の改正を行うものであります。

第2条第1項につきましては、略称の追加による字句の改正を行い、第2項では、災害対策副本部長の役割を明確にするための所要の改正を行い、第3項として、新たに本部員の役割について追加するものであります。

第3条及び第4条につきましては、第2条の略称の追加による字句の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

15ページになりますが、附則についてであります。

本条例の施行期日を平成26年1月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 90 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 91 号、幕別町災害対策本部条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 92 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

○副町長（高橋平明） 議案第 92 号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づきまして、古舞辺地に係る総合整備計画を変更するものでございます。

17 ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

既に議決をいただいております平成 25 年度から 5 年間の古舞辺地の計画を変更するもので、括弧内が変更後の金額であります。

初めに、保育所ですが、9 月補正予算議案でご説明をいたしましたとおり、当初予定しておりました設備に一部追加して事業を実施するため、事業費を変更するものであります。

次に、共聴施設ですが、地上デジタル放送の難視地区の解消を図るため、共同受信アンテナ等の整備事業を追加するものであります。

地上デジタル放送につきましては、平成 23 年 7 月に完全移行がなされたところでありますが、古舞地区の一部におきまして、地形や樹木等の影響により視聴が困難な地区があり、これまで暫定的に国が提供する難視対策の衛星放送により、東京地区と同内容の放送を視聴いただいております。

この間、受信アンテナの高性能化など技術開発の推移を見守ってまいりましたが、平成 27 年 3 月末をもって、難視対策の衛星放送が終了いたしますことから、町が主体となり、共同の受信施設を整備し、難視地区の解消を図ることとしたところであります。

当初、事業の実施を平成 26 年度に予定しておりましたが、東北 3 県の対策事業のおくれなどの影響により、平成 26 年度の補助採択が不確実な状況であり、加えて本年 10 月に、国からの協力依頼がございましたことから、本年度の計画に追加しようとするものであります。

対象となる世帯等は、民間住宅 3 戸、教員住宅 2 戸の合わせて 5 戸と古舞小学校及び古舞へき地保育所の公共施設 2 か所であります。

なお、この計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の 8 割が普通交付税で措置されることになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

牧野議員。

○9番(牧野茂雄) 古舞地区はこういった感じで今やっていたけるのですけれども、町内の難視聴地区というのはこれで全てカバーできるわけですか。どうでしょうか。

○議長(古川 稔) 企画室参事。

○企画室参事(細澤正典) この古舞地区の難視対策をもって、全て解消されるものであります。

○議長(古川 稔) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第93号、平成25年度幕別町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第93号、平成25年度幕別町一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,901万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,101万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」でございます。

初めに、追加でございますが、「古舞地区共聴施設整備事業」につきましては、さきの「辺地総合整備計画の変更について」でご説明いたしましたとおり、地上デジタル放送難視地区の解消を図るため、限度額150万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

次に、変更でございますが、「消防救急無線デジタル化共同整備事業」につきましては、帯広市ほか十勝管内5消防事務組合で共同整備するものであります。当該実施設計業務の中間報告を受け、十勝圏複合事務組合から工事費等の事業費が示されましたことから、当該事業費の追加に係る構成町村からの分担金の財源として、起債の借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費117万円の追加でございます。

9節につきましては、本年度、神奈川県開成町、埼玉県上尾市及び高知県中土佐町とそれぞれ災害協定を締結するなど、例年になく道外出張が増加していることにより、今後の執行におきまして、予算に不足が見込まれますことから、追加しようとするものであります。

11節につきましては、燃料単価の高騰に伴う燃料費の追加であります。

次に、5目一般財産管理費1,105万9,000円の減額でございます。

PCB廃棄物の処理に当たりまして、一つ目には処理量の精査及び二つ目として処理施設の受け入れ調整による処理量の減に伴い、委託料を減額するものであります。

次に、6目近隣センター管理費187万6,000円の追加でございます。

11 節の細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 21 につきましては、電気料金の値上げに伴う電気料の追加であります。

次に、11 目企画費 2,257 万 7,000 円の追加であります。

13 節及び 15 節につきましては、いずれも地上デジタル放送難視地区の解消を図るため、所要の費用を追加するものであります。

次に、15 目交通防災費 68 万 9,000 円の追加でございます。

交通安全指導員の増員に係る報酬の追加であります。忠類幸町の一般国道 236 号線交差点への新規配置及び札内桂町の町道桂町西 8 号の交差点に臨時的配置がそれぞれ必要となりましたことから、追加するものであります。

10 ページになります。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費 500 万円の追加でございます。

法人町民税の予定納税や所得税の更正に係る住民税等の還付の必要が生じたことから、所要の補正を行うものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 786 万 7,000 円の追加でございます。

20 節につきましては、灯油単価が高騰していることを受けまして、前年度に引き続き、福祉灯油の支給を実施するものであります。

対象世帯につきましては、前年度同様に、本町に住所を有する生活保護受給世帯と本年度住民税の非課税世帯で、一つ目として 75 歳以上の高齢者世帯、二つ目として身体・知的・精神に障がいがある方がいる世帯、三つ目、児童扶養手当を受給されている世帯、四つ目、特別児童扶養手当を受給されている世帯、五つ目には特定疾患・小児特定疾患の方がいる世帯、六つ目としてひとり親の世帯、合わせて、おおむね 1,700 世帯に対し、1 世帯当たり 6,000 円分の幕別町商工会発行の商品券を支給するものであります。

昨年度までは灯油引換券として支給をしてまいりましたが、まきや石炭といった灯油を利用されていない世帯への対応など、諸課題に対応する検討を重ねた結果、燃料費を初めとする冬期間の増嵩経費に係る支援といたしまして、福祉灯油相当分の商品券を支給することとしたところであります。

なお、金額につきましては、直近 5 年間の平均価格と本年 11 月 1 日現在の灯油の実勢価格を比較した上で、その単価差に北海道の 1 世帯当たりの灯油年間購入量を乗じた額のおおむね 3 分の 1 の相当額であり、前年度と比較いたしますと 1 世帯当たり 1,000 円を増額するものであります。

28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

次に、3 目障害者福祉費 3,300 万円の追加でございます。

20 節の細節 1 につきましては、障がい福祉施設の新設やサービスの充実等により、当初予算編成時に比べ一月当たりの障がい者福祉サービスの利用者数が増加していることから、これに伴って公費負担分を追加するものであります。

細節 9 につきましては、生活保護受給者の入院などにより医療費が増加していることから、同様に追加するものであります。

11 ページになります。

6 目老人福祉費 292 万 4,000 円の減額でございます。

介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7 目後期高齢者医療費 149 万 5,000 円の減額でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、8 目介護支援費 100 万 5,000 円の追加でございます。

要支援者に対するケアプランの作成委託料であります。要支援者の増加に伴い、ケアプランの作成件数が増加しておりますことから、追加するものであります。

次に、11 目保健福祉センター管理費 71 万 4,000 円の追加でございます。

燃料費の追加であります。

12 目老人福祉センター管理費 31 万 7,000 円の追加であります。

11 節の細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 40 につきましては、配水管設備の漏水等の修繕に要する費用を追加するものであります。

12 ページをお開きいただきたいと思えます。

2 項児童福祉費、3 目常設保育所費 188 万 8,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、燃料費の追加、13 節につきましては、新たに広域保育を利用する児童が入所したことに伴う委託料の追加、18 節につきましては、札内青葉保育所内の給食用食器等の消毒保管庫が経年劣化により故障し、また、札内さかえ保育所内の暖房ボイラーが燃焼炉の破損により故障したところではありますが、いずれも修理不能とされたことから、機器を更新しようとするものであります。

次に、4 目へき地保育所費 36 万 6,000 円の追加でございます。

11 節の細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 21 につきましては、電気料の追加であります。次に、6 目児童館費 95 万 9,000 円の追加でございます。

11 節及び 12 節につきましては、いずれも改築いたしました「あすなろ学童保育所」等新施設に係る光熱水費や管理経費を追加するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費 2 万 1,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、燃料費の追加、28 節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に、6 目水道費 1 億 669 万 5,000 円の追加でございます。

水道事業の高料金対策に係る水道事業会計への補助金であります。

なお、本補助金につきましては、普通交付税で 50%、特別交付税で 30%が補填されるものであります。

13 ページになります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 367 万 9,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、北海道の緊急雇用創出推進事業を受けて実施する間接補助事業であります。地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、地域の安定的な雇用の受け皿を創出しようとするものであります。

事業者を公募いたしましたところ、1 件の応募があり、その内容につきましては、有機農業や自然農法の普及・促進を目的として、生産・加工・販売までの一貫した仕組みの実践や人材の育成、消費者に対する啓発セミナーの開催など、有機農業、自然栽培のブランド化とその規模を拡大するとともに、地域雇用の確保を図ろうとするものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、4 目農業施設管理費 150 万円の追加でございます。

ふるさと味覚工場の開設当初から使用しております急速冷凍庫が故障したところではありますが、年式が古く、修理不能とされましたことから、機器を更新しようとするものであります。

14 ページになります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 200 万円の追加でございます。

8 節につきましては、住宅新築リフォーム奨励事業であります。本年度、対象工事費を 100 万円以上から 50 万円以上に引き下げたことなどによりまして、リフォームに係る利用者が本年 10 月末現在 83 件となっており、昨年度実績と比較いたしますと 40 件以上増加している状況でございます。

このため、11 月以降の当該奨励事業の執行に当たり、予算に不足が見込まれますことから、事業費を追加しようとするものであります。

次に、3 目観光費 10 万円の追加でございます。

忠類地域の特産品でありますユリ根を使用した新商品の開発事業に対する補助金を追加するものであります。

本年 10 月に開催された「第 7 回とかちスイーツコンテスト高校生選手権」におきまして、本町在住

の生徒を含む帯広農業高校の生徒が、ユリ根を使用したタルトを出品し、グランプリを受賞したところであり、このグランプリ作品をベースに「道の駅ちゅうるい」が商品開発を進めるものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 208 万 1,000 円の追加でございます。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 2 億 6,398 万 6,000 円の追加でございます。

地方債補正でもご説明したところでありますが、主に「消防救急無線デジタル化共同整備事業」の増加に伴う東十勝消防事務組合分担金の追加であります。

15 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 9 万 3,000 円の追加でございます。

燃料費の追加であります。

4 目スクールバス管理費 31 万 2,000 円の追加であります。

貸与車両の経年劣化に伴う故障のため、修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、6 目学校給食センター管理費 245 万円の追加でございます。

1 節及び 9 節につきましては、給食材料費の高騰などに伴い、給食費の見直しを協議するため、給食センター運営委員会の開催に係る費用を追加するものであります。

11 節であります。細節 11 及び細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 21 につきましては、電気料の追加、細節 22 及び細節 23 につきましては、使用量の増加に係る費用の追加であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 360 万 6,000 円の追加でございます。

燃料費の追加であります。

16 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 818 万 8,000 円の追加でございます。

11 節の細節 11 及び細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 21 につきましては、電気料の追加であります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 6 万 7,000 円の追加でございます。

燃料費の追加であります。

5 項社会教育費、4 目町民会館費 123 万 5,000 円の追加でございます。

11 節の細節 11 及び細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 21 につきましては、電気料の追加、細節 40 につきましては、町民会館の汚水ポンプの修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、6 目ナウマン象記念館管理費 28 万 6,000 円の追加、あわせて 7 目スポーツセンター管理費 111 万 8,000 円の追加でございます。

いずれも、燃料費の追加であります。

17 ページになります。

9 目図書館管理費 193 万 6,000 円の追加でございます。

11 節の細節 11 につきましては、燃料費の追加、細節 40 につきましては、本館の排水槽ポンプの修繕に要する費用の追加、13 節につきましては、図書館 3 館及び中学校 5 校分のシステムを更新するに当たり、現行システムから新システムへの移行ツールの設計・開発等データ移行に係る委託料を追加するものであります。

次に、10 目百年記念ホール管理費 45 万 7,000 円の追加でございます。

大ホール舞台照明の操作基盤が一部操作不能となったことから、修繕に要する費用を追加するものであります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 2,274 万 7,000 円の減額でございます。

2 節につきましては、主に本年 7 月からの給与減額措置に係る減額であります。

3 節につきましては、主に人事異動等に伴う補正であります。細節 11 につきましては、参議院議員選挙、防災計画等各種計画見直しなどに係る事務量の増加に伴う追加であります。

18 ページにかけてでございます。4 節及び 19 節につきましては、給与減額措置に伴う減額が主な

ものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りをいただきたいと思えます。

11款1項1目地方交付税8,341万4,000円の追加でございます。

本補正予算の財源調整分として、普通交付税確定額の一部を追加するものであります。

14款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料100万5,000円の追加でございます。

要支援者のケアプラン作成に係る国保連合会からの手数料であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,650万円の追加でございます。

1節の細節2につきましては、障害者支援費の増額に係る国負担分の追加、細節3につきましては、自立支援医療費の増額に係る追加であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金825万円の追加でございます。

国庫支出金と同様であります。障害者支援費等の増額に係る道負担分の追加であります。

7ページになります。

2項道補助金、1目民生費補助金60万円の追加でございます。

福祉灯油に対する地域づくり総合交付金であります。

次に、3目労働費補助金367万9,000円の追加でございます。

有機農業等普及促進事業に係る道補助金であります。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入2,548万2,000円の追加でございます。

定住促進住宅建設費補助事業に係る宅地分譲、上当寿の家の移転に係る町有地の売り払いなどによる追加でございます。

20款1項1目繰越金952万5,000円の追加でございます。

8ページになります。

21款諸収入、5項4目雑入2,015万8,000円の追加でございます。

4節の細節43につきましては、保健福祉センターの燃料費の増額に係る社会福祉協議会負担分の追加、細節54につきましては、古舞地区共聴施設整備事業に係る助成金であります。

22款1項町債、1目総務債150万円の追加、6目消防債2億6,890万円の追加でございます。

地方債補正でご説明いたしました2事業に係る町債を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 1点だけなのですが、17ページ、教育費の図書館管理費でこれ初めてだと思っておりますが、13委託料、図書館システムデータ移行、中学校5校が対象ということではありますが、この事業の内容をまずご説明いただけますか。

○議長（古川 稔） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） 13節委託料、データ移行委託料の件です。

データ移行のまず全体のお話をしますと、ここに今使っているシステムがあります。ここにデータが入っています。これは本とそれから利用者の人のデータになります。そして、今度、来年度から使う新しいシステムがあります。このデータをこちらへ移さなければいけないですね。そのための費用です。

それで、前回議決いただいている費用の中には、ここに出したデータを新しいシステムに取り込む部分、この移行に関しては前回の費用の中に入っております。

今回の件は、今あるシステムからまずは取り出すという抽出移行ツールという言い方をします。その開発費と、それから作業費が入っておりますということでもあります。

そして、その中にデータ、先ほど申し上げました蔵書データに関しては、今のシステムの中に図書

館3館分とそれと学校図書館の中学校なのですけれども、5校分のデータがそこに入っているのです。それを取り出す費用ということになります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） わかりました。そうしますと、新しい事業というよりは、今も幕別町の図書館のデータの中には町内5校の中学校の図書館のデータ全てが管理されている、入っていることなのですね。

続けてなのですけれども、その認識がちょっと自分にはなかったものですから、わかりました。

さらに、そのことをうちの図書館が学校の全部のデータを中学校の持っているということは、それをさらに図書館の効率的な利用というような形で何か発展されるような、つまりどこにある図書も全部、学校の図書も含めて、町の図書館が貸し出しもできますよということも含めて、事業を展開されることなども想定されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） 現在のシステムは中学校5校も図書館にあるサーバーの中にデータを持ってきてやりとりをするような格好で、全体がネットワークされた形で管理されております。そこでの蔵書の検索とか、あと貸し出し予約とかもできるのですが、実際にはこれは中学校5校の担当の先生方にも今度の更新に当たっていろいろお話を伺いました。事実上そういうニーズというのは、中学校間で全部がネットされているということは、ある中学校からこちらの中学校の本を借りるだとか、そういったようなニーズというのは事実上これまでも発生していませんし、今後もそういったことはお互いに同じようなものを持っていますので、それよりも図書館との関係であるということ、その部分に関しては、一般の利用者が使ってらっしゃるウェブ予約であるなり、検索であるインターネット経由のそれで十分できるという判断に立ちました。

それで、各校の蔵書の管理ですとか、そういったものは各学校ごとにスタンド・アローンという格好で今度持ってまいります。そうすることによって、全体の経費も抑えられますので、そういった全体の仕組みの再調整というか、そういうことはいたしました。生徒から見たいろんな利用勝手といいますか、そういった部分でのマイナスというのは生じないと考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 丁寧なご説明ありがとうございます。

たしか、これちょっと離れてきてしまいますけれども、各学校の図書の蔵書というのは、必ずしも100%までには至っていませんよね。そこで、こういったデータを町の図書館として一括管理することによって、そういうことを補える役割も果たしていくのかなということから貸し借りも圏域を越えてやれるのかなという、学校区域を越えてやれるのかなという思いもあったのですけれども、ニーズがないということであれば、そういう思いだけなのですが、しかし将来的にはやはり有効的な活用がされて、そういった不足分も補えるようなことなども含めて、全体の管理、小学校も含めてやっていくことがいいのではないかなというふうに思います。もし、ご答弁があればお願いします。

○議長（古川 稔） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） システム設計上は、将来のそういった拡張、発展性に対応できるようにつくりにはしてあります。ニーズが高まったところでつなげばいつでも使える、そういった設計にしております。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

谷口議員。

○10番（谷口和弥） 10ページの3款民生費、20節扶助費の細目に福祉灯油扶助について質問させていただきたいというふうに思います。

既に幾つかの管内の自治体で福祉灯油の実施ということについては、いろいろと実施の内容が示さ

れたところでありますけれども、高齢者の対象年齢など、それから金額、まだ総体的には十分かどうかということについてはいろいろ議論があるかと思っておりますけれども、昨年と比べて、対象となっている方が誰でも受け取れる形の商工会の商品券化ですとか、金額が昨年よりも上がっているということなど、評価される中身があるというふうに思って説明を聞いておりました。

それで、お聞きしたいことの中身というのは、1点なのですけれども、どのようにしてこの商品券が対象となっている方に案内される、商品券が手渡される、どのような仕組みを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。去年は各対象の方に引換券が行って、その券を持ってしかるべきところに行ったというのがやり方としてあったと思うのですけれども、ことしもそれと同様なのかどうか、お聞きしたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 商品券の交付の関係でありますけれども、まずは案内といたしまして、対象者全員を抽出いたしまして、文書で申請書を送りたいと思っております。年末になろうかと思っておりますけれども、役場、保健福祉センター、札内支所、糠内出張所、ふれあいセンター福寿の常設窓口以外に、幕別本町地区1カ所、それから札内で2カ所の直接窓口を開きまして、そこにおいて申請をいただいて商品券と交付をしたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今のご説明は理解できました。

それで、対象者のところの中に、先ほどの説明では75歳以上の高齢者や障がいを持っている方がいる世帯ですとか、五つの対象が述べられたところでありましたけれども、例えば特定疾患というものもあったのだと思うのです。自治体のほうで、その特定疾患の方の名簿は持っていらっしゃらないのではないかなと思うのですけれども、しかるべきところに調べに行って、そして対象者としてこの申請書をお送りするという事で理解してよろしかったでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 対象者の中に北海道が発行する特定疾患医療受給者証の交付を受けた者、それから北海道が発行する小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けた者、この2項目につきましては、北海道総合振興局保健所が管轄しているものでありまして、名簿につきましては、私どもだけまかせないので、郵送料を子ども町のほうで負担をして、案内を保健所のほうにお願いをして、対象者に送付をしていただくと、こういう手法をとりたいと。2月に実施したときもそうでありまして、今回につきましても、そういう手法をとりたいというふうに考えております。

○10番（谷口和弥） わかりました。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第94号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第18、議案第100号、平成25年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は全ての議事日程が終了するまで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がないようでありますので、本日の会議は全ての議事日程が終了するまで行います。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第94号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ233万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,540万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

5ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費233万3,000円の減額でございます。

給与減額措置や人事異動、時間外勤務手当等に係る人件費の補正であります。

3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金19万2,000円の減額でございます。

本年度の拠出金を減額するものであります。

次に、2目後期高齢者関係事務費4,000円の追加でございます。

本年度拠出金の確定に伴い、追加するものであります。

6ページになります。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金17万2,000円の追加、あわせて2目前期高齢者関係事務費拠出金5,000円の追加でございます。

いずれも、本年度拠出金の確定に伴い、追加するものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1万1,000円の追加でございます。

昨年度の高齢者医療制度円滑運営事業補助金に係る精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りをいただきたいと思います。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金233万3,000円の減額でございます。

人件費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第95号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ149万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,402万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13ページ、14ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

16ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費149万5,000円の減額でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金149万5,000円の減額でございます。

一般会計からの繰入金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、21 ページになります。

議案第 96 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 308 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 22 億 8,388 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22 ページ、23 ページに記載しております「第 1 表」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

26 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 319 万 4,000 円の減額でございます。

人件費の補正であります。

次に、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 30 万 9,000 円の追加でございます。

27 ページにかけてであります。人件費の補正であります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 19 万 7,000 円の減額でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

24 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 4 万 1,000 円の減額でございます。

現年度分の減額であります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金 7 万 8,000 円の減額、あわせて 6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 3 万 9,000 円の減額でございます。

いずれも、地域包括支援センター運営費に係る国と道の負担割合に応じた減額であります。

25 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 292 万 4,000 円の減額でございます。

3 節につきましては、地域包括支援センター運営費に係る町の負担割合に応じた減額、4 節につきましては、人件費分の減額であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、33 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 97 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 31 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,744 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、34 ページ、35 ページに記載しております「第 1 表」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

37 ページとなります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 31 万円の追加でございます。

2 節から 4 節までにつきましては、人件費の補正、23 節につきましては、高規格幹線道路であります中札内大樹道路工事に係る補償内容に変更が生じたことから、損失補償金の一部を返還するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

36 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 31 万円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、42 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 98 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 318 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,074 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、43 ページ、44 ページに記載しております「第 1 表」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

46 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 110 万 3,000 円の追加でございます。

2 節から 4 節までにつきましては、人件費の補正、27 節につきましては、確定申告に伴う消費税の追加であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 208 万 1,000 円の追加でございます。

47 ページにかけてでございますが、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

45 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 208 万 1,000 円の追加でございます。一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 110 万 3,000 円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、52 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 99 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 26 万 2,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,199 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、53 ページ、54 ページに記載しております「第 1 表」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

56 ページとなります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 26 万 2,000 円の減額でございます。

人件費分の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

55 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 26 万 2,000 円の減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、61 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 100 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正でございます。

収入であります。第 1 款水道事業収益、既決予定額 5 億 6,119 万 7,000 円に、補正予定額 1 億 669 万 5,000 円を追加し、6 億 6,789 万 2,000 円と定めるものであります。

支出であります。第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 7,958 万 1,000 円から、補正予定額 242 万 1,000 円を減額し、5 億 7,716 万円と定めるものであります。

次に、補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正でございます。

第1款資本的支出、既決予定額2億9,479万円から、補正予定額25万6,000円を減額し、2億9,453万4,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正により、その額を1億9,680万4,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第4条につきましては、第6条予算に定める弾力条項の適用ができない経費の額を3,661万3,000円に改めるものであります。

初めに、収益的支出からご説明申し上げます。

63ページをお開きいただきたいと思っております。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費95万3,000円の減額、あわせて5目総係費146万8,000円の減額でございます。

いずれも、人件費に係る補正であります。

次に、収益的収入をご説明申し上げます。

62ページになります。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金1億669万5,000円の追加でございます。

高料金対策に係る一般会計からの補助金であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

64ページになります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費25万6,000円の減額でございます。

人件費分に係る補正でございます。

以上で特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第94号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第95号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第96号、平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第97号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第98号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第99号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第100号、平成25年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月13日から12月19日までの7日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、明12月13日から12月19日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月20日午後2時からであります。

17:07 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第4回幕別町議会定例会
(平成25年12月20日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)
議事日程の報告(会議規則第21条)
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第14号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議
- 日程第3 議案第102号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その9))
- 日程第4 議案第101号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その8))
- 日程第5 議案第103号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その10))
- 日程第6 議案第104号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その11))
- 日程第7 議案第105号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その12))
- 日程第8 議案第106号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その13))
- 日程第9 議案第107号 工事請負契約の変更について(幕別中央地区暗渠排水工事(その14))
- 日程第10 発議第9号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第11 発議第11号 西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」について
- 日程第12 陳情第13号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
(日程第10、11、12 総務文教常任委員会報告)
- 日程第13 陳情第10号 「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第14 陳情第14号 「特定秘密保護法の廃案を求める国への意見書提出に関する陳情書」
- 日程第14の2 発議第15号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 日程第14の3 発議第16号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
- 日程第15 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成25年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年12月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月20日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 9 牧野茂敏 10 谷口和弥 11 芳滝 仁
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
8 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 古川耕一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 細澤正典
糠 内 出 張 所 長 妹尾 真 地 域 振 興 課 長 原田雅則
土 地 改 良 課 長 坂井康悦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘

議事の経過

(平成26年12月20日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局（野坂正美） 8番乾議員より本日欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議第14号から日程第9、議案第107号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第14号から日程第9、議案第107号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第14号、中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 発議第14号。

平成25年12月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員田口廣之。

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員齊藤喜志雄。

賛成者、幕別町議会議員前川雅志。

賛成者 幕別町議会議員藤原孟。

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議(案)。

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続きに従うことを強制的に義務付けた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に対して何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

よって、幕別町議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、同盟国である米国をはじめ、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じることを政府に強く求める。

以上、決議する。

平成25年12月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第102号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

14:06 休憩

14:06 藤原議員退場

14:07 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第102号、工事請負契約の変更について説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第102号、工事請負契約の変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成25年7月5日開催の第3回議会臨時会で契約の締結につきまして議会の議決をいただき、平成25年7月8日に契約を締結し、現在、施工中のものであります。

このたび、設計変更により契約金額を変更いたしますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、概数の確定により、暗渠排水工事面積を53.80ヘクタールから52.78ヘクタールに変更するものであります。

契約の目的、契約の相手方に変更はなく、契約の金額につきまして、既決契約金額 8,604万7千500円を93万4,500円減額し、8,511万3,000円に変更するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

14：09 休憩

14：09 藤原議員入場

14：10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第101号、工事請負契約の変更についてから、日程第9、議案第107号、工事請負契約の変更についてまでの6議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第101号および議案第103号から議案第107号までの、工事請負契約の変更につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第102号と同様に契約金額の変更により、議会の議決を求めるものであります。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

議案第101号につきましては、概数の確定により、工事面積が51.77ヘクタールから51.88ヘクタールに増となり、契約金額につきまして、既決契約金額8,256万1500円を74万5,500円増額し、8,330万7,000円に変更するものであります。

次に議案書の3ページになりますが、議案第103号につきましては、概数の確定により、工事面積が51.51ヘクタールから52.64ヘクタールに増となり、契約金額につきまして、既決契約金額8,379万円を210万円増額し、8,589万円に変更するものであります。

次に議案書の4ページになります。

議案第104号につきましては、概数の確定により、工事面積が52.82ヘクタールから53.28ヘクタールに増となり、契約金額につきましては、既決契約金額8,190万円を358万500円増額し、8,548万500円に変更するものであります。

次に議案書の5ページになります。

議案第105号につきましては、概数の確定により、工事面積が52.64ヘクタールから52.63ヘクタールに減となり、契約金額につきましては、既決契約金額8,400万円を13万6,500円減額し、8,386万3,500円に変更するものであります。

次に議案書の6ページになりますが、議案第106号につきましては、概数の確定により、工事面積が53.21ヘクタールから52.75ヘクタールに減となりましたが、暗渠排水管渠の大口径の延長が増えたことにより、契約金額につきましては、既決契約金額8,515万5,000円を105万円増額し、8,620万5,000円に変更するものであります。

議案書の7ページになりますが、議案第107号につきましては、概数の確定により、工事面積が52.65ヘクタールから52.58ヘクタールに減となり、契約金額につきましては、既決契約金額8,347万5,000円を82万9,500円減額し、8,264万5,500円に変更するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第101号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第103号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第104号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第105号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第106号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第107号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第10、発議第9号、道州制導入に断固反対する意見書から、日程第12、陳情第13号、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書の3議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○13番(前川雅志) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成25年12月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成25年9月27日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成25年9月27日、10月9日、12月10日(3日間)。

2、審査事件。

発議第9号、道州制導入に断固反対する意見書。

3、趣旨。

現在の道州制論議は国民的な議論が無い中、道州制の下での町村の位置づけや税財政制度等、道州制が町村や住民にどのような影響をもたらすのか明らかにされていないまま、事務権限の受け皿という名目のもと、期限を区切った導入ありきの内容となっております。

町村は、それぞれの地域の特色を生かし、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきましたが、道州制導入により、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

よって、道州制の導入に断固反対し、本意見書を政府、国会に提出するものであります。

4、審査の経過。

審査にあたっては、道州制導入について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「可」すべきものと決した。

4番の下から2番目のところなのですが、記載が間違っておりますので修正をいただきたいと思っております。

次に、平成25年12月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成25年12月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成25年12月10日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第11号、西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」について。

3、陳情の趣旨。

今年10月から6ヶ月間で行っている幕別地区農村部での予約型乗合タクシーの試験運行が終了した後、西幕別農村部においても同様に試験運行を実施するよう求めるものであります。

また、両地区での試験運行結果を踏まえ、交通弱者に対する公共交通確保のあり方について精査を行い、予約型乗合タクシーの導入について前向きに検討するよう強く要望するものであります。

4、審査の経過。

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成25年12月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成25年12月11日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成25年12月12日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第13号、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

安倍政権は、国政の重要問題である「特定秘密保護法案」を多くの国民の意見に耳を傾けずに、審議不十分なまま強行採決によって成立させた。

この法案は、政府が持つ情報の中から「特定秘密」を指定し、その有効期間、特定秘密の取扱者及び漏洩した場合の罰則などを定めたものであるが、国会審議においても、国民の「知る権利」や「取材報道の自由」を侵害するだけでなく、憲法における国民主権の原則、基本的人権の尊重や平和主義を侵害することも指摘されている。

このような重大な法案をわずかな審議で成立させたことは許されるものではない。

よって、政府においては憲法を踏みにじる「特定秘密保護法」を廃止するよう強く要請する。

4、審査の経過。

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○15番（中橋友子） 議長、議事進で。文書が入っていない方がおられるようですけど。

○議長（古川 稔） 大変失礼いたしました。

途中ですけれど、暫時休憩させていただきます。

14：21 休憩

14：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告がおわりましたので、質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第9号、道州制導入に断固反対する意見書に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

陳情第11号、西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」についての委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第13号、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第13、陳情第10号、「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長谷口和弥議員。

○10番(谷口和弥) 平成25年12月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長谷口和弥。

民生常任委員会報告書。

平成25年12月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成25年12月2日、11日(2日間)。

2、審査事件。

陳情第10号、「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

政府は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう強く要望する。

4、審査の経過。

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告がおわりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第10号、「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第14、陳情第14号、「特定秘密保護法の廃案を求める国への意見書提出に関する陳情書」についてを議題といたします。

本陳情につきましては、すでに同趣旨の陳情が採択とされておりますので、採択されたものとみなします。

ここで追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14：32 休憩

14：33 再開

[追加日程・付託省略]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第14の2、発議第15号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書および日程第14の3、発議第16号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の2議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 15 号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第 16 号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 15、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されお手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 16、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成25年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：37 閉会